

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻

自己点検・評価報告書

二〇一三

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻  
自己点検・評価報告書

(2008年4月～2012年3月)

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻  
自己評価委員会  
平成25年(2013年)3月

## はじめに

法科大学院制度は、わが国における司法制度改革の重要な部分を担うものであると同時に、わが国における高等教育改革の先端を切り開こうとするものでもある。教育水準の維持向上を不断に図ることによってその社会的使命を達成するため、法科大学院制度は、自己点検・評価および第三者評価を不可欠な仕組みとして組み込みつつ、構築された。

名古屋大学法学部・大学院法学研究科は、自己点検・評価制度を1993年から導入している。これまで、約3年毎に自己点検・評価を実施し、その結果を公表してきた、このような経験の蓄積は、名古屋大学法学研究科実務法曹養成専攻(名古屋大学法科大学院)が2004年度に発足して以降、法科大学院として要請されるようになった、一層踏み込んだ自己点検・評価を行うにあたって、大いに生かされている。

名古屋大学法科大学院においては、法科大学院としての独自の自己点検・評価を行うため、自己評価委員会を設置している。自己評価委員会は、これまで、2006年4月、2007年12月と2008年5月に、「名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻自己点検・評価報告書」を刊行し、公表した(それぞれの対象期間は、2004年4月～2006年3月、2006年度、2006年4月～2008年3月。)。また、名古屋大学法科大学院は、2006年度において、独立行政法人大学評価・学位授与機構による子備評価を、さらに2008年度に同機構による認証評価を受けた。

この度、自己評価委員会は、2008年4月から2012年3月における名古屋大学法科大学院の教育に関する自己点検・評価行い、本報告書を作成した。本報告書は、前回の報告書と同様、第1部と第2部から成っている。第1部は、本法科大学院における自己点検・評価の結果であり、「理念と目的」「教育内容」「成績評価および修了認定」「教育改善」「入試」「教育環境」の各章において、自己点検・評価の結果を記述している。第2部は、本法科大学院に所属する教員の対象期間(2008年度から2011年度まで)の研究および教育上の業績、学外での公的活動、社会的貢献活動等についての資料である。

本法科大学院では、これからも不断に自己点検・評価を実施し、教育のさらなる改善に努め続ける所存である。

2013年3月

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻  
自己評価委員会





# 目 次

## 第 1 部 自己点検・評価報告書

第 1 章	本法科大学院の理念と目的	1頁
第 2 章	教育内容（教育課程の編成、専任教員の教育上の 指導能力及び配置の状況を含む）	2頁
第 3 章	成績評価および修了認定（成績評価の状況を含む）	30頁
第 4 章	教育改善	39頁
第 5 章	入試（入学者選抜の状況を含む）	53頁
第 6 章	教育環境（学生の在籍状況を含む）	62頁
第 7 章	修了者の進路及びキャリア支援	81頁

## 第 2 部 専任教員の最近の主たる業績、公的活動・ 社会貢献活動等一覧



## 第1部 自己点検・評価報告書



## 第1章 本法科大学院の理念と目的

本法科大学院は、主に3つの教育理念・目的を有する。

第1の教育理念・目的は、豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成にある。21世紀の社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。そこでは、社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく法的に明確な解決が図られることが必要とされる。本法科大学院における教育は、このような法化社会においてこれを支え推進する法曹の養成を目指している。

第2の教育理念・目的は、国際的な関心を持った法曹の養成である。自由な共生社会は、国際的にも強く相互に依存しており、そこで活躍する法曹には幅広い国際的な視野と専門的知識が強く期待されている。我が国の経済活動は欧米のみならず、とりわけ最近ではアジア近隣諸国と強い絆で結ばれているにもかかわらず、我が国の法曹界はこれらに対する関心が必ずしも大きいとはいえない状況にあった。しかし今後は、アジア近隣諸国との関係も含め国際的な関心を持った法曹の養成は焦眉の課題である。本法科大学院では、こうした法曹の養成を目指している。

第3の教育理念・目的は、中部日本における基幹大学として、ホームドクターとしての法曹、企業法務に強い法曹を養成する点にある。名古屋大学が位置する中部地区においても、環境問題、高齢者を中心とした福祉問題、消費者問題、行政活動に関係した問題など、市民生活に関わる多様な問題が発生している。こうした市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ、法的に解決するためには、市民生活に関連する分野について広範な知識を有するホームドクター的な法曹が必要とされる。名古屋大学大学院法学研究科は、NPOの活動支援、あるいは消費者問題や環境問題等についてさまざまな市民組織と協力した教育活動を行ってきた経験と実績を有している。一方で中部地区は、自動車産業をはじめとする巨大な製造業の企業群を擁している。そこでは、様々な企業活動に伴う法務のエキスパートが必要とされており、国内外で活躍しうる能力を持った法曹の養成が強く要求されている。そして、この面についても、名古屋大学大学院法学研究科は、これまでもトヨタ法務会議から派遣される連携教員の協力を得て、中部地区の企業法務と連携を図り、研究体制を整備するとともに、インターンシップ等を通じて社会連携の成果を法学教育に活かしてきた。本法科大学院は、これらの経験と蓄積をもとに、中部日本における基幹大学として、福祉問題、環境問題、消費者保護に関する問題などに通曉し、専門性に優れ、かつホームドクターとしてのサービスも十分に提供できる、バランスのとれた法曹の養成を目指すとともに、中部地区の企業法務との連携をさらに強化し、企業法務に強い法曹の養成を目指している。

なお、以上のいずれの法曹にも共通するものとして、本法科大学院は、情報化社会の進展に伴う法的諸問題について正確な知識を習得し、情報化技術の発展の意味と社会の情報化の意味を理解するだけでなく、情報機器やネットワークを利用して、収集した法情報を分析・要約・整理・統合・加工し、さまざまな資料や各種の文書を作成する技能を身につけた法曹の育成を目指しており、これも目的の一つである。

## 第2章 教育内容（教育課程の編成、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況を含む）

※以下では、基本的には2010年度から（特に2011年度以降）適用されている「新カリキュラム」を対象として点検・評価を行うが、本報告書における点検・評価の対象には2008年度・2009年度の教育内容等も含まれるため、必要に応じてこれらの年度において適用されていた「旧カリキュラム」にも言及する。

### 1. 課程編成

本法科大学院では、学年進行に応じた教育目標を定めて、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などを無理なく修得できるように教育課程が編成されている。すなわち、1年次では、法曹に基本的に必要とされる知識を修得させるための法律基本科目をもっぱら学ぶことになる（後述のキャップ制により、1年次に履修しうる単位は38単位であるが、その内32単位は必修の法律基本科目である）。ここでは、必要な知識を修得させるという理論的教育が中心となるが、その際も、双方向的、多方向的な教育方法を用いることにより、授業において思考力、表現力を修得させている（なお、これらの科目に加え、2011年度から1年次（3年コースのみ）の選択科目として「実定法基礎」を設け、特に法学未修者の効果的な学修を可能とするために実定法に共通して要求される基礎的な法的思考力の涵養を図っている）。また、2年次において開設される演習科目においては、既修者レベルにあり、一定の法知識を修得している者に対して、より高度な法知識を修得させ、さらにその際、ケースメソッド、プロブレムメソッドという教育方法を用い、与えられた事案の解決にあたらせ、また、課題に関するレポートの提出等を義務づける等により、知識に加えて、思考力、分析力、文章力としての表現力を養っている。さらに、一定の法知識を修得した2年次から訴訟科目を開講することにより、実体法科目および手続法科目の基礎知識の修得段階、応用力の育成段階、実体法と手続法に関する知識の統合段階へと無理なく履修ができるように科目が配置されている。

これらの法律基本科目は2年次までに修了する。これらの授業においても、実務との架橋を意識した授業がなされているが、特に実務との架橋を目指した科目として実務基礎科目（本学では、「法律実務基礎科目」を「実務基礎科目」という）が法律基本科目と併行して、2年次から開設されている。この科目は従来の司法研修所の前期修習の内容を含むものであり、ここでは、4科目8単位の必修科目、さらに3科目6単位中4単位の選択必修科目を設置している。2年次には「民事実務基礎Ⅰ」、3年次には「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判（民事）」の実務基礎科目が配置されている。「刑事実務基礎」が3年次に配置されているのは、2年次後期配当科目の「刑事訴訟法Ⅱ」の内容をも前提として「刑事実務基礎」の講義が行われることによる。

とりわけ、本法科大学院では、法科大学院形成支援資金を利用して、実務基礎科目についてIT技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法を開発した。

また、法的な文章表現力を養うことを狙いとする科目として「民事実務基礎Ⅱ」や「刑

事実務基礎」を、また、パフォーマンスとしての表現力を養う実践的な科目として、「模擬裁判（民事）」を開講している（なお、「刑事実務基礎」の講義の一環として夏期集中の形で刑事模擬裁判が実施されることは後述のとおりである）。

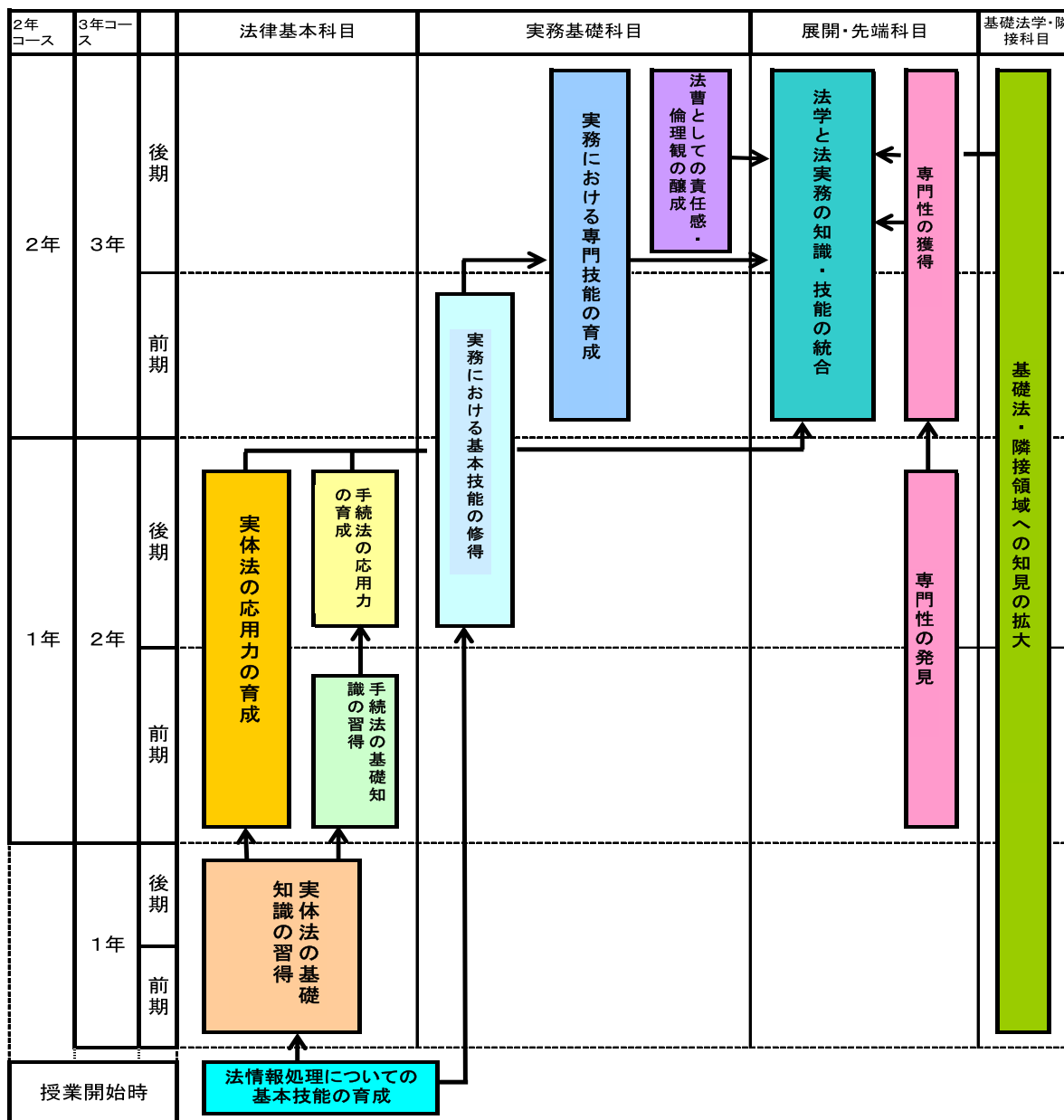
次に、豊かな人間性を備えた優れた法曹を育成するためには、法学の専門的知識のほかに幅広い基礎的法的な知見に裏打ちされた能力が不可欠であることから、基礎法学・隣接科目を8科目開設している。また、法曹としての責任感および倫理観の涵養と、大学内での学修と現場での実践的な経験をより効果的に結びつけることを目的として、最終学年に法曹倫理、エクスターンシップ、ロイヤリングとを開講している。基礎法学・隣接科目はその性格上1年次から履修可能とされている。

最後に展開・先端科目は、先端的な法的問題について双方向的・多方向的な手法による講義を行う科目であり、いずれの科目についても、実務との融合を図る内容の教育が行われている。展開・先端科目は、このような科目の性格上2年次（既修者の場合は1年次）以降（「変容する社会と家族」及び「法整備支援論」を除く）に配置されている。

このように、本法科大学院では、専門的な法知識、思考力、分析力、表現力などを無理なく段階的に修得できるように、教育課程が編成されており、また、以上のように専門職大学院としてふさわしい内容と教育方法で、実務との架橋が段階的かつ完結的に行われている。そして、これら科目群の段階的学修の在り方を明示するために、教育課程に関する次のチャート図を作成している。



名古屋大学法科大学院における教育方針

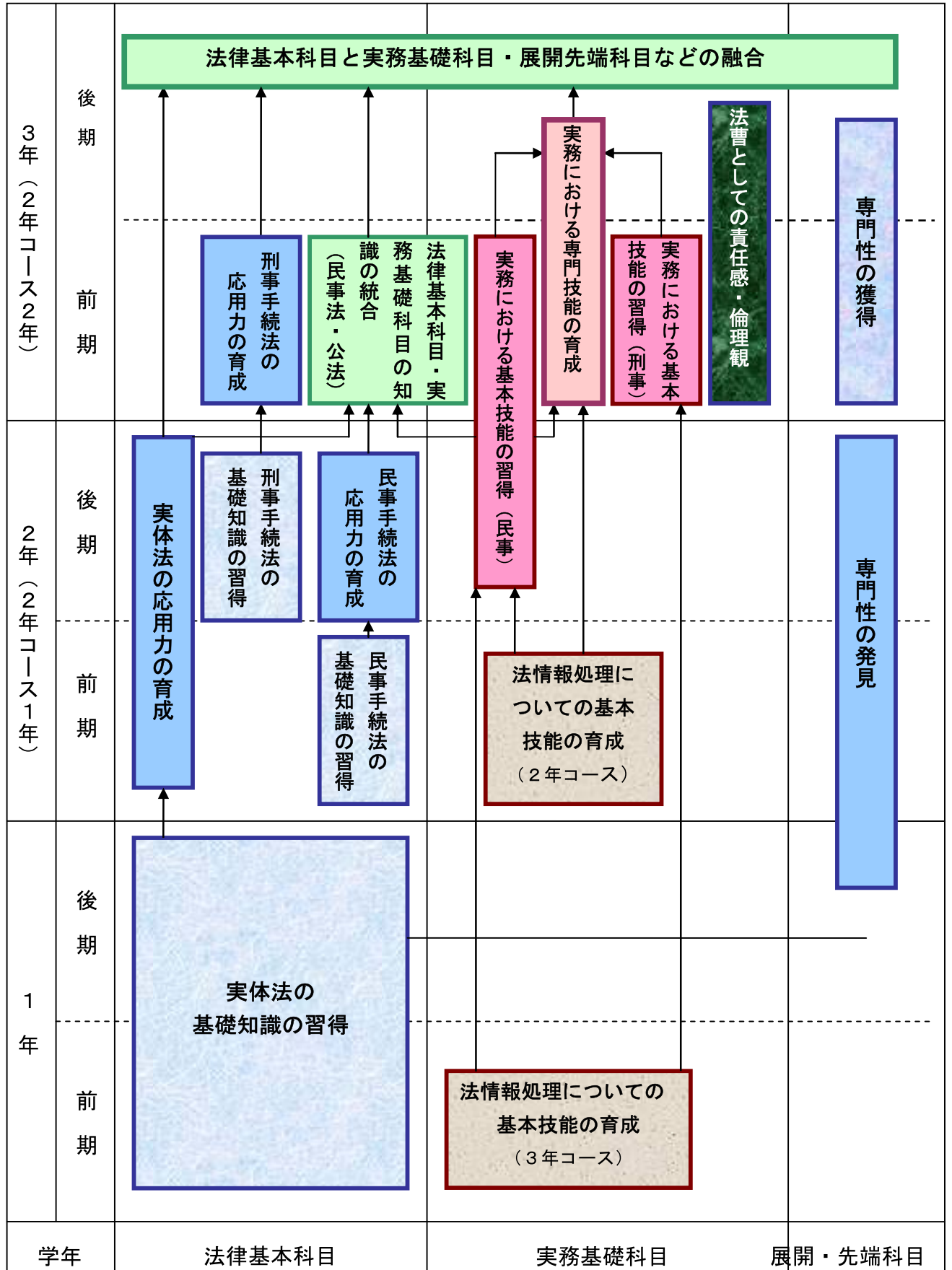


●なお、「旧カリキュラム」では、2010年度から適用された上記の「新カリキュラム」と比較して、以下の点に違いがあるが、その他の点では基本的には共通している。

1. キャップ制により、1年次に履修しうる単位は36単位であるが、その内30単位は必修の法律基本科目である。
2. 実務基礎科目が1年次から開設されている。
3. 実務基礎科目のうちの必修科目は、5科目（10単位）あり、1年次においてはそのうちの「リーガルリサーチ&ライティング」が配置されている。この科目は、法的な表現力を養うことを主たる目的とするもので、初年度に未修者、既修者を問わず必修として履修を義務づけている。
4. 基礎法学・隣接科目を13科目開設している。

旧カリキュラムに関するチャート図は以下のとおりである。

# 名古屋大学法科大学院における教育方針



## 2. 開講科目

本法科大学院では、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図ることを目的とする「法律基本科目」、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等を目的とした「実務基礎科目」、優れた法曹として必要な幅広い基礎的な法学・隣接的知見を修得する機会を与え、高い素養をもった実務家を養成するための「基礎法学・隣接科目」、先端的な法的問題について双方向的な手法による講義を行う科目で、法曹としての専門分野を模索するのに必要な科目である「展開・先端科目」を開講している。以下、各科目群について詳しく述べる。

なお、旧カリキュラムにおける開講科目は、後出（5）で述べる変更点を除けば、新カリキュラムと同様であり、基本的には同様の評価が与えられる。

### （1）法律基本科目

本法科大学院では、法律基本科目については、法学未修者を対象とする1年次配当の選択科目として「実定法基礎」が設けられているほか、公法系科目として、「憲法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「憲法演習」（2単位）、「行政法基礎Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「行政法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）の合計14単位、民事系科目として、民法では「民法基礎Ⅰ～Ⅵ」（合計14単位）、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、商法では「商法基礎Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）、「商法演習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、民事訴訟法では「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）がそれぞれ設けられ合計34単位、刑事系科目として、「刑法Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「刑法演習」（4単位）、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」（合計6単位）の合計14単位が、それぞれ必修科目として設けられている。

これらの科目は法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、専門的な法知識の確実な修得、法知識を批判的に検討発展させていく創造的な思考力の育成を図る目的とする科目であり、この目的に沿った教育内容となっている。

実体法に関しては、前述のように、公法系科目、民事系科目、刑事系科目のいずれに関しても、初学年において基礎を学んだ後により踏み込んだ学習のための演習科目を配置するのが基本となっている（なお、法学未修者を対象とする入門的な選択科目として1年次に「実定法基礎」を配置していることは前述の通りである）。

訴訟法に関しては、民事訴訟法科目、刑事訴訟法科目とも2年次（2年コースは1年次）以降の学修となっており、演習科目は設定されていないが、実定法の知識を前提に十分な議論ができるように実質上演習科目と同等の位置づけがなされている。

### （2）実務基礎科目

次に実務基礎科目は、事案に即した具体的な問題解決に必要な法的な分析・議論能力の育成、法曹としての責任感・倫理観の涵養と社会貢献の機会の提供、法曹に共通して必要な専門的資質・能力の修得、豊かな人間性の涵養・向上等を目的としたものであり、開講

されている科目は、「民事実務基礎Ⅰ」、「民事実務基礎Ⅱ」、「刑事実務基礎」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判（民事）」がある。

この実務基礎科目に関しては、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための科目、要件事実や事実認定及び法文書作成に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎、事実認定や法文書作成に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目が必修科目(8単位)とされている。

まず、民事訴訟実務の基礎に関する科目として要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む「民事実務基礎Ⅰ」が2年次後期(2年コースは1年後期)(2単位)に、民事弁護論、法文書作成の基礎に関する「民事実務基礎Ⅱ」(1単位)が3年次前期(2年コースは2年前期)に配置され、刑事事件の事実認定や法文書作成に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎に関する科目として「刑事実務基礎」が3年次前期(2年コースは2年次前期)(3単位)に配置されている。いずれも必修である。前者の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」は、2年次前期までの民事系基礎科目及び民事訴訟法科目の学修を前提に民事訴訟実務基礎を理解させるべく、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、基礎知識を理解した上での理論と実務の融合教育が図られている。後者の「刑事実務基礎」に関しても、2年次後期までの刑事系の基本科目及び刑事訴訟法科目の履修後に、検察官教員、裁判官教員、弁護士教員、研究者教員が共同して授業を行っており、法律基礎知識と実務との融合理解が図られている。とくに刑事実務については、民事系科目のように独立した模擬裁判の授業が用意されていないことから、訴訟実務の動的な理解を図るため、「刑事実務基礎」の単位数を3単位とし、前期授業の最後に模擬裁判授業を集中形式で行うなどの工夫をしている。

これらの科目については、民事、刑事いずれに関しても、少人数のグループ討議、ロールプレイの実施、レポート課題の実施による事前学習の促進など、授業内容を考慮した教育手法が取られている。また、実務と理論の架橋を目指すべく、本法科大学院では実務基礎科目担当者会議を組織し、定期的に会議を開催し、授業方法についての十分な議論をしている。さらに、海外での教育状況をも参照すべく、実務家教員も含め、海外視察も実施してきたほか、外部からゲストスピーカーを招き、FD活動も盛んに行ってきた(第4章1(5)参照)。また、研究者教員も実務研修に赴いている。

また、3年次後期(2年コースは2年次後期)に法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として「法曹倫理」(2単位)を必修として設けており、同科目についても、弁護士である実務家教員(専任教員)が研究者教員と共同して授業を行っている。もっとも、「法曹倫理」は、実務科目を学ぶにあたっての基礎であることから、3年次後期にいたる以前の実務科目においても必要に応じて指導されている。例えば、「エクスターンシップ」においては事前に十分な責任感、倫理観を身につける必要があるが、これらに関しては独自の事前学習を行っている。また、前述の「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」、「刑事実務基礎」といった実務基礎科目においても当然のことながら法曹の責任感、倫理観に関連する指導が随所においてなされている。その上で、実務科目等を履修の上ではじめてより高度な責任感や倫理観を涵養しうるものとの考えから、「法曹倫理」を3年次後期に配当している。

法情報調査、法文書作成に関しては、法学未修者、既修者を問わず入学時に行われる「法

情報ガイダンス」において、法令、判例および学説に関して、今日利用可能な各種のデータベース等を活用し、基本的な情報検索をなしうるよう学修させるとともに、1年次前期及び2年次前期配当の法律基本科目の第1回授業において、当該科目に要請される文献資料の調査方法、基本的な文書作成方法を履修させるために必要な措置を採るものとするにより、法情報調査のみならず法律家として必要とされる基本的な文章表現にかかわる訓練がなされるよう配慮している。また、これらの基本的技術の修得を前提に、より専門的な法文書の作成に関しては、必修科目の「民事実務基礎Ⅱ」で文書作成指導が重点的に行われるほか、「刑事実務基礎」においても、起訴状、論告要旨、弁論要旨あるいは判決書（の各一部）等の起案を課題等の形で課すことがあり、そうした形で文書作成指導がなされている（なお、展開・先端科目の「法の技術と理論」では法情報調査等についてのより発展的な内容を取り扱うことになっており、「企業法務Ⅱ」では企業法務関係の文書作成に関するより細やかな指導がなされることになっている）。

以上のような必修の実務基礎科目に加え、本法科大学院では、実務基礎科目の重要性に鑑み、「模擬裁判（民事）」、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」（各2単位）を実務基礎科目の選択科目として設定し、6単位中4単位を選択する選択必修としている。

「模擬裁判（民事）」は、半期を通じ、民事裁判の過程全体を模擬的に演じることによって、法律実務基礎的技術を修得させるものである。具体的には、学生が原告、被告、裁判官役に分かれ、実際の裁判さながらに演じる他、証人役に演劇関係者の協力を求めるなど、かなり実践的な指導がなされている。また模擬裁判は記録装置を完備した法廷教室で録画され、事後の学習も十分になされている。

「ロイヤリング」は弁護士実務に必要な技能を修得させるための科目であるが、具体的には依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についての実践的な指導がなされる。この科目においてもロールプレイのような体験型の学習が積極的に取り入れられている。

最後に「エクスターンシップ」は、本法科大学院で特に力を入れている実務基礎科目でありその内容もきわめて充実したものになっている。

なお、本法科大学院では、上記「模擬裁判（民事）」、「ロイヤリング」のほか、基礎法学・隣接科目である「法と心理学」において、一般市民の模擬証人や模擬相談者役を用いた授業を行っている。そのような授業を可能にするために本法科大学院では、法科大学院教育を支援するボランティア団体CLESS(Community Legal Education Supporting Service)を組織し、一般市民の協力を仰いでいる。このようなボランティアの参加を仰ぐことによって市民感覚に溢れる法曹の養成に努めている。

### （3）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、優れた法曹として必要な幅広い基礎的な法学・隣接的知見を修得する機会を与え、高い素養をもった実務家を養成するための科目である。この科目は、合計8科目、16単位が配置され、その中から4単位を選択することが義務づけられている。それぞれの科目は、科目目的に沿った、法科大学院にふさわしい教育内容のものとなっている。

基礎法学・隣接科目については、まず、特に本法科大学院では「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法

曹」といった3タイプの法曹を養成することを目指していることもあり、その目標に見合うように、国際関係については、多様な比較法学習に対応できるよう「比較法Ⅰ・Ⅱ」が設置されている。また、企業法務の基礎となる「情報と法」、「法と経済学」といった科目、市民生活上の問題を考える基礎としての「法と心理学」といった科目を設置している。これらの科目は、基礎法学・隣接科目として1年次に配置されているが、必要に応じ後年次においても履修可能なように配慮されている。

#### (4) 展開・先端科目

展開・先端科目は、先端的な法的問題について、双方向的・多方向的な手法による講義を行う科目で、法曹としての専門分野を模索するのに必要な科目である。応用的・先端的な法領域が取り扱われており、高度の専門教育を内容とするものである。また、これらの科目は実務との融合も図る教育内容となっており、この関係で「金融商品取引法」は実務家教員が単独で担当している他、「企業法務Ⅰ・Ⅱ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」、「ビジネス・プランニング」では実務家教員と研究者教員が共同して授業を行っている。

本法科大学院のひとつの特徴は、高い専門性を有する法曹を養成する点にある。そのため、本法科大学院では、上述のように、「国際的視野と能力をもった法曹」、「企業法務に通用する法曹」、「市民生活上の法律問題に関して活躍する法曹」といった3つのタイプの法曹養成を目標として掲げているが、展開・先端科目に関しては、まさにそれら3つのタイプの法曹にあわせ、「国際社会と法」、「企業活動と法」、「市民生活と法」というグループに属する科目があり、それぞれ豊富な選択科目が準備されている（それぞれ6科目、13科目、15科目である）。国際社会関係が少ないようであるが、「企業活動と法」に分類されている「企業法務Ⅱ」、「知的財産法Ⅱ」は、国際的視野も養う融合的な科目であることから、これらは実質的には国際関係の科目でもある。

展開・先端科目には、上記3グループ以外に、「総合問題研究」と「特殊問題研究」というグループがある（それぞれ4科目である）。前者は、個別の法分野を横断する総合的・融合的問題を対象とし、広範で高度の専門的実務的知識を修得することを目的とするものである。また、後者は「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」及び「法の技術と理論」からなる。「先端分野総合研究」は、本学が総合大学である利点を生かし、本学の他研究科の教員と共同して、特定テーマに踏み込んだより専門的な知識を有する法曹養成のために設置された科目である（なお、「先端分野総合研究」の取扱いテーマは、2008年度～2010年度が「インターネット世界の法技術」、2011年度が「外国人と法」である）。また、「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」は本学が中部地区の研究者養成のための基幹校であることに鑑み、法律学の研究者を目指す者が実務的な視点に加え、より高度な専門知識を修得するために設けられた科目である（なお、テーマ研究Ⅰ・Ⅱにおける研究内容については、以下の資料1を参照）。「法の技術と理論」は、従前の「リーガルリサーチ&ライティング」において一部取り扱われていた内容のうち、特に発展的な内容を取り扱うもので、法情報調査及び法文書作成にかかる高度の知識及び技術を習得させることを目的として設置された科目である。

資料1 「テーマ研究」履修状況

履修年度	履修者数	研究テーマ
2008	0	-----
2009	1	一人計算及び電子記録債権を利用した多数当事者間決済制度の可能性と問題点
2010	2	自己決定権は裁判官の恣意を生むのか
		契約交渉破棄者の責任に関する理論的考察
2011	1	内部統制とガバナンス・取締役の責任

以上のように、展開・先端科目に関しては、合計42科目（84単位）が開設されており、学生は、これら豊富な科目の中から自らの志望にあわせ、標準より多い、20単位を選択することが要求されており、法律基礎知識にとどまらず、十分な専門知識を身につけることが要求されている。なお、選択にあたっては、上記3つのタイプの法曹を目指す場合にいかなる選択の可能性があるかを示すモデル履修案が提示され（「2011年度学生便覧」16・17頁参照）、本法科大学院の求める法曹の養成が目指されている。

#### （5）授業科目に関する改善・改革

以上のような授業科目について、本法科大学院では、2008年4月～2011年3月までの期間において、以下のような改善・改革をしてきた。

第一に、法律基本科目に関しては、法学未修者の基礎学力向上のために6単位を限度として法律基本科目の単位数を増加することが認められたことを受け、①主に3年コース入学者の法律基本科目の充実を図るため3つの科目（合計6単位）を新設するとともに、②履修年次を全体的に繰り上げ、2年次までで基本的知識の習得とその応用ができるように科目の配置を変更するなどの形で全体的に整理をした（これらの点は、2011年度入学者から適用されるカリキュラムに反映されている）。①については、まず、主に法学未修者を念頭に置き、実定法に共通して要求される応用能力の基礎を習得するための科目として「実定法基礎（2単位）」を新設した。また、特に法学未修者にとって理解するのが難しいとされる行政法の基本的な考え方や学問体系を学修し易くするために、「行政法基礎（2単位）」を「行政法基礎Ⅰ（2単位）」「行政法基礎Ⅱ（2単位）」に改編した。そして、商事法領域における大規模な法改正を受け、教授すべき基礎知識量が飛躍的に増大したこと等に伴う措置として「商法基礎（4単位）」を「商法基礎Ⅰ（4単位）」と「商法基礎Ⅱ（2単位）」に改編した。

②については、まず、3年次前期配当科目である「刑事実務基礎」は刑事法の学修を一通り済ませてから受講させることが望ましいことから、「刑事訴訟法Ⅰ（4単位）」及び「刑事訴訟法Ⅱ（2単位）」をそれぞれ一学期繰り上げ、前者を2年次前期に、後者を2年次後期にそれぞれ配置することとした。また、親族法が法律基本科目としての民法科目の中で取り扱われていることをカリキュラム上も明確にし、同時に「変容する社会と家族」の先端・展開科目としての位置づけをより鮮明にするために、「民法基礎Ⅰ（4単位）」を「民法基礎Ⅰ（2単位）」及び「民法基礎Ⅱ（2単位）」に分割し、前者で民法総則を、

後者で親族法と相続法の基礎を扱うものとした（なお、これに伴い、従来の民法基礎Ⅱ以下は順次Ⅲ以下と名称変更された。そして、相続法の「具体的問題」については、名称変更後の民法基礎「Ⅳ」で取り扱われることとなった）。

なお、上記のカリキュラム改革とは別に、2年次前期に配置されていた「刑法演習（4単位）」を2010年度より「刑法演習Ⅰ（2単位）」、「刑法演習Ⅱ（2単位）」に分割し、それぞれ2年次前期、2年次後期に配置することにより、学修の空白期間が発生するのを防止し、3年次科目とのよりスムーズな連動を図ることとした。

第二に、実務基礎科目に関しては、「リーガルリサーチ&ライティング」の基礎的な部分のうち、リーガル「リサーチ」の部分については、現在においてはあえて講義科目として開講して伝えなくても学生の側である程度対応可能なものになりつつあり、法学未修者・既修者を問わず入学時に行われる「法情報ガイダンス」の内容を充実させることで学習させることが可能であること、1年次前期及び2年次前期配当の法律基本科目の第1回授業において、当該科目に要請される文献資料の調査方法、基本的な文書作成方法を履修させるために必要な措置を採るものとするにより、各授業科目の特性に応じた情報検索能力や文書作成能力を習得させることが可能であることから、1年次必修科目として配置されていた「リーガルリサーチ&ライティング」を廃止し、上記のような形で対応するものとした（なお、前述のように、当該科目で一部取り扱われていたより発展的な内容については、必修の実務基礎科目である「民事実務基礎Ⅱ」や「刑事実務基礎」において、また、展開・先端科目として新設された「法の技術と理論」や「企業法務Ⅱ」においても部分的に学修することができることになっている）。

第三に、基礎法学・隣接科目については、①これまでの履修状況や非常勤講師等の任用可能性等に鑑み、いくつかの科目について改編を図るものとした。具体的には、主に今後の担当教員の確保可能性に照らし、「法医学（2単位）」を廃止するとともに、その内容を一部吸収しつつ、刑事手続における現代的な諸問題への対応能力を培うべく「現代刑事司法論（2単位）」を新設した。また、法制史科目は「法制史（2単位）」に、政治学科目は「現代世界の政治（2単位）」にそれぞれ一本化した。さらに、比較法科目については、「比較法Ⅲ」を廃止した。

なお、2009年度～2011年度については、将来の法曹界の担い手として視野を広げるべく他の法科大学院生とも積極的に交流することを促進し、法科大学院教育のメニューを将来的に広げていくことも目的として、南山大学大学院法務研究科との教育連携の合意の下、本法科大学院においては「情報と法」を共同開講科目として提供することとなった（なお、南山大学大学院法務研究科との教育連携は2012年度においても引き続き実施されている）。

第四に、展開・先端科目については、学生のニーズや従来の履修状況、非常勤講師の任用可能性等をも勘案して、①特に手厚い教育を保障すべき特定の科目については法律基本科目に相当する程度の単位数の授業科目を設定するとともに、②その他の科目については整理（新設及び廃止）をした。①については、まず2010年度に、演習科目の設定されていなかった租税法につき、「租税法演習（2単位）」を新設した。また、2011年度には、演習科目の設定されていない民事訴訟法、刑事訴訟法、経済法、国際法、国際私法等につき、総合法政専攻の科目として開講されている科目を、指導教員及び授業担当教員の承認ならびに学務委員会の許可を受けて、法科大学院の展開・先端科目として履修し、単位の



認定を受けられるようにした。②については、まず、「国際企業法務（2単位）」につき、主に担当教員を継続的に確保することの困難性や「企業法務Ⅰ・Ⅱ」においても国際問題への対応を検討することが可能であることに照らし、廃止するものとした。他方、「リーガルリサーチ&ライティング」の廃止に伴い、法情報調査等についての高度かつ専門的な知識・技術を習得する機会が失われることを避ける狙いもあり、「法の技術と理論（2単位）」を新設した。また、法律基本科目のより深い理解に役立ち、法学未修者の教育の充実にもつながる（したがって、前述の法学未修者についての法律基本科目単位数増の狙いにも副う）ものとして、憲法科目のより深い理解に資する「比較公共訴訟論（2単位）」を新設した。さらに、国際分野に関する科目の増強を目的として「外国人と法（2単位）」を新設した。そして、キャップ制に鑑み1年次にも展開・先端科目を配置することが望ましいことや法学未修者にも無理なく履修させることができる内容となっていることなどを考慮して「法整備支援論（2単位）」の履修年次を変更し、1年次後期に配置することにした。

なお、2009年度～2011年度においては、上記の教育連携に関する合意に基づき、南山大学大学院法務研究科側から共同開講科目として「地方自治法」が提供されることとなった。

### 3. 少人数教育

本法科大学院では、プロセスを重視し、双方向的、多方向的な授業が行なわれるよう、少人数による授業を実施しており、ほとんどの科目が50名以下で行われている（なお、3年コース1年次のクラス編成は、入試制度等の改革を受けて、2011年度から2クラスから1クラスに変更されたが、50名を大幅に下回る適切な人数で授業が行われていることに変わりはない。また、この変更により1年次生について教育効果が弱まることのないよう、1クラス化と併せて特に法学未修者に対する個別の学修指導のさらなる充実（後述の学修指導時間（オフィスアワー）の時間帯の固定や、弁護士チューター制度の強化等）が図られることとなった）。このように、すべての授業で双方向的、多方向的な授業が行なわれるよう、適切な規模が維持されている。

なお、上記の学生数には、当該授業科目を再履修している者を含む。また、他専攻等の学生または科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、現在までに認めた例はない。

### 4. 授業の方法

本法科大学院では、以下に述べるように、各科目群の性質に応じた授業方法をとっているが、科目群の違いや講義科目・演習科目の違いにかかわらず、共通して、NLSシラバスシステムにおいて毎回の予習課題や復習課題を毎回指示し、また、ほとんどの科目において、課題を提出させたり（科目によって毎週ないし数週間に1回の割合である）、授業中に小テストを頻繁に行うことにより、各授業科目において法曹として必要と考えられる水準および範囲の法知識を確実に修得させるようにしている。

なお、2010年度に法科大学院における「ミニマム・スタンダード」として法律基本科目及び実務基礎科目についての「法科大学院における共通的な到達目標（第2次案修正案）」が策定されたことを受けて、本法科大学院においても、各講義において、これと同等以上の到達目標が設定されていることの確認を全教員に要請し、これを受けて、2011年度以降においては、関係科目の各担当教員が、これと同等以上の到達目標を設けている（なお、そうした形で到達目標を設定している旨は、各教員が、シラバス（「講義計画」の記載上の配慮）や講義時における口頭での告知等を通じて学生にも明示している）。

### (1) 法律基本科目

法律基本科目のうち、3年コース1年次配当科目及び2年次配当の民事訴訟法科目と刑事訴訟法科目では、講義形式と質疑を併用した双方向的な授業を行っている。具体的には、①予習課題に関する基礎知識を質問しながら講義を進行する、②予習課題に関する簡単な事例問題を提示して双方向的な質疑によって解答を導きつつ次第に事例を変化させていく、③予習課題として事例問題を課し、その解答を授業で検討する、④基本的な法知識を教授し、その後に具体的な事例を提示して検討する、などのバリエーションがあるが、いずれも、当該科目における法曹として一般に必要と考えられる水準および範囲の法知識を双方向的な討論を通じて修得させることに重点を置いている。

また、法律基本科目の1年次配当科目（「実定法基礎」を除く）及び2年次配当の民事訴訟法科目と刑事訴訟法科目については、本法科大学院が独自に開発した「お助け君ノート」システムに基づき、毎回の授業を画像収録して、無線LANを通じてリアルタイムで受講生のコンピューター画面上に再現し、受講生が授業を受けながら書き込みをしたり、分かりにくい箇所にもその場でコンピューター上の画面にマークを付すことによって、授業後に当該箇所を再確認したり、関連情報を学習したりすることができるようにしており、これにより学生が事後の学習を効果的に行うための具体的措置を講じている。

法律基本科目の2年次配当科目（民事訴訟法科目及び刑事訴訟法科目を除く）では、演習形式による事例研究を中心的な授業方法としている。具体的には、①予習課題である重要判例を取り上げて、その意義・射程等を検討する、②判例を素材とした事例問題を作成し、それに対する法律構成を検討する、③全く新たな問題を作成して、それに対する解答を検討する、などのバリエーションがある。いずれの場合でも、双方向的または多方向的な討論によって、素材とする事例について、事実関係や当事者の主張を正確に整理・分析し、問題解決の方策を考え、組み立てさせる訓練を徹底して行っており、これにより、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している。

### (2) 実務基礎科目

実務基礎科目では、「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」において、研究者教員と実務家教員が合同で、独自の事例問題を開発・作成し、それを予習課題として課すとともに、授業では、担当教員の間で毎回入念な事前打ち合わせを行ったうえで、それらの問題と課題に対する解答等を素材としながら、演習方式による双方向的・多方向的討論を行っている。「刑事実務基礎」においては、予め事件記録教材等に基づいて提示された予習課題につき、当該講義回を担当する実務家教員が中心となって発問等をし、学生との間での双方向的・多方向

的な議論を通じて解決を導く形で授業が進められている（なお、必要に応じて、研究者教員も授業中—あるいは授業終了後にシラバス等を通じて—コメントを述べるなどの形で理論面でのフォローアップをするようにしている）。「模擬裁判（民事）」では、事例に近い詳細な独自問題・資料を素材にして、ロールプレイにより、弁護士への法律相談から判決に至るまでの実際の裁判過程を画像に収録しながら模擬的に体験させる方法をとっている。「ロイヤリング」では、依頼者との面接技術や交渉、調停の際の技術についてロールプレイのような体験型の学習を取り入れた実践的な指導がなされている。「法曹倫理」では、研究者教員と実務家教員とが共同してチーム・ティーチングを行っており、学生をいくつかの班に分けて行うグループ学習や、裁判官や弁護士などの実務家をスポット的に招いて行う事例研究を実施している。

このように、これらの科目では、双方向的・多方向的な討論を駆使した授業が行われている。

「エクスターンシップ」は、3年前期（2年コース2年前期）の配当科目であるが、あらかじめ2年前期（2年コース1年前期）の開始時に説明会を行い、その時点での学生の希望調査を実施して派遣先を確保したうえで、2年後期（2年コース1年後期）に仮登録をさせ、派遣先を決定している。その後、派遣の実施に先立って、事前学習として、法曹倫理の基本と法曹実務・企業法務に関する講義を実施し、法令を遵守し、専門職倫理や派遣先の業務における守秘義務に反することがないように注意事項を徹底させるとともに、誓約書を徴し、また、万一の場合のために損害保険に加入させている。守秘義務に対する重大な違反がある場合には、エクスターンシップ担当教員およびエクスターンシップ運営委員会での事情聴取・調査および学務委員会での議を経て、必修科目である法曹倫理の単位を取り消すとともに、懲戒処分を行うこととしている（なお、これまでにこうした単位取消し・懲戒処分の対象となるような事態は発生していない）。このように、エクスターンシップでは、参加学生による関連法令の遵守、守秘義務等に関する指導監督を入念に行っている（下記資料2、資料3参照）。

資料2 エクスターンシップに関する注意事項（「2011年度学生便覧」34頁から抜粋）

エクスターンシップにおいては、弁護士事務所や企業の法務部門等で、実際の法律実務を体験・実習する機会が与えられるが、派遣先において遵守が求められる法令、専門職倫理に反することがないように、十分な注意が求められる。とりわけ、派遣先の業務において守秘義務が生じる事項については、実習の過程はもとより、その終了後においても、それに反することがあってはならない。

詳細は、エクスターンシップの事前指導等において説明し、実際の派遣にあたっては誓約書を徴するが、違反があった場合には、専門職を養成する大学院として、必要な措置をとる。

\*違反に対する措置

守秘義務に対する重大な違反がある場合には、法律家としての基本的な資質に欠けるものとして、所定の手続を経て、次の措置をとることがある。

- ① 法曹倫理の単位を取り消す。
- ② 1年間法曹倫理の単位を認定しない。

専門職倫理に反する行為は、懲戒処分の対象となることがある。

資料3 「誓約書書式」

誓 約 書

平成 年 月 日

殿

名古屋大学

大学院法学研究科（実務法曹養成専攻） 年

学籍番号

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

今般、貴法律事務所においてエクスターンシップを実施させて頂くにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. エクスターンシップ期間中は、大学の指導を遵守し、貴事務所の指示に従う。
2. エクスターンシップに際しては、次の事項を遵守する。
  - ① 貴事務所の名誉を毀損するような言動は行わない。
  - ② 貴事務所の営む業務等を阻害するような言動は行わない。
  - ③ エクスターンシップを通じて知り得た貴事務所の機密に属する情報は、エクスターンシップ期間中および終了後、一切漏洩しない。
3. 故意または過失により、貴事務所に対し損害を及ぼした時には弁償する。
4. エクスターンシップ中の貴事務所の責に帰さない事故、災害については、自己の責任において処理する。

「エクスターンシップ」の実施にあたっては、実務家教員および本研究科におけるインターンシップに精通している研究者教員からなるエクスターンシップ運営委員会を構成して「エクスターンシップ」の全体について責任体制を確立し、複数の担当教員が派遣先の選定・派遣学生とのマッチングを行っている。また、派遣先の担当弁護士による指導・監督が明確な責任体制の下で遺漏なくなされるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会を開催して、「エクスターンシップ」の概要や留意点を記載した「エクスターンシップのしおり」（下記資料4参照）を配布し、指導のポイントを理解してもらうとともに、「エクスターンシップ」実施期間中に、派遣先を訪問するなどして、常に派遣先との連絡を密にとりながら、教育目的が確実に実現できるよう努めている。さらに「エクスターンシップ」終了後は、研修報告書の作成・提出を義務づけるとともに、エクスターンシップ委員と学生とによる事後報告会によって実習経験についての情報・意見交換を行ったうえで、同委員会委員の協議により、3年前期（2年コース2年前期）に単位を認定している。本法科大学院では、「エクスターンシップ」を希望する学生すべてを派遣しており、派遣学生の数は毎年該当学年の学生の8割程度（年度によっては9割以上）にのぼっている（派遣者数及び派遣率について、下記資料5参照）。

このように、エクスターンシップでは、法科大学院の教員が派遣先の実務家と連携をと

りながら学生を指導監督し、成績評価に責任をもつ体制をとっている。（なお、学生が派遣先から報酬を受け取ることは禁じている。）

資料4 2011年度 名大エクスターンシップのしおり（抜粋）

1. 名大法科大学院のカリキュラム上の位置づけ  
3年前期（2年コースの場合は2年前期）、選択科目、2単位
2. 名大エクスターンシップの目的とねらい  
法律事務所等の現場で実務を経験することにより、
  - ① 実務家としての職務、役割についての基本事項の理解、
  - ② 法曹として必要な責任感・倫理観・人間性についての理解、
  - ③ 他の講義の履修によって習得した知識の確認
 を目的とする。

（以下、項目のみ）

3. 実施期間
4. 対象学生
5. 指導弁護士
6. 事前学習
7. 研修内容
8. エクスターンシップの留意点—学生にどうしても気をつけてほしいこと—
9. エクスターンシップで何を学んでくるべきか
10. 法律事務所でどのようなことを見てくるか
11. 成績評価
12. その他
13. 問い合わせ先

資料5 エクスターンシップ派遣者数、派遣（≡派遣希望）率

年度	派遣学生数			派遣率（派遣者数／ 該当学年在籍者数）
	総計	法律事務所	企業法務部	
2008年度	80名	70名	10名	0.909
2009年度	65名	58名	7名	0.813
2010年度	84名	76名	8名	0.903
2011年度	62名	53名	9名	0.795

(3)基礎法学・隣接科目および展開・先端科目

基礎法学・隣接科目および展開・先端科目のうち、受講者数が多い科目では、上記の法律基本科目と同様、講義形式と質問・討論を併用した双方向的な授業または事例研究を中心とした授業を行っている。また、受講者が少ない科目では、一方的な講義形式にならな

いよう、対話を中心とした双方向的授業を行っている。このように、これらの授業科目においても、双方向的な討論を通じた授業を実施している。

展開・先端科目である「総合問題研究（公法、民法Ⅰ・Ⅱ）」では、実務家教員と研究者教員によるチーム・ティーチングを行っており、時間をかけて練り上げた長文の事例問題と資料を素材に、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために、ロールプレイや教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っている。「総合問題研究（刑事法）」でも、各講義回の主たる担当者（実務家教員又は研究者教員）が作成した事例問題を素材として、問題発見、整理、分析、法的表現の総合能力を養うために、教員・学生間の徹底した討論による双方向的・多方向的授業を行っている。このため、これらの科目においては、予習課題に対するレポートの作成・提出はもちろんのこと、授業後も復習課題として授業内容を反映させたレポートの改訂・提出を求めたりすることもある。以上のように、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目でも、双方向的・多方向的な討論を通じた事例研究によって、具体的な事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を育成している。

## 5. 教育効果を高めるためのその他の措置

本法科大学院では、以上のような方法による授業に実効性を持たせるために、以下のように、1年間の授業計画、授業内容・方法、成績評価の基準・方法をあらかじめ学生に周知する措置を講じるとともに、学生が授業の事前事後の学習を効果的に行うための措置を講じている。

### (1) 授業時間割とシラバスシステムによる情報伝達

授業時間割の編成にあたっては、学生の自習時間を考慮して、特定の曜日に授業が集中することや特定の学年に配当する科目が集中することがないように注意するとともに、1週間に数回の授業が行われる科目についてはできるだけまとめて授業を行うようにするなど、授業科目が適切に配置されるようにしている。

また、前年度末には、NLSシラバスシステムによって全科目の講義概要、最終授業日までの講義計画すべてを公表している。「講義概要」では、統一的な書式によって、当該科目の講義概要、到達目標、教科書、参考書・参考資料、成績評価方法、履修条件、その他の注意を明記している。「講義計画」では、毎回の授業のテーマと授業日、講義内容を明示するとともに、「授業時間外の学修活動」において、事前に予習しておく事項と資料の指示、事前・事後に提出する課題の指示などを行っている。

これに加えて、シラバスシステム上の「お知らせ」欄や「掲示板」を利用して、学生に対する指示等を細かく行っている。これによって、学生は当該授業に関するすべての情報を一元的に把握している。データベースへも、ウェブサイトから簡単にアクセスできるようにしている。本法科大学院では、これらにより、学生が事前事後の学修をするために、できるだけ早い段階で、予習・復習事項を周知するとともに関係資料の配布を行い、それに関する教員の指示を行っている。

## (2) 事前・事後学習のための措置

毎回の授業で取扱う内容および予習・復習の設定にあたっては、以下のような措置を講じている。

① 1科目の1回の授業の予習・復習時間としては、原則としてその2倍の時間（授業1時間につき2時間で合計3時間、1単位につき30時間で合計45時間）が求められることから、これを学生便覧に明記するとともに、ともすれば各科目が課す予習・復習がこれを超えがちになり、あるいは授業科目間で課題の提出等が重複することにより、学生にとって過度の負担となることのないよう、予習・復習として課す課題はこれを超えるものでないことを教員全体の了解事項とし、また、毎週の予習・復習課題、小テスト等が授業科目間で重複し、あるいは補講が入ることにより、学生の負担が過重にならないよう配慮するために、各担当者が毎週、法科大学院担当専門員へ課題と提出時期、小テスト等の実施日、補講の時間を届け出て、一覧表を作成し、教員に配布している。

② 予習課題は、内容を授業に関連するものに厳選し、レポートを中心に授業を組み立てるなど授業の進行に最大限活用している。また、復習課題は授業では十分な時間が取れない問題や授業の確認のために厳選して課している。予習・復習課題やレポートの関係資料の配布は、原則としてNLSシラバスを通じて行っている（プリントアウトした現物を配布することもある）。これらの課題やレポートの提出もまた、シラバスシステムを通じて行い、教員による添削、評価、コメントなどは、同システムを通じて伝えるか、プリントアウトした現物を返却することを通じて伝えるようにしている。課題やレポートの評価については、独自に開発した匿名投票システムによって、学生自身が他の者の提出したものを評価し、また自己の今後の課題・レポート作成の参考にすることができる。

③ 予習・復習に関する質問や授業に関するその他の質問が簡単にいつでもできるようにするため、全教員がオフィスアワーを設定している（担当者が常時学内にいることが多いので、ほとんどが（事前連絡の上）随時訪問可能としている）。

④ 特に法学未修者の学力向上のため、1年次に開講される法律基本科目の担当教員は、少なくとも当該科目が開講される学期については、1週間に1度、第5限相当時間帯に必ずオフィスアワーを設けなければならないことになっている。また、同じく法学未修者の自主的な学習を支援するため、弁護士チューターが憲法、民法、刑法、行政法、商法の各分野について通年あるいは後期限定で毎週1回ゼミを開講することになっている（「実定法基礎」についても「課題指導員」として弁護士を非常勤講師として配置することができるが、2011年度においては配置していない）。

⑤ こうした法学未修者1年次における学修支援に加え、本法科大学院では、演習系科目の理解の補助のため、全ての演習系科目（各演習科目（法律基本科目のみ）及び総合問題研究（公法・民事法・刑事法））に「課題指導員」として弁護士を非常勤講師として配置しており、これらの弁護士教員は、2・3年次の学生の当該科目における課題に対する理解を促進するべく、課題添削や質問対応等の業務に従事することになっている。

⑥ 上記の「共通的な到達目標」との関係では、同到達目標に掲げられた項目のうち、講義時間内に取り扱うことのできない項目については、自習において検討すべき内容に含まれることを、シラバス上（あるいは配付資料上）明示するようにしている。

⑦ そして、授業内容の理解度を随時確認できるよう、旧司法試験や各種試験の択一式問

題を参考にして独自に作成した問題集をシラバスシステム上の「学ぶ君」システムで公開しており、学生がこれにいつでも自由にアクセスして繰り返し利用できるようにしている。

以上のように、本法科大学院では、学生の事前事後の学習が効果的に行われるよう、予習・復習事項に関して組織的な取り組みを行っている。

### (3)集中講義に関する配慮

集中講義については、各年度当初に講義計画において講義内容、復習内容について掲載してあることから、予習・復習のための準備期間は十分与えられている。また、実際の講義は2単位のものを4日間で行うことが多いが、通常の授業のない夏期休暇、冬季休暇期間に集中講義を行い、予習・復習が負担とならないようにしている。そして、なるべく連続とならないよう間を開けるように要請し、2008年度～2011年度においては、いずれの科目も（全日程が）連続とはなっていない。さらに、試験の実施時期については、授業終了後、試験までの時間を十分確保するために、集中講義の終了後、十分な時間を取ったうえで、別途集中講義の試験実施期間を設定している。

## 6. キャップ制度

本法科大学院では、授業時間外において十分な予習・復習を行う時間を確保することができるよう、各学年において、学生が履修できる授業科目の単位数には、上限を設けており、1年次においては38単位、2年次（2年コース1年次）においては36単位を上限とし、選択科目を中心とする3年次（2年コース2年次）においては、学生の問題関心に従った多様な選択の可能性にも配慮し、44単位を上限としている。この上限を超えて履修登録をすることは認めていない（なお、1年次についてのキャップ制の上限単位数は、従来36であったが、2011年度から適用されている新カリキュラムにおいて1年次相当必修科目の単位数が従来の30から32に増加したことを受け、同年度から38に引き上げられた。下記資料6、資料7参照）。

上記の履修できる授業科目の単位数には、研究科委員会が適当と認めて履修を許可した法学研究科総合法政専攻の授業科目、他の研究科の授業科目、他の大学院の授業科目の各単位数を含む。また、原則として、前年度に履修したにも関わらず単位修得できなかった授業科目を再履修する場合の当該授業科目の単位数も含む。ただし、1年次の必修科目の一部について単位未修得のまま進級を認められた2年次の学生が当該単位未修得の必修科目を再履修する場合に限り、4単位を限度として、上記の単位数に算入することなく履修することを認めている（下記資料7の「4（3）履修の限度」参照）。

なお、エクスターンシップは、実習を2年次（2年コース1年次）終了後の年度末休業期間に実施するが、3年次（2年コース2年次）になって実習報告書を提出したうえ報告会を行って完結するため、3年次（2年コース2年次）科目として扱っている。

上記の年次ごとの履修の制限を徹底するため、授業科目の履修登録は、年度当初に、前期授業科目はもとより、後期授業科目、集中講義科目についても、一括して行わせることとしている。また、学生が履修登録を行う際には、あらかじめ履修登録表に指導教員の承認印を受けることとしており、履修登録しようとする授業科目が各年次の上限を超えるこ



とがないよう指導教員による確認が行われている（下記資料7の「4（1）授業科目の履修・単位取得と履修登録の必要」参照）。

履修登録については、前期授業科目の単位修得状況により、後期以降に開講される授業科目について変更する機会を与えているが、前期に履修した授業科目は、仮に単位修得できなかった場合であっても、上記の単位数に算入され、履修登録の変更は、単位修得の有無にかかわらず履修済みの授業科目の単位数と合わせて所定の上限に収まる範囲内では許可していない（下記資料7の「4（3）履修の限度」参照）。

資料6 名古屋大学大学院法学研究科規程

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）6 履修単位の限度

各年次において履修できる授業科目の単位数は、次の単位数を超えることができない。

第1年次	38単位
第2年次（法学既修者第1年次）	36単位
第3年次（法学既修者第2年次）	44単位

資料7 学修に関する注意事項【2011年度学生便覧28頁から抜粋】

4 授業科目の履修登録

(1) 授業科目の履修・単位修得と履修登録の必要

授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、各年度初めの所定の期日までに、その年度に履修しようとする授業科目について履修登録をしなければならない。

各年度において単位を修得できるのは、当該年度において履修登録をした授業科目に限られる。（例えば、前年度において履修登録した授業科目についても、前年度において単位修得することができず本年度において改めて単位修得しようとする場合には、再度、履修登録をして履修しなければならない）。

\* 履修登録の時期

履修登録は、年度当初に、前期配当の授業科目のみならず、後期配当の授業科目についても行わなければならない。

\* 履修登録手続

履修登録またはその変更は、所定の履修登録表または変更表を、指導教員の承認を受けた上、法科大学院窓口に提出して行う。

\* 後期授業科目の履修登録の変更

後期配当・・・の授業科目については、前期の成績発表後、所定の履修登録変更期間内に、履修登録の変更をすることができる。ただし、年度当初の履修登録において、履修登

録者がなかった授業科目は、当該年度には開講しないので、変更による履修登録はできない。

### (3) 履修の限度

各学年において履修できる授業科目の単位数には、上限が設けられている。次の単位数を超えて履修登録することはできない。

1年次 38単位

2年次(2年コース1年次) 36単位

3年次(2年コース2年次) 44単位

#### \*履修限度と履修登録の変更

上記の単位数は、履修の限度(単位修得の限度ではない)であるから、実際に単位を修得したか否かを問わない。したがって、例えば、年度の初めに履修限度の上限まで履修登録を行った場合、仮に前期に単位を修得しなかった授業科目があったとしても、その分、後期に履修する授業科目の履修登録を変更して、授業科目を増やすことはできない。

#### \*必修科目の再履修と履修登録制限

3年コース1年次に配当された必修科目の一部について単位修得できないまま2年次に進級した者が、単位修得できなかった必修科目を再履修する場合、再履修する必修科目に限り4単位を限度として、履修限度を超えて履修することができる。なお、3年コース3年次(2年コース2年次)では、進級前の学年に配当された必修科目を再履修する場合でも、履修限度を超えて履修することはできない。

上記の履修登録の上限については、学生便覧において、詳しく説明しているほか、年度当初のガイダンスにおいて、詳しい説明を行い、学生に対し、周知徹底を図っている。

従来、学生が上記単位数の上限を超えて履修登録した例はない。

## 7. 専任教員の指導能力及び配置の状況

### (1) 教員の資格と評価

本法科大学院は、収容定員210名(2009年度までは240名)に対して必要とされる専任教員数(14名(2009年度までは16名))を上回る21名(年度により20名)の専任教員を置いている。

本法科大学院の専任教員には、教育上又は研究上の業績を有する者、高度の技術・技能を有する者あるいは特に優れた知識及び経験を有する者で、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者を配置している。また、兼任教員についても、同様の資質を有する者を配置している。さらに、非常勤教員は、法律基本科目以外で、かつ、専任教員及び兼任教員では担当することが困難な科目に限り、必要な限度で厳選して採用している。

専任教員(2011年度)の最近5年間における教育上又は研究上の業績等及び公的活動等

については、本書の第2部に収録している（なお、本書は、全国の法科大学院に配布され、これにより、各教員が、その担当する専門分野について、法科大学院における教育上の指導能力を有していることを示す資料及び学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料が公表されている）。また、専任教員の法科大学院における教育業績については、担当科目をウェブサイト上で公開している。また、法学研究科の兼任教員の教育上又は研究上の業績、等については、名古屋大学のウェブサイト上の「研究・教育」（教員情報）において公表している。さらに、非常勤教員については、採用時に厳正な業績・資格審査を行ったうえで、各年度の学生便覧に一覧表を設けて氏名・所属・資格等を公表している。そして、専任教員及び兼任教員の名簿は、専門分野、担当科目、略歴、主要著作、法科大学院での教育の抱負等を付して、また、非常勤教員の名簿は、資格、専門分野、担当科目を付して、ウェブサイト上で公開している。

以上の方法を通じて、本法科大学院では、教員が法科大学院での教育を行う上で必要な指導能力を有することを示す資料を開示している。

本法科大学院の専任教員は、2008年度が研究者教員16名（9月着任者を含む）、実務家教員5名の合計21名、2009年度が研究者教員15名、実務家教員5名の合計20名、2010年度及び2011年度が研究者教員16名、実務家教員5名の合計21名である。そのうち法学研究科総合法政専攻の専任教員でもある者（以下「兼専教員」と称する。）は各年度において、6名（9月着任者を含む）、6名、6名、5名である。

本法科大学院の専任教員の採用、昇任は、名古屋大学教授会規程第2条第4号に定めるとおり、法学研究科教授会の管轄事項であり、かつ、名古屋大学大学教員選考基準に定める基準にしたがって審査することによって行われる。教員選考基準第3条以下では、教授・准教授等の資格に応じて、それに相応しい研究上の能力及び教育上の能力を有することが要求されている。非常勤教員の採用の際の選考基準についても、上記と同様である。法学研究科の教授会における教員採用・昇任手続においては、当該人事ごとに、候補者探索委員会、選考委員会、審査委員会を設置して慎重な人事を行うとともに、全教員に情報を開示したうえで、担当する授業科目に関して研究上・教育上必要とされる能力を有しているか否かにつき厳正な審査を行っており、これにより、教員の担当科目に関する教育上の指導能力等を適切に評価するための体制をとっている。

## （2）専任教員の配置と構成

本法科大学院は法学研究科実務法曹養成専攻の1専攻のみで設置され、収容定員は210名（2009年度までは240名）であって、本基準により求められる専任教員数は14名（16名）であるところ、2008年度～2011年度における本法科大学院の専任教員は21名（2009年度のみ20名）であり、そのうち15名（2009年度は14名、2011年度は16名）が本法科大学院に限り専任教員として取り扱われ、他の6名（2011年度のみ5名）は兼専教員として取り扱われている。

本法科大学院の専任教員は、2008年度から2011年度までの期間においては、20名（2009年度は19名）が教授、1名が准教授であり、専任教員の半数以上が教授である。

法律基本科目については、下記資料8のように、いずれも当該科目につき研究・教育上の知見と実績を有し、当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれている。

資料8 法律基本科目を担当する専任教員（2008年度～2011年度。兼専教員（\*で表記）を含む）

年度	2008	2009	2010	2011
法律基本科目	専任教員名	専任教員名	専任教員名	専任教員名
憲法	浦部法穂	愛敬浩二	愛敬浩二	愛敬浩二
行政法	紙野健二	紙野健二	紙野健二	紙野健二 下山憲治
民法	田高寛貴* 千葉恵美子 中舎寛樹	田高寛貴* 千葉恵美子 中舎寛樹	田高寛貴* 千葉恵美子 中舎寛樹	田高寛貴* 千葉恵美子 中舎寛樹
商法	小林量 浜田道代	小林量	今井克典 小林量	今井克典 小林量
民事訴訟法	本間靖規	本間靖規	本間靖規	本間靖規
刑法	橋田久	橋田久	橋田久	橋田久
刑事訴訟法	小島淳	小島淳	小島淳	小島淳

本法科大学院では、全ての各科目別区分について専任教員が配置されており、必修科目は概ね8割以上が専任教員により担当されている。基礎法学・隣接科目（8科目）については、専任教員は1科目を担当しているのみであるが、1専攻として、研究科全体で支えるとの観点から、総合法政専攻の専任教員が6科目を担当している（なお、旧カリキュラムでも大半の科目について総合法政専攻の専任教員が担当していた）。展開・先端科目については、既述のように、本法科大学院では、国際関係に強い法曹等、その養成する法曹の目標の観点からこの科目群を重視していることに基づき、2011年度においては、「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「租税法演習」、「比較公共訴訟論」、「先端担保法」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」、「ビジネス・プランニング」、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「国際法Ⅰ」、「国際法Ⅱ」、「総合問題研究（公法）」、「総合問題研究（民事法）Ⅰ」、「総合問題研究（民事法）Ⅱ」、「総合問題研究（刑事法）」、「先端分野総合研究」、「テーマ研究Ⅰ」、「テーマ研究Ⅱ」の23科目について、専任教員を配置している（なお、2008年度～2010年度においても、上記の本法科大学院において養成すべき法曹像に照らし、20以上の科目について専任教員が配置されている）。このように、本法科大学院の理念・教育目的に応じた専任教員が適切に配置されている。

また、教員の年齢構成は、2012年3月31日現在で、専任教員21名のうち、60歳代4名、50歳代7名、40歳代9名、30歳代1名となっており、年齢構成に著しい偏りはない（なお、2008年度～2010年度においても、上記の割合に若干の変動はあるものの、年齢構成に著しい偏りはないことには変わりはない）。

### （3）実務経験と高度な実務能力を有する教員

専任教員21名（2009年度は20名）のうち、5名が実務家教員で、その全員が5年以上の

実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者であり、教員の2割以上を占めている。

5名の実務家教員のうち、派遣検察官教員は、「刑事実務基礎」、「総合問題研究（刑事法）」、派遣裁判官教員は、「民事実務基礎Ⅰ」、「総合問題研究（民事法）Ⅰ」、弁護士教員は、「民事実務基礎Ⅱ」、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「模擬裁判（民事）」、「総合問題研究（民事法）Ⅱ」、「エクスターンシップ」（研究者教員と共同担当）、経済産業省出身の教員は「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「知的財産法演習」を担当しており、それぞれ実務経験と関連のある科目を担当している。

本法科大学院におけるみなし専任教員は3名であり、実務家教員5名の3分の2以内であり、みなし専任教員全員が専攻会議構成員として専攻会議に出席し、本法科大学院における教育課程の編成その他本法科大学院の組織の運営について責任を担う者である。なお、本法科大学院は、組織上法学研究科の1専攻であることから、みなし専任教員は、全体の教授会の構成員でもあり、教授会にも出席している。

また、実務家教員5名のうち、4名は、検察官、裁判官、弁護士として法曹の実務経験を有する者であり、その占める割合は3分の2以上である（なお、もう1名も、立法作業や国家間紛争（WTOパネル手続）の政府内担当者としての経験等を有している）。

#### （4）専任教員の担当授業科目の比率

教育上主要な科目とみなされる法律基本科目、実務基礎科目については、下記資料にあるように、全ての科目を専任教員が単独で担当しているか、専任教員が兼任教員と分担して担当しており、したがって、全ての主要な教育科目について専任教員が配置されている。

また、必修科目についても、下記資料9、資料10にあるように、その授業の9割以上が専任教員により担当されている（2011年度以降入学者に適用されるカリキュラムによる。なお、下記2008年度～2010年度においても、これらの科目についての専任教員の担当割合は概ね8割程度である）。

資料9 2011年度必修科目の担当教員

憲法基礎Ⅰ	（兼任）	民事訴訟法ⅡA	（専任）	刑法演習ⅠA	（専任）
憲法基礎Ⅱ	（専任）	民事訴訟法ⅡB	（専任）	刑法演習ⅠB	（専任）
行政法基礎Ⅰ	（兼任）	憲法演習A	（専任）	刑法演習ⅡA	（専任）
行政法基礎Ⅱ	（専任）	憲法演習B	（専任）	刑法演習ⅡB	（専任）
民法基礎Ⅰ	（専任）	行政法演習ⅠA	（専任）	民事実務基礎ⅠA	（専任）
民法基礎Ⅱ	（専任）	行政法演習ⅠB	（専任）	民事実務基礎ⅠB	（専任）
民法基礎Ⅲ	（専任）	行政法演習ⅡA	（専任）	民事実務基礎ⅡA	（専任）
民法基礎Ⅳ	（兼任）	行政法演習ⅡB	（専任）	民事実務基礎ⅡB	（専任）
民法基礎Ⅴ	（兼任）	民法演習ⅠC	（専任）	刑事実務基礎A	（専任）
民法基礎Ⅵ	（専任）	民法演習ⅠD	（専任）	刑事実務基礎B	（専任）
商法基礎Ⅰ	（専任）	民法演習ⅠE	（専任）	法曹倫理A	（専任）
商法基礎Ⅱ	（専任）	民法演習ⅡC	（専任）	法曹倫理B	（専任）
刑法基礎Ⅰ	（専任）	民法演習ⅡD	（専任）		

刑法基礎Ⅱ (兼任)	民法演習ⅡE (専任)	(以下、選択科目)
刑事訴訟法Ⅰ (専任)	商法演習ⅠA (専任)	ロイヤリング (専任)
刑事訴訟法Ⅱ (専任)	商法演習ⅠB (専任)	エクスターンシップ (専任)
民事訴訟法ⅠA (専任)	商法演習ⅡA (専任)	模擬裁判(民事) (専任)
民事訴訟法ⅠB (専任)	商法演習ⅡB (専任)	

\* (専任) と表記されているものには、専任教員と非常勤(兼任)教員が共同で担当するものも含まれる。

\*\* 2011年度(以降)入学者に適用されるカリキュラムに基づく。

資料10 必修科目における専任教員の担当割合(担当率)

年度	2008	2009	2010	2011
全必修科目数	58	61	63	51
専任教員が担当する必修科目数	49	47	51	46
割合(担当率)	0.845	0.770	0.810	0.903

### (5) 教員の教育研究環境

2011年度において、専任教員で授業負担が20単位を超える者は4名であり、負担単位数は20.5～24であり、いずれも30単位を超えていない。本学の教員で、専任ではなく本法科大学院の授業を担当する者も30単位を超えていない。このように、各教員の授業負担は、適正な範囲にとどめられている(なお、2008年度～2010年度においても、授業負担が30単位を超えた教員はいない)。

本法科大学院では、研究科全体として既に研究専念期間(サバティカル)を制度化していた(2009年度までの旧サバティカル制度については、下記資料11を参照)が、2010年10月からは新たなサバティカル制度を導入した(下記資料12参照。なお、2009年度までに旧サバティカル制度の対象者はほぼサバティカルを取得していたこと、新サバティカル制度への移行(準備)期間も必要であったことなどから、2010年度にはサバティカルは実施されなかったため、新サバティカル制度は実質的には2011年度から運用されることとなった)。新たな制度によれば、本学において3年以上継続勤務した者は、教授会の決定により、①教授会への出席、各種委員(全学・部内各種委員、各種入試監督及び入試委員を含むが、科目指定の入試出題委員等は除く)としての業務及び当該期間中の講義の免除(期間は半年(半期))、または、②上記のうちの期間内の講義以外の業務の免除(期間は一年間(通年))のいずれかを受けることができる。

2008年度～2011年度において、旧サバティカル制度におけるAサバティカルを取得した法科大学院専任教員は5名である。また、新サバティカル制度における半年のサバティカル、通年のサバティカルを取得した法科大学院専任教員はそれぞれ1名である(下記資料13参照)。

1. 趣旨

教育や行政の仕事が多忙化する中で、本学研究科教員の研究の質の向上に資するために研究専念期間（サバティカル）制度を導入する。

2. 種類

① Aサバティカル

- ・半年または1年の間、行政の仕事を免除される。
- ・教授会の出席、各種会議の出席については、原則として免除されるが、申し出に基づき出席も可とする。

② Bサバティカル

- ・半年または1年の間、行政の仕事に加え、教育も免除される。
- ・教授会の出席、各種会議の出席については、原則として免除されるが、申し出に基づき出席も可とする。

③ Cサバティカル

- ・1回につき最長2年間、海外研修に従事できる。
- ・原則として、何らかの基金（外部基金）による助成を条件とする。

3. 取得条件

①の場合

a. 研究科長を終了して2年以内

- b. 在職期間が10年を経過した場合（B、Cサバティカルを取得した場合、終了後から計算する）
- c. 特に過重な行政あるいは教育負担を負っている場合には、これが6ないし8年に短縮される。

②の場合

- a. 在職期間が15年を経過した場合（Cサバティカルを取得した場合、終了後から計算する）
- b. 特に過重な行政あるいは教育負担を負っている場合には、これが10年に短縮される。
- c. Aサバティカルを取得した場合、その期間は15年に加算される。

③の場合

原則として基金を獲得すること  
若手を優先する。

4. サバティカル期間の代替等

- ・サバティカルを取得している間は、原則として非常勤講師等の手配をしない。
- ・サバティカル期間中は、原則として学外非常勤講師は認められない（海外の大学での教育活動を除く）。また、学外委員については、できるだけ控えるよう努めるものとする。

5. その他

- ・サバティカル期間中、または原則として終了後1年以内に研究成果を公表する（\*）。
- \* 著書の場合、3年以内に刊行する（Cサバティカルの場合、これが望ましい）。

法政論集その他雑誌への論文掲載の場合、1年以内に脱稿する。

- ・運用の詳細は、別途定める。

資料12 新サバティカル制度に関する内規（2010年2月17日教授会承認）

サバティカル制度に関する内規

（趣旨）

第1条 名古屋大学大学院法学研究科における6月の特別研究期間（サバティカル）（以下「サバティカル」という。）については、名古屋大学特別研究期間規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

（期間）

第2条 サバティカルの期間は、4月1日から9月30日まで（前期）または10月1日から3月31日まで（後期）とする。ただし、規程第7条第2号の規定にかかわらず、その期間を延長することができない。

（人数）

第3条 1年間でサバティカルを取得することができる人数は、前期3人以内、後期2人以内とする。

（資格の行使）

第4条 規程第5条第2号の規定によりサバティカルの資格を付与された者は、その資格を行使しようとする場合には、前年の10月末日までに、所属する教員グループ会議の長に申請しなければならない。この場合においては、授業、教授会その他委員会等の職務のうち免除を希望するものを通知するものとする。

（推薦）

第5条 各教員グループ会議は、サバティカルの取得の申請を希望する者の中から、それぞれの研究・教育その他の部局運営上支障のない範囲内において、前年の11月末日までに、規程第10条に定める様式により研究科長に推薦する。

- 2 研究科長は、前項により推薦のあった者の中から、研究科全体の研究・教育その他の部局運営上支障のない範囲内において、教授会の議を経て、総長に推薦する。ただし、教授会その他委員会等の職務だけを免除された者については、総長に推薦することを要しないものとする。

（職務免除の除外）

第6条 サバティカルの取得の承認を得た者は、教授会の承認を得て、その期間中免除された授業の一部を行うことができる。

（雑則）

第7条 この内規に定めるもののほか、サバティカルに関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、2010年10月1日から施行する。



資料13 専任教員の研究専念期間（サバティカル）取得実績

※旧サバティカル（2008年度・2009年度）及び新サバティカル（2011年度）。

年度	前期	後期	合計	研究科全体
2008年度	紙野健二、小林量	中舎寛樹、森際康友	4名	13名
2009年度	取得者なし	小島淳	1名	12名
2010年度	実施なし	実施なし	---	---
2011年度	中舎寛樹	中舎寛樹、鈴木将文	2名	5名

なお、新サバティカルのサバティカル期間については、講義も免除されるものは半年、講義は免除されないものは1年（通年）となる。

なお、教員は、教育・研究の成果を本学大学院法学研究科紀要である「名古屋大学法政論集」において公表することができる。また、2009年9月に創刊号が発行され、その後第2号以降も定期的に（毎年1冊）発行されている「名古屋ロー・レビュー」は、「名古屋大学法科大学院関係者（在学生、修了生、教員、教員であった者）その他中部地区を中心とする法律関係者の研究・活動成果を公表することにより、法律理論・実務の発展に貢献することを目的とする法律雑誌」（同誌にかかるウェブページ <http://www.law.nagoya-u.ac.jp/lr/review/about/index.html> 参照。同誌の編集委員会は本法科大学院在学生及び修了生により構成されている）、本法科大学院の教員や在学生・修了生に日頃の教育・研究の成果を公表する機会を提供するものでもある（なお、同誌は、ウェブサイト版のみで発行されている（<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/lr/review/zasshi/index.html> 参照））。

したがって、同誌において日頃の教育・研究の成果を公表することもできる（なお、同誌にその一部が掲載されている「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」の成果は、学生の研究の成果であるとともに、教員の教育の成果でもある）。

## 8. 優れた点および改善点

### （1）教育内容

教育内容については、本法科大学院では、以下の優れた特徴のある取組みを行っている。第1に、教育理念に沿ったモデル履修案を提示するだけでなく、本法科大学院の教育課程のチャート図を作成し、開講科目群全体の段階的学修のあり方を明示していること、第2に、2年次から実務基礎科目についても法律基本科目との並行履修システムが採用されており、理論的教育と実務的教育の架橋を無理なく実現するための方策が講じられていること、第3に、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチーム・ティーチング体制が多くの科目で採用されていること、第4に、法律基本科目および実務基礎科目についてIT技術を活用した実践的な教材と科学的な教育手法の開発が行われていることである。

また、前述したように、授業科目について、たゆまぬ見直し改善を継続的にしている点で優れている。

一方、研究者教員と実務家教員が協同して教材を作成し共同して教えるチーム・ティー

チング体制を維持するためには、実務家の協力が不可欠であり、また、大学内だけでなく、大学外で法科大学院生の研修の機会が保障されることが必要となる。しかしながら、このような教育指導体制を実現するためのシステムとしては、現状では実務家を常勤ないし非常勤教員として雇用するしか方法がなく硬直的である。また、大学外での研修の機会にも限りがある。実務法曹を育成する専門職大学院として合理的で効果的な指導体制を確立するためには、大学外の実務家の協力を得やすい請負・委任などの契約形態やそのための財政的基盤の強化が必要であり、また、裁判官・検察官・弁護士・企業法務担当者などとの人的ネットワークの継続的な構築について今後とも一層の改善が必要である。この点の改善の一環として、2008年度から、本法科大学院の民法および民事訴訟法の専任教員・兼担教員全員と名古屋地方裁判所の民事部所属の裁判官全員との合同による「名古屋民事実務研究会」を発足させ、人的ネットワークの構築を図っている。

## （２）教育方法

教育方法についても、以下の点において優れている。

まず、本法科大学院では、独自に開発したNLSシラバスシステムにより、予習・復習等の授業に関する情報および資料の提供のほか、課題やレポートの提出・評価、質問への対応、学生の自習の支援等を全科目で統一かつ一貫的に行っており、学生が学習を効率的・効果的に行う体制をとっている。

また、「お助け君ノート」、ビデオ収録による授業、「学ぶ君」による復習・学力確認等、最新のコンピューター技術を駆使して、学習を支援している。

このようなITを利用した効率的かつ一貫した教育ないし教育支援システムは、全国の法科大学院の中でも先端を行くものではないかと思われる。また、これらによって、少人数教育の実をあげるための教材の工夫や授業方法の工夫にゆとりと広がりが生じ、担当者間の綿密な打ち合わせによって、独自の事例問題の開発や、添削などに見られるきめ細かな指導を実施している。

さらに、「エクスターンシップ」では、担当教員間の事前・実施中・事後の打ち合わせ、学生に対する事前の説明会を行っているほか、派遣先弁護士が本法科大学院の教育目的を十分理解したうえで、偏りがなくかつ質の高い指導・研修ができるよう、派遣先弁護士に対する事前説明会も開催するなど、十分かつきめ細かい事前準備態勢をとっている。また、「エクスターンシップ」を希望する学生全員を派遣しており、その数も毎年、当該学年の学生の8割程度（年度によっては9割以上）に及んでいる。

そして、1年次に開講される法律基本科目の担当教員が当該科目が開講される学期について1週間に1度第5限相当時間帯に必ずオフィスアワーを設けることとし、学生に適時に対応することができるようにすることを通じて、特に法学未修者の学力向上を図っている。また、弁護士チューターが任意で参加する学生に対して憲法、民法、刑法、行政法、商法の各分野についてゼミを開講することにより、法学未修者の自主的な学習を支援している。

## 第 3 章 成績評価および修了認定（成績評価の状況を含む）

### 1. 成績評価

本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を設定して成績評価をすることとしている。そして、その科目での到達目標と成績の評価項目を明示し、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかをあらかじめ定め、客観的な評価がなされるようにしている。

到達度判定に際して用いられる評価項目および各評価項目が評価全体の中で占める割合は科目の特性により異なるが、学生に予め周知させるため、シラバスシステムを通じて学生が知りうるようにしている。また、本法科大学院では厳正な成績評価を実施しており、その一環として成績評価は素点により行い、60点以上が合格である。ただし、学生との関係では、これを特 A（90点～）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（60点未満）に区分して評価しているが、科目の性質によりそのような区分が適切でないものについては、合否で判定している。具体的には、「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判（民事）」については合否のみの判定となっている。

資料 1 名古屋大学大学院法学研究科規程第 15 条（「2011 年度学生便覧」43 頁から抜粋）

授業科目の成績は、総合法政専攻においては A、B、C 及び D の区分により、実務法曹養成専攻においては特 A、A、B、C 及び D の区分により評価する。ただし、この区分により難しいものについては、合格及び不合格の区分によることができる。

2 前項による評価で、特 A、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

資料 2 学修に関する注意事項（「2011 年度学生便覧」30 頁から抜粋）

#### 7 授業科目の成績評価と合格・不合格

授業科目の成績は、特 A(100-90 点)、A(89-80 点)、B(79-70 点)、C(69-60 点)及び D(60 点未満)の区分により評価し、特 A、A、B 及び C を合格、D を不合格とする。合格者中の成績分布は、特 A10%、A30%、B40%、C20%を目途とする（ただし、履修学生数が少ない科目については、この限りではない。）

ただし、次に掲げる授業科目の成績は、合格及び不合格の区分で評価する。

ロイヤリング

エクスターンシップ

模擬裁判(民事)

各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバス・システムにおいて示す。

#### \*成績確認制度

成績に疑義がある者は、成績発表後所定の成績確認期間内に、成績確認を求めることができる。成績確認を求める場合には、所定の用紙を法科大学院窓口に提出して行う。成績確認期間経過後は、成績に関する疑義の申立てには応じない。

成績の評価については、当然合格とすべきレベルがあることから、可否の判定について絶対的評価となるが、合格点の中での評価については、厳格な評価となるよう、その分布については特A10%、A30%、B40%、C20%を目途とするものとしており、各教員はこれを目安にしながら、学生の到達度に従い成績をつけている。

こうした特A、A、B、C、Dのランクの方法、分布の目安は、法科大学院のパンフレットやウェブページで公表しているほか、学生便覧にも掲載している。各講義での評価項目、評価基準についても予め設定され、シラバスシステムにおける講義概要において学生に周知されている。

また、厳正な成績評価を確保する手段の一環として、成績について、学生による確認制度を設け、学生が学期末に発表された自己の成績について疑義がある場合にこれを確認できるようにしている（上記資料2及び下記資料3参照）。このこととも関連するが、平常点については、日頃から学生に予め知らせ、自分の現在の到達度位置を知りうるようにし、学生の奮起を促している。

資料3 成績確認申請件数

2008年度前期	6	2008年度後期	5
2009年前期	15	2009年度後期	0
2010年前期	1	2010年度後期	1
2011年前期	5	2011年度後期	6

定期試験答案は学内規程に従い、所定の期間事務の倉庫内において保管されている。

また、成績分布に関するデータは、専攻会議に加え、教員のFD活動の中で各教員に開示しており、各教員の評価の結果について教員間で共有されている。これにより、偏りのある成績分布がないよう、教員自身による問題点の発見、教員の相互点検により是正する機会を確保している。成績の分布については、学生に対しても、受講者が少数である科目を除き開示されており、成績発表と同時に分布表の一覧をウェブサイトで公表している。また、定期試験の採点基準についても、NLSシラバス等に掲載した講評において、学生に示すことが制度化されており、これも定期試験を行った全科目について実施されている。そして、年度末（進級判定後）に当該年次におけるGPA一覧表を一氏名を伏せる形で公表している。

なお、第2章で紹介した教育連携に関する合意に基づく南山大学大学院法務研究科との共同開講科目の担当教員は、各学生の所属する法科大学院の成績評価規則に従い、各法科大学院にその成績を報告し、各法科大学院は、この成績をもって、当該科目の修得を認め、各法科大学院の成績と認めるものとされている。

このように、前記成績基準に従って、成績評価が行われることを確保する措置がとられており、また、学生に成績結果が必要な関連情報とともに告知されている。

なお、後述のように進級判定につき2010年度からGPA制度を導入し、GPAの数値が1.5未満の学生には進級を認めないものとしたことにより、従来の再試験制度で学生が獲得可能となっていた上限の成績であるC（GPは1点）では進級判定上積極的な意味を持たない

こととなったこと、かつ、同制度の導入に伴い留年者は成績評価がCとなった科目についても再履修を義務付けることとしたことから、2010年度より学年進行で再試験を廃止した。（もっとも、従前の制度が適用される学生については、再試験が実施される。具体的には、各期必修科目についてのみ、その不合格者に8単位の限度で再試験が認められている。これは、救済措置であるため必修に限ればよいこと、また、その趣旨から安易に認めるべきでないこと、厳格な成績評価がなされることから準備し得る科目について自ずと限りがあるとの考え方によるものである。また、再試験者に付される成績は、厳格な成績評価の趣旨および2度の受験機会を得ていることに鑑み、CあるいはDに限られている。

また、プロセスを重視する観点から、平常点が低すぎ、各科目所定の成績評価の基準・方法により再試験を受けても合格の可能性がない場合には、再試験の受験は認めておらず、その場合には該当する学生に成績発表の際に通知している。再試験についても、定期試験と同レベルの水準と採点基準により厳正な採点が行なわれている。このことは、再試験を受験しても合格できなかった者がいる現状からも明らかである。）

資料4 「学修に関する注意事項」（「2011年度学生便覧」31頁から抜粋）

8. 学期末試験

(3) 再試験

2010年度以降学年進行で再試験を廃止する。すなわち、2009年度以前入学者および2010年度入学者のうち2年コースの法学既修者を除き、再試験を認めない。

2010年度入学者のうち2年コースの者および2009年度以前入学者については、次のとおりである。必修科目の試験で不合格となった者(試験を欠席した者を含む)は、学期末試験の再試験を受けることができる。

再試験は、学期ごとに行う。再試験の受験は、各学期8単位を超えることができない(不合格科目の総単位数が8単位を超える場合にも、8単位を超えない範囲の授業科目について再試験を受けることができる)。

再試験を受けようとする者は、各学期の成績発表後3日以内に、所定の再試験申請書を教務学生掛に提出しなければならない。

再試験には、土曜日等の休業日を当てることがある。再試験の時期、方法その他必要な事項は、学期末試験に必要な事項と同時に公示する。

再試験による成績は、C及びDとする。

\* 不合格となった必修科目について、所定の成績評価の基準・方法により、再試験を受けても合格の可能性がない場合には、再試験の受験は認めない。その場合には、成績発表に際し、通知する。

やむをえない事情により受験できなかった者については、あらかじめ追試験の実施日を用意し、定期試験期間終了後に本人の申請に基づいて速やかに追試験を実施している。これはやむをえない事情によるものであるため、成績評価は、通常の定期試験の場合と同様に扱い、特に不利にも有利にもならないよう配慮している。

## 2. 他専攻・他研究科・他大学での履修結果に基づく単位認定

学生が、本法科大学院の教育課程を修了するためには、本法科大学院に設置されている授業科目を履修して単位を修得することが原則であると考えている。他方、内容的に本法科大学院に設置されていない授業科目であって、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものである場合には、本法科大学院の教育課程の一体性を損なうおそれはなく、一定の場合には、多様で専門性を有する法曹を養成するために有用とも考えられる。このような観点から、本法科大学院では、以下のような条件の下に、法学研究科総合法政専攻、名古屋大学の他の大学院、外国の大学での履修結果をもとに、本法科大学院の課程を修了するための単位の修得を認めており、それについての規程を特に設け、次のような取扱いをしている。

第1に、これらの授業科目は、その授業内容に照らし、法科大学院の展開・先端科目としてふさわしいものであって、対応する授業科目が本法科大学院において設置されていないものでなければならない。

第2に、これらの授業科目の成績評価については、本専攻に適用のある成績評価基準にしたがって行ってもらうことを確保し、成績もそれに基づき提出された成績表によるものとしている。ただし、外国の大学で修得した授業科目については、事前の申請を一律に要求するのは合理的ではないと考えられるので、学生本人が提出する単位認定申請書およびそれに添付する書類により、本法科大学院に適用のある成績評価基準に合致した成績評価が可能な場合にのみ、単位を認定し、必要に応じて本法科大学院独自の成績の付け替えができるようにしている。

第3に、これらの授業科目の履修申請にあたっては、理由を付した申請書を指導教員の承認をうけて提出しなければならないこととし、申請する学生に対して、本法科大学院の教育課程の一環として、かつ、本人の学修計画のなかでの位置づけを明確にしたうえで履修させるために、指導する機会を設けている。

第4に、本法科大学院としての教育課程の一体性を確保するために、これらの科目の履修の上限を、一学生につき14単位（2年コース学生については、修得したとみなされる単位が多くあることを考慮して、2単位）としている。

以上のように、一定の条件付きで本法科大学院以外に設置されている授業科目の履修に道を開いている。2008年度～2011年度における本法科大学院生の本法学研究科総合法政専攻の授業科目の履修状況は、下記資料5のとおりである。

資料5 総合法政専攻の授業科目履修状況（科目名、申請人数）

年度/履修時期	前期	後期	備考
2008年度	1	0	国際法特殊研究（国際法判例研究）1名
2009年度	0	0	
2010年度	0	2	国際法特殊研究Ⅲ（国際法判例研究）2名
2011年度	1	5	前期：国際私法研究（国際私法の諸問題）A：1名 後期：国際私法研究（国際私法の諸問題）B：3名 国際法特殊研究Ⅲ（国際法判例研究）2名

### 3. 進級制

本法科大学院では、プロセスで育成するという法科大学院のコンセプトに応じて、進級制度を採用し、成績が一定水準に達しなかったものについて、次学年への進級を認めていない。そして、進級判定の厳格化を図るため本法科大学院が2010年度より導入したGPA制度では、各年次の終了時において法律基本科目（必修）におけるGPAの数値が1.5に満たない者は、次年次に進級することができない。なお、本法科大学院の採用するGPAとは、具体的には、当該年次終了時まで修得した法律基本科目（必修）の総評点（特Aの成績を得た科目の総単位数×4の値、Aの成績を得た科目の総単位数×3の値、Bの成績を得た科目の総単位数×2の値及びCの成績を得た科目の総単位数×1の値の総和をいう）を、当該年次までに配当されている法律基本科目（必修）の総単位数で除して得た数値をいう。

なお、GPA制度の適用されない学生については、従前の制度に基づき、修得単位数（1年次28単位、2年次57単位）に基づく進級判定がなされる。

資料6 名古屋大学大学院法学研究科規程（「2011年度学生便覧」41、49頁から抜粋）

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）

3 進級要件

各年次の終了時において法律基本科目における次項に規定するグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）の数値が1.5に満たない者は、進級することができない。

原級に留め置かれたもの（留年者）は、次学年配当の科目を履修できない（が、留め置かれた年次あるいはそれより前の年次に配当された科目については、キャップ制による制限の範囲内で履修することができる）。なお、すでにB以上の成績により修得した授業科目の単位数が失われることはないが、留年した年次においてCの成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、当該科目については再履修しなければならない（なお、

GPA制度の適用がない学生については、従前の制度による。したがって、留年した場合でも、既に修得した授業科目（Cの評価を受けた科目も含む）の単位数が失われることはない。また、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をし、2年連続して留年した者については、成業の見込みがないと認めるときは、退学を勧告することがある（下記資料7参照）。

資料7 学修に関する注意事項（「2011年度学生便覧」31-32頁から抜粋）

#### 9 進級・留年

次の進級要件を満たさず留年した者については、指導教員が事情を聴取し、履修について必要な指導をする。

2年連続して留年した者について、成業の見込みがないと認めるときは、法科大学院の専攻教員会議において、退学を勧告することがある。

##### ①2010年度3年コース（法学未修者）入学者及び2011年度以降入学者

各学年の終了時において法律基本科目（必修）におけるGPAの数値が1.5に満たない場合には、次学年に進級することができない。この場合、当該年次においてCの成績を得た法律基本科目（必修）の修得は無効となり、再履修しなければならない（進級が認められず留年した場合には、次学年に配当された授業科目の履修が認められないことになる）。

\*上記のGPAとは、当該学年終了時まで修得した法律基本科目（必修）の総評点（特Aの成績を得た科目の総単位数×4の値、Aの成績を得た科目の総単位数×3の値、Bの成績を得た科目の総単位数×2の値及びCの成績を得た科目の総単位数×1の値の総和をいう。）を、当該年次までに配当されている法律基本科目（必修）（法学既修者として修得したものとみなされる第1年次の科目を除く。）の総単位数で除して得た数値をいう。

##### ②2010年度2年コース（法学既修者）入学者および2009年度以前入学者

各学年の終了時において既修得単位の合計が次の単位数に満たない場合には、次学年に進級することができない。ただし、すでに修得した授業科目の単位は失われない（進級が認められず留年した場合には、次学年に配当された授業科目の履修が認められないことになる。）

1年	28単位
2年（2年コース1年）	57単位*

\*2年コースについては、免除された28単位を含む。

進級要件および留年の場合の取扱いについては、学生便覧において詳しい説明をしているほか、年度当初のガイダンスにおいても十分に説明し、学生への周知徹底を図っている。

2008年度～2011年度において、旧（修得単位数による進級判定）制度および現行（GPAによる進級判定）制度により原級に留め置かれた者は、2008年度は6名、2009年度は4名、2010年度は8名、2011年度は13名である。

## 4. 修了要件

本法科大学院では、3年以上在籍し、98単位以上の単位を修得していることを修了要件としている。



98単位の内訳は、①公法系科目14単位、②民法系科目34単位、③刑事系科目14単位、④実務基礎科目8単位並びにロイヤリング、エクスターンシップおよび模擬裁判（民事）のうちから4単位、⑤基礎法学・隣接科目のうちから4単位、⑥法律基本科目（選択）および展開・先端科目のうちから20単位、である。

法律基本科目以外で修得すべき科目の単位は36（「実定法基礎」を選択した場合は34）単位であり、修了要件単位数98単位の3分の1以上を占めている（なお、旧カリキュラムにおいては、修了に必要な単位数は96であり、それぞれ①12単位、②32単位、③14単位、④14単位（実務基礎科目10単位＋ロイヤリング、エクスターンシップおよび模擬裁判（民事）のうちから4単位）、⑤基礎法学・隣接科目のうちから4単位、⑥展開・先端科目のうちから20単位である）。

法学既修者については在籍期間を2年以上とし、3年コースの1年次に配当されている法律基本科目32単位について履修が免除されている。このため、66単位以上の単位を修得していることが修了要件となる。66単位には、所定の必修科目（法律基本科目28単位・実務基礎科目8単位）・選択必修科目（ロイヤリング、エクスターンシップおよび模擬裁判（民事）のうちから4単位、基礎法学・隣接科目のうちから4単位、展開・先端科目のうちから20単位）を含まなければならない（なお、旧カリキュラムにおいては、法学既修者は1年次配当法律基本科目28単位について履修が免除されるため、修了に必要な単位数は68となる。この68単位には、所定の必修科目（法律基本科目30単位、実務基礎科目10単位）及び上記と同じ内容となる選択必修科目28単位を含まなければならない）。

資料8 名古屋大学大学院法学研究科規程（「2011年度学生便覧」41、49頁から抜粋）

第4条 実務法曹養成専攻の専門職学位課程は、3年の課程とする。

第5条（授業科目、単位数及び履修方法並びに研究指導）

2 実務法曹養成専攻の授業科目、その単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第5条第2項関係）

（履修方法）

1 修了要件

次に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

一 法律基本科目（必修） 62単位

二 実務基礎科目のうち民事実務基礎Ⅰ、民事実務基礎Ⅱ、刑事実務基礎及び法曹倫理の8単位並びにロイヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判（民事）のうちから4単位

三 基礎法学・隣接科目4単位

四 法律基本科目（選択）及び展開・先端科目のうちから20単位

2 法学既修者

法学既修者は、第1年次の法律基本科目32単位を修得したものとみなす。

名古屋大学大学院通則（「2011年度学生便覧」51頁から抜粋）

第5条（標準修業年限）

3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

この修了要件との関係で、教育上適当と認めるときは、①本研究科の他専攻等の授業科目を履修し、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。②他の大学院の授業科目、③外国の大学院の授業科目についても同様である他、④入学前に大学院で取得した科目についても教育上有益と認める場合には、同様の扱いが認められる。ただし、①②③④により認められる単位はあわせて14単位を超えることができず、法学既修者については、本法科大学院で修得したとみなされる32単位とあわせて35単位を超えることができないこととなっている。

資料9 名古屋大学大学院法学研究科規程（「2011年度学生便覧」42頁から抜粋）

（入学前の既修得単位の認定）

第8条 学生が研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、研究科委員会が教育上有益と認める場合は、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

（他の研究科等の授業科目の履修等）

第9条 研究科委員会が適当と認めるときは、次に掲げる授業科目の履修を認めることができる。

- 一 研究科の他の専攻
- 二 他の研究科
- 三 法学部
- 四 前号以外の学部

2 前項各号の授業科目において履修し修得した単位は、それぞれ10単位を超えない範囲で、課程修了に必要な単位として認定することができる。

（他の大学院の授業科目の履修等）

第10条 学生が他の大学院で授業科目を履修し修得した単位については、研究科委員会が適当と認めるときは、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

（外国の大学院の授業科目の履修等）

第11条 前条の規定は、学生が外国の大学院で授業科目を履修し修得した単位について準用する。

（単位の認定）

第12条 前4条に定める単位の認定は、あわせて14単位を超えることができない。

2 前項の単位の認定は、実務法曹養成専攻の法学既修者については、法科大学院において修得したものとみなされる授業科目の単位とあわせて35単位を超えることができない。

## 5. 優れた点および改善点

成績評価に際して、本法科大学院では、プロセスを重視する教育であることに鑑み、各科目において到達すべき基準をあらかじめ定め、その上で、平常点、小テスト、定期試験等の多様な評価項目要素を用いつつ、成績評価に際して学生の目標到達度について、どの評価項目により判定するかを明示し、客観的な評価がなされるようにしている点で優れている。また、GPA 一覧表や成績分布表の公表により成績評価の結果が学生に開示されているとともに教員間でも共有されている点は、厳正な成績評価を確保する上で重要であるし、成績確認制度も実際に利用されており、有効に機能しているといえる。

なお、上記のような GPA を唯一の基準とする方法により進級判定をしたところ、1 年次における成績次第では、2 年次における（必修科目を含む）修得単位数が極めて少ない場合でも 3 年次に進学することが認められてしまうという事例が現に存在することが 2011 年度末に明らかになったことを受けて、進級判定方法については近々見直しをする予定である。

## 第4章 教育改善

### 1. 改善に係る施策

本法科大学院では、教育の内容・方法の改善・充実を組織的に図っていくために、自己評価を行うこととし、自己評価委員会を設置しているが、同委員会は法科大学院全体の自己点検・評価を統括するものと位置づけられている。そして、本法科大学院では、「教育の内容・方法の改善・充実計画」を策定しており、これに基づいて教育の内容・方法の改善・充実を図っている。教育改善委員会は、自己評価委員会の統括の下で、学務委員会と連携しつつ、独立した委員会として活動している。また、後述の「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」は、専門職大学院等教育推進プログラムの採択を受けて、現在も継続中であり、継続して実務技能教育教材の開発・提供を行っている（なお、法科大学院形成支援プロジェクトの採択を受けて2006年度までに開発された、学生が学修活動を効果的に行うための新しい教育方法は、現在でも学生に提供されている）。

このように、本法科大学院では、教育内容・教育方法の改善を組織的に行っており、具体的な活動は以下のようなものである。

#### （1）「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」による実務技能教育教材の開発・提供および法科大学院形成支援プロジェクトにより開発された教育システムの提供

「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」においては、実務技能教育教材（模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる紙媒体・文書データとしての教材や、映像教材）の開発・提供を現在でも継続して行っている。

また、本法科大学院では、2006年度までに、共同プロジェクトにより、STICSの開発をし、単独プロジェクトとして、学務委員会、教育方法改善委員会等と連携を図りながら、新しい教育方法に関するシステム構築を行った。そして、その成果としての「お助け君ノートシステム」（授業の画像収録による復習支援システム）、「学ぶ君システム」（択一問題システム）等は、継続して学生に提供されている。

なお、「学ぶ君システム」については、2007年に「学ぶ君組合」が発足し、これにより、関連プロジェクト終了後も安定的に択一問題を作成し、提供することができている。

#### 資料1 各プロジェクトの目的・概要

##### 1. 共同プロジェクト（「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト（PSIM）」）

法科大学院では、実務法曹養成を目的とすることから、従来の法学教育にはなかった面接、尋問、交渉等の専門技能に関する新たな教育科目が登場した。そのため、各法科大学院のカリキュラム中には、法実務場面を想定したシミュレーションやロールプレイといった新たな教育手法が導入されている。しかし、こういった教育は従来の法学部における教育ではほとんど行われてこなかった領域であるために、教育方法論、教材、人的リソースの全ての面において蓄積がない。そこで本プロジェクトは、名古屋大学を中心に、既に開発済みのITを活用した法的専門技能トレーニング環境をもとに、プロジェクト参加校との間で模擬裁判、ロイヤリング等の科目に用いる映像教材共有化を

試みる。そのような教材共有化の試みを通じ、本プロジェクトにおいては、新しい専門家育成理論の開発、専門技能を教育できる人材の育成、映像教材の開発・蓄積などを行い、その成果を多様な形態（映像、音声、スライド、テキスト等）の教材としてまとめ、プロジェクト参加校間で共有するデータベースを構築する。（平成 18 年度交付申請書から抜粋）

## 2. 単独プロジェクト（「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」）

本事業は、学生自身がどこまで専門知識や専門技能を修得したのかを随時自覚できる多様な環境を構築し、学生が構想力や協同性などを含む能力開発をしながら法曹になる努力を続けることのできる機会を提供することを目的とする。

このような目的を実現するために、大学内外の法律家や専門家を動員して IT を活用した以下の 5 つの要素プロジェクトを展開することによって、到達レベルを測るための多様なデータを提供して、学生には自己研鑽の環境を創造し、教員には付随的に教育方法改善の手がかりを与え、プロセスで教育効果を評価するという法科大学院の教育理念を具体化する。

5 つの要素プロジェクトは、(1)「お助け君ノート」（講義やゼミの議論のポイントであると学生が判断して、パソコンのキーを押すと、同時デジタル収録中のビデオに検索情報が記録されるシステム）、(2)「法的知識理解度確認システム」（Web 上の択一問題システムを改良し、理解度データを提供するシステム）、(3)「文書作成技能確認システム」（文書作成、口頭発表能力の習熟度情報を提供するシステム）、(4)「Study Group 支援システム」（Web 上にクラスや学年を超えて「協同して学ぶ」環境を提供するシステム）、(5)「学生用 e-portfolio」（学生が自分の多様な学習内容を記録し、自己研鑽に生かすシステム）から構成される（平成 16 年度交付申請書から抜粋）。

## （2）システム開発の成果の利用

教員は、NLSシラバスシステムを用いることにより、授業計画を分かりやすく比較しやすい形式で立案するとともに、独自に開発した、匿名投票システム、「学ぶ君」、「お助け君ノート」など IT を利用した双方向的・多方向的な授業を展開するための新しい教育ソフト・ツール群を積極的に利用するよう努めている。また、後述の FD 活動を通じて、これらのツールの新しい機能とその導入方法等を共有し、それを各授業の運営に直ちに反映できるようにしている。このように、本法科大学院では、教育内容・教育方法の改善に関する組織的取り組みの成果を実際の授業に直ちに反映できるような取り組みを行っている。

## （3）授業評価アンケートの実施

前述の「教育の内容・方法改善計画」に従い、教育改善委員会が、学期毎に授業終了に先立ち、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめている。アンケートでは、各科目における教育内容と方法を中心とした質問項目を設定している。また、このアンケート結果を教員にフィードバックすることを確保するため、授業を実施した教員は全員、アンケートの結果データをふまえて、授業方法についての評価と今後改善すべき点などを記載した「学生へのメッセージ」を作成し、教育改善委員会に提出しなければならないものとしており、同「メッセージ」は全教員に配布しているほか、法科大学院のウェブサイト（授業関係「教務からのお知らせ」）で学生に公開している。

#### (4) 教育の現況・改善報告書の作成及び教育改善研究集会の開催

教育改善委員会は、授業評価アンケート結果、学生へのメッセージ、各担当教員による成績評価の分布（成績の割合）を調査・分析して、専攻会議で報告するとともに、毎年度「教育の現況・改善報告書」を取りまとめ（同報告書は、本研究科に所属する全教員に配付され、学生も閲覧することができる）、これを踏まえて年1回、本法科大学院に所属する全教員および全学生の参加を義務づけた教育改善研究集会を開催している。同研究集会では、アンケート結果を取りまとめた資料を提示したうえでの報告・質疑および学生との懇談会をふまえた当面の課題に関する報告・質疑を行うとともに、以下のように、教育方法の改善に関して本法科大学院が直面する重要テーマを取り上げて、教員・学生による報告・質疑を行っており、教育内容・教育方法の改善に関する研究を組織的・継続的に行っている（2008年度～2011年度における教育改善研究集会の取扱いテーマについては、下記資料2参照）。

資料2 教育改善研究集会取扱いテーマ一覧

実施年度	テーマ		
	第Ⅰ部	第Ⅱ部	第Ⅲ部
2008	法科大学院における授業の現状	学生と教員の意見交換会 「法科大学院教育で何を学ぶのか」	-----
2009	クラス懇談会報告	データで見る授業評価と新司法試験	学生と教員の意見交換会 「法科大学院の授業を生かす勉強法」
2010	クラス懇談会報告	授業評価アンケート結果報告	学生と教員の意見交換会 「法科大学院の授業をどう活かすか」
2011	法科大学院における授業の現状	学生と教員の意見交換会 「展開先端科目から見た法科大学院教育」	学生と教員の意見交換会 「法科大学院での学び方」

#### (5) 教員研修

学務委員会は、教育内容および方法の改善に資するため、毎回ほぼ全教員の参加によるFD集会を開催して各教員の工夫や最新の情報を共有するように努めるとともに、司法研修所等の学外の機関が行う研修会等に教員を派遣してその報告書を徴している。また、ITを利用した教育方法についてのシンポジウムや研究会を開催し、他の法科大学院へのNLSシステム、「学ぶ君」の配布など、教育方法に関するノウハウの普及にも努めている。さらに、上述のPSIMとの関連で海外のロースクール教員等と共同して、教育方法の改善に関する講演会やシンポジウムを開催し、新しい教育方法の導入の試みにも努めている他、他機関開催のシンポジウム等にも積極的に参加し、得られた情報を教員間で共有するため、参加者に「FD研修参加報告書」を提出するよう要請している（下記資料3参照）。

資料3 FD研修の開催・参加状況一覧

●学内研修（本研究科にて開催）

法科大学院の当面の課題と教育方法の改善 －学生との懇談会報告から－	2008年6月 18日(水)	第1会議室	2007年度懇談会報告と2007年度授業アンケートから当面の問題と教育方法の改善を議論
法科大学院の入学選抜方法について	2008年6月 18日(水)	第1会議室	法科大学院大学院の入学選抜方法について議論
名古屋大学法科大学院 教育改善研究集会	2008年6月 25日(水)	全学教育棟 S30講義室	第Ⅰ部 法科大学院における授業の現状 1 2007年度授業評価アンケートのまとめと分析 2 法科大学院の当面の課題(学生との懇談会報告) 第Ⅱ部 学生と教員との意見交換会－「法科大学院教育で何を学ぶのか」 1 学生の報告 2 教員を交えてのパネルディスカッション 3 質疑応答(全員)
法科大学院第三者評価について	2008年11月 19日(水)	第1会議室	法科大学院第三者評価のスケジュールや照会事項について
法科大学院修了生の質の確保に向けて	2008年11月 19日(水)	第1会議室	法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(中間まとめ)について議論
シラバスシステムについて	2008年12月 17日(水)	第1会議室	シラバスシステムについて
シラバスシステムについて	2009年3月 18日(水)	第1会議室	法学教育支援システム(「学ぶ君」とシラバスシステム)について

各種事務手続に関する説明会	2009年4月 8日(水)	第1会議室	文系事務部各担当者から各種事務手続について説明
法科大学院の当面の進級・クラス編成・カリキュラム改革について	2009年6月 24日(水)	第1会議室	当面の進級・クラス編成・カリキュラム改革について議論
名古屋大学法科大学院 教育改善研究集会	2009年7月 1日(水)	経済学部 第2講義室	第Ⅰ部 学生との懇談会報告 第Ⅱ部 データでみる授業評価と新司法試験 第Ⅲ部 学生と教員との意見交換会「法科大学院の授業を活かす勉強法」
文系ネットワーク障害時の対策について	2009年7月 15日(水)	第1会議室	文系ネットワーク障害時の対策についての説明会
シラバスシステムについて	2010年1月 20日(水)	第1会議室	シラバスシステムの入力方法について
名古屋大学法科大学院 教育改善研究集会	2010年6月 30日(水)	経済学部 第2講義室	第Ⅰ部 学生との懇談会報告 第Ⅱ部 授業評価アンケート結果報告 第Ⅲ部 学生と教員との意見交換会「法科大学院の授業をどう活かすか」
シラバスシステムについて	2011年1月 19日(水)	第1会議室	シラバスシステムの編集方法について
弁護士との協力体制のすすめ方について －1年次弁護士チューター制度を中心として－	2011年2月 16日(水)	第1会議室	1. 弁護士チューター等による効果的な指導のあり方とその標準化の模索 2. 各科目で弁護士支援の位置づけ等に相違があることの相互確認 3. 教員と担当弁護士の連携強化の必要性確認



名古屋大学法科大学院 教育改善研究集会	2011年6月 29日(水)	経済学部 第2講義室	第Ⅰ部 法科大学院における授業の現状 第Ⅱ部 学生と教員の意見交換会「展開先端科目から見た法科大学院教育」 第Ⅲ部 学生と教員の意見交換会「法科大学院での学び方」
学生のメンタルヘルスについて	2011年9月 14日(水)	第1会議室	学生のメンタルヘルスについて －精神医学的観点から見た問題の現況と対策の模索－特に法科大学院生に向けて
シラバスシステムについて	2012年1月 18日(水)	第1会議室	シラバスシステムの編集方法について
法科大学院の展開・先端科目に関するアンケート結果報告	2012年2月 15日(水)	第1会議室	教育改善研究集会でのアンケート結果について
初期導入教育について	2012年3月 7日(水)	第1会議室	「実定法基礎」その内容および講義を行った所感について
法科大学院修了生の職域拡大について	2012年3月 14日(水)	第1会議室	法科大学院修了生の就職状況について

●学外研修（法科大学院関係教員参加。海外研修を含む）

法科大学院協会教員研修 民事系教員研修	2008年5月 29日(木)	司法研修 所	授業見学 授業内容(民事共通演習1) (概要)民事裁判、民事弁護 教官室の共同指導により、民事 弁護科目の起案(準備書 面)で使用した修習記録の事 案を素材として、原告側、被告 側双方の立場から、争点に関 する事実認定を討議する。 質疑応答	渡部美由紀
------------------------	-------------------	-----------	---	-------

国立9大学法科大学院長会議	2008年6月6日(金)	九州大学	(1)論述能力を涵養する指導について (2)未修者の選抜方法について	浜田道代
海外研修(PSIM関連)	2008年6月22日(日)～29日(日)	アメリカ(ウィスコンシン)ウィスコンシン大学ロースクール	ウィスコンシン大学ロースクールとの共同授業の実施	菅原郁夫 松浦好治
海外研修(PSIM関連)	2008年9月23日(火)～28日(日)	ロシア(ウラジオストック)ウラジオストックファーイーースト大学	ウラジオストックファーイーースト大学設立50周年記念シンポジウムへの参加	菅原郁夫 松浦好治
海外研修(PSIM関連)	2008年11月26日(水)～12月1日(月)	アメリカ(デンバー)NITA(National Institute for Trial Advocacy)	シンポジウム打ち合わせ	菅原郁夫 松浦好治
法科大学院シンポジウム 法科大学院の着実な発展のために何が必要か	2008年12月6日(土)	早稲田大学	法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の理念がどこまで達成できているか、どこに足りない点があるか、困難の原因は何か、それを改善するために何をすべきか、そして法科大学院はどんな方向を目指すべきかを総合的に検討するべく、本シンポジウムでは、法科大学院の「入口」、「中身」、「出口」という3つの切り口からの分科会を同時並行したうえで、全体会で総括的な議論を行った。	浜田道代

<p>法科大学院協会教員研修 刑事系教員研修</p>	<p>2008年9月 2日(火)</p>	<p>司法研修 所</p>	<p>授業見学 授業内容(刑事共通演習2) (概要)修習生を裁判官役、原告訴訟代理人役、被告訴訟代理人役等に分け、弁論準備 手続期日における争点整理手 続を実演させる。修習生には、 主要事実レベルでの争点、重 要な間接事実レベルでの争 点、それらを立証する人証を明 確にすることを求めており、争 点整理の結果に基づいて争点 の確認をするなどさせる。その 後、教官から争点整理の解説 を行う。 質疑応答</p>	<p>橋田久</p>
<p>愛知県弁護士会 法科大学院に関する意見交 換会 ～十分な「質」を備えた法曹 をどのように養成するか～</p>	<p>2009年2月 13日(金)</p>	<p>愛知県弁 護士会館</p>	<p>(1)文部科学省担当者から法 科大学院の現状と克服すべき 問題点について報告 (2)司法研修所教官経験者か ら修習生・法曹の状況につい て報告 (3)各法科大学院から法科大 学院の実情の報告 (4)弁護士会から修習生・法 曹の実情の報告 (5)意見交換</p>	<p>浜田道代</p>
<p>神戸大学 専門職大学院等教育推進プ ログラム 公開シンポジウム 法科大学院における綜合法 律教育の将来像</p>	<p>2009年3月 5日(木)</p>	<p>ホテルオー クラ神戸</p>	<p>第1部 基調講演 「法科大学院教育に期待する もの」 個別報告 「綜合法律教育プログラムの概 要」 「実務家からみた綜合法律教 育」 「研究者教員からみた綜合法 律教育」 第2部</p>	<p>千葉恵美子 酒井一</p>

			個別報告 「教材「働く人をとりまく法律」を編集して」 パネルディスカッション	
法科大学院就職支援担当者会議	2009年3月13日(金)	立命館大学 朱雀キャンパス1階 多目的教室	(1)新61期生修了生の就職状況及び本年度の就職環境について (2)職域問題等検討委員会の活動の経緯について (3)企業や官公庁の人材のニーズについて (4)各法科大学院の就職・キャリアプランニング支援の取組について (5)教育面での法科大学院の対応について (6)ジュリナビとの連携強化について (7)全国法科大学院就職ネットワークの構築について	中舎寛樹 中野富夫
法科大学院協会 専門職大学院等教育推進プログラム シンポジウム 実務基礎教育の現状と課題	2009年3月14日(土)	神戸大学 六甲台地区 第二学舎 263	「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」等の授業科目について、授業内容・方法の明確化・標準化の在り方などを検討し、実務基礎教育の現状と課題について議論する。	浜田道代 千葉恵美子 小栗健一
日本弁護士連合会主催 第2回法科大学院実務家教員研究交流集会	2009年3月28日(土)	弁護士会館 17階会議室	司法修習との連携の観点も含めて法科大学院に求めるべき実務基礎教育の水準について議論を行うとともに、教育の具体的手法や内容について、研究者教員も交えて法科大学院教員相互での情報共有と意見交換を行う。	竹内裕詞 野田裕之

国立9大学法科大学院長会議	2009年6月5日(木)	大阪ガーデンパレス	以下につき、報告討論がなされた。(1)各法科大学院の入学者の構成及び修了生の就職の状況について、(2)進級制の実施状況について、(3)GPAの実施状況について	紙野健二
日本弁護士連合会主催 法科大学院における就職活動支援に関する意見交換会	2009年8月28日(金)	弁護士会館 10階1003会議室	新62期司法修習生を中心とする採用内定状況についての情報を共有し、また各法科大学院及び弁護士会における就職支援の具体的な取組について率直な意見・情報交換を行う。	紙野健二
文部科学省 法科大学院教務担当者会議	2009年9月4日(金)	学術総合センター2階 中会議場	平成21年4月17日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会がとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」の内容についての説明を行う。	小畑郁 酒井一
法科大学院協会シンポジウム	2009年12月12日(土)	中央大学	「新司法試験と法科大学院教育」をテーマとして報告討論がなされた。	千葉恵美子
法科大学院協会シンポジウム	2010年3月13日(土)	関西学院大学	共通的到達目標についての報告と討論	紙野健二 今井克典 齊藤彰子
国立9大学法科大学院長会議	2010年6月4日(金)	メルパルク名古屋	以下につき、報告討論がなされた。(1)未修者を念頭に置いた教育、(2)法科大学院入試における足切り点	紙野健二 小畑郁 鈴木將文
法科大学院協会 職域問題等検討委員会	2010年6月5日(土)	明治大学 アカデミー コモン 8階308A号室	1. 2010年度の職域問題等検討委員会の活動状況報告 2. 修了生就職動向把握プロジェクトの状況 3. 5月15日日弁連との意見交換会 4. 5月26日法務省呼びかけによる経団連、日弁連、文科省との意見交換会 5. 6月1日協会執行部との打	中舎寛樹

			合せ	
法科大学院協会理事会と総会	2010年6月12日(土)	学習院大学	適性試験実施の検討についての報告と意見交換	紙野健二
修習生の就職問題懇談会	2010年6月25日(金)	愛知県弁護士会館	県下法科大学院を修了した修習生の就職状況についての情報交換	紙野健二
法科大学院協会臨時理事会	2010年10月30日(金)	明治大学	職域問題検討委員会の報告と意見交換	紙野健二
法科大学院協会シンポジウム	2010年12月18日(土)	専修大学	法科大学院修了生の職域	紙野健二
法科大学院協会総会	2011年6月12日(日)	TKP 東京駅日本橋ビジネスセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法曹養成制度のあり方に関する連携検証についての報告</li> <li>・適性試験実施についての報告</li> <li>・修了生職域に関する報告と意見交換</li> <li>・その他（最近の状況に関する報告と意見交換）</li> </ul>	紙野健二
海外研修	2011年9月13日～20日	アメリカ(デューンバー・マイアミ・マデison) ①NITA (National Institute for Trial Advocacy) ②マイアミ大学ロースクール	①National Institute for Trial Advocacy 視察および担当者との今後の事業計画の打ち合わせ ②Laurence Rose 教授との研究打ち合わせ	菅原郁夫 加藤倫子
法科大学院協会職域問題意見交換会	2011年10月22日(土)	名古屋大学	・法科大学院修了生の職域	中野富夫

司法試験シンポジウム「司法試験の抜本的改善に向けて」	2011年11月12日(土)	弁護士会館2階講堂「クレオ」		林秀弥
法科大学院協会理事会と総会	2011年12月10日(土)	明治大学	・修了生職域問題 ・韓国法学専門大学院協議会との交流計画の件 ・教員研修報告の件	下山憲治
法科大学院協会シンポジウム	2011年12月10日(土)	明治大学	「法科大学院の現状と課題」	下山憲治

※海外研修における年月日は渡航期間を指す。

●学外から実務家・研究者を招聘して実施した研修等 (PSIM 関連)

法実務技能教育支援セミナー	2010年7月17日	名古屋大学	法実務技能教育支援セミナー “Clinical Legal Education at UCLA: Program Design and Teaching Methodologies” (UCLAにおける臨床法学教育: プログラムのデザインと教育方法論) 講師: Paul Bergman (UCLA Law school 名誉教授) “Practical Education in the New System of Legal Education in Korea” (韓国の新法学教育制度における実務教育) 講師: Kwang Jun Tsche (Kyung Hee University Law school 教授) 「日本の法科大学院における模擬裁判教育 ～模擬裁判全国アンケート調査の報告と分析～」 講師: 佐藤崇文 (広島大学法科大学院教授)
シンポジウム	2011年11月5日	名古屋大学	シンポジウム 『アメリカと中国の法曹養成の現状と未来 ～PSIM コンソーシアムの今後の活動に向けて～』 「NITA 40年の歩みと今後 ～アジアにおけるNITAの役割～」

			講師：Michael H. Ginsberg (NITA)、 Terre L. Rushton (NITA) 「中国の法科大学院教育の現状と問題」 講師：辛崇陽（中国政法大学・教授） 「中国における若手弁護士の現状と育成体制」 講師：劉新宇（中国北京金杜法律事務所・弁護士）
--	--	--	--

#### (a) 実務家教員の教育研修

本法科大学院では、実務家教員と研究者教員とが緊密な連携の下でチーム・ティーチングを行えるよう、実務基礎科目担当者会議を組織し、定期的に（8月を除き基本的には毎月）会議を開催して授業の方法等について十分な意見交換を行って授業に臨んでいる。また、研究者教員の授業の見学、学務委員会主催のFD集会への参加、外部における研修への派遣等により、研究者教員の行う授業方法や教育支援ツール等についての最新の知見を深めることができるようにしている。さらに、上述のPSIMとも関連して、海外のロー・スクールでの教育視察のために、実務家教員の派遣も行った（2011年度）。このように、本法科大学院では、実務家教員の教育研修に取り組んでいる。

#### (b) 研究者教員の実務研修

他方、研究者教員が実務上の知見を補完して、実務法曹を養成するための教育に適切に対応できるようにするために、司法研修所をはじめとする外部での研修への研究者教員の派遣等を行っている。また、前述（第2章8. 参照）の「名古屋民事実務研究会」を通じて、実務家との定期的な意見交換を行っている。さらに、「エクスターンシップ」を担当する研究者教員は期間中に弁護士事務所を訪問しており、また、エクスターンシップ運営委員会の構成員である研究者教員も、同科目の一環として弁護士事務所において実施される「グループ学習」等に参加している。

このように、本法科大学院では、研究者教員の実務研修にも取り組んでいる

#### (6) 教員相互間の連携・教員と学生間の協議

複数開講科目で複数の担当者がある科目、実務家教員と研究者教員とのチーム・ティーチング科目など、複数の教員が責任を有する科目では、科目担当者間で教育内容と方法の改善に関する協議・調整を行うとともに、授業に先立って事前準備の協議を行い、授業を具体的にどのように運営するかについて入念な打ち合わせをしている（一部の科目については毎回の講義に際して詳細な事前打ち合わせが行われている）。

また、科目群毎に科目担当者会議を組織し、科目群に応じた双方向授業の方法のあり方、弁護士チューターの役割、実務家教員と研究者教員の役割分担など、科目群の特性に応じた教育内容・方法について協議を行っている。



さらに、教育内容・方法に関する学生の要望等を聴取し、それらの改善に資するために、毎年度末に、各学年・各クラス別の懇談会を開催し、クラス担任教員の司会により教員と学生との意見交換を行い、その結果を取りまとめて教授会で報告するとともに、関係教員に内容を伝えて、各教員において改善策を検討するようにしている。

本法科大学院では、教育内容・方法の改善のために、以上のように教員相互間の連携・教員と学生間の協議を組織的に行っている。

#### (7) 教育改善委員会と自己評価委員会との連携

自己点検・評価の際に的確にチェックすることを通じて、以上のような教育改善の措置が適切になされることを担保するべく、教育改善委員会の構成員の一部は自己評価委員会の構成員ともなっている（2008年度～2011年度においては、実務法曹養成専攻長が両委員会の構成員となっている）。

## 2. 優れた点および改善点

教育改善体制について、具体的目標としての「教育改善・充実計画」を策定し、それに基づいて教育改善がたゆまず組織的に行われる制度が確立されている点で優れている。また、授業評価アンケートについて、単に学生の意見を聴取するだけでなく、教員へのフィードバックを確保するため「学生へのメッセージ」を作成することを義務付け、これを取りまとめたものを教員に配布するとともに、学生向けに法科大学院のウェブサイトにおいて公開し、学生にもフィードバックするようにしている点、さらには、教育改善制度を採用し、每期クラス別懇談会を開催しているなどの点も優れた点といえる。

また、本法科大学院では、ITを多用した教育を行っていることから、教育改善の一環として、ITを利用した教育に関するシステムの開発・運用ならびにそれらから得られる知見の共有に努めている。実務家教員もこれらのシステムの利用を義務づけられることを通じて、研究者教員の有する教育ノウハウを共有できる環境を整え、教育改善を図っている。

## 第5章 入試（入学者選抜の状況を含む）

### 1. アドミッション・ポリシー

本法科大学院の入学者受入れの基本方針は、専攻会議（法科大学院発足以前は法学研究科教授会）において議論され決定されており、その基本方針に基づいて、専任教員数名で構成される法科大学院入試委員会が、専攻長（法科大学院長）の監督の下、入学試験の実施について責任を負う体制がとられている。具体的には、入試委員会は、受験資格審査、書類審査ならびに本試験問題の作成および採点を行っている。第1次選抜（書類審査）の判定および合格判定は、専攻会議が行う。本試験当日の設営・監督業務については、入学試験委員会と共に専攻長が責任を負って行う体制となっている。なお、2009年度入学者選抜までの法学既修者認定については、入学時点で定員分けはしておらず、合格者の中から振り分けを行っていた。2010年度入学者選抜以降は「外部振り分け方式」を採用したため、第二次試験で法律科目試験を受験し、合格した者が法学既修者コースに入学する制度になった。

本法科大学院の教育の理念および目的は、自由な共生社会を支え、広い国際的関心と視野を持ち、中部日本の需要に応える法曹の養成であるが、このような法曹を養成するためには、入学者は、個々人が、社会・経済に対する関心を有し、基礎的な論理的思考力および表現力を有すると同時に、集団として切磋琢磨していけるように、多様な背景を有する人々の集まりであることが必要であると考えている。そのような考え方に基づいて、本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、次のように定式化されている。

名古屋大学法科大学院に入学する学生には、まず大学院で学習するための一般的な資質として、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する能力（論述力）を有していることが求められます。そして、それを前提に、法曹を目指すのに必要な、正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していなければなりません。これらは、学部段階で学習した専門分野を問わず、すべての学生に共通に求められる能力です。

これに加えて、法学既修者コースで学習するためには、法学の基本的な科目（法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当）について既に十分な知識を有していなければなりません。

法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要といえます。多様性を実現するには、法学部卒業生のほかにも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいと考えています。

上記のアドミッション・ポリシーは、入学者の専門分野、バック・グラウンドにおける多様性を重視する内容のものであり、それに対応して、入学者に求める資質・能力においても、社会に対する基本的な問題関心と知的専門職に必要とされる一般的な論理的思考力や表現力を重視する内容となっている。本学出身者や法学部卒業生に偏することなく、広く人材を集めることができるよう、開放的で公平な入学者選抜を指向するものである。

アドミッション・ポリシーは、本法科大学院のウェブサイト上に公表され、広く周知が図られている(<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/lis/examination/index.html>参照)。同ウェブサイトには、「名大法科大学院とは」(理念・特色・設置の趣旨等を含む)、「教育の課程と方法」、「修了者の進路・活動」、「教員組織」、「入試情報」(入学試験のプロセス、募集要項等を含む)、「Q&A」の各項目(タブ)が設けられている。また、アドミッション・ポリシーを含む本法科大学院の概要・特色については、各年度入学試験の出願期間前に開催される公開の説明会においても、その概略を説明し、出席者からの質疑に応答している他、本法科大学院の受験に関心を有する人々に向けて作成・配布されているパンフレットにも簡略化された形で記載され、広く周知が図られている。

このように本法科大学院の基本情報や入学試験の情報(募集要項を含む)を広く周知するよう努力しており、先の「アドミッション・ポリシー」と併せて、公平性、開放性および多様性の確保が図られている。

## 2. 試験方法

### (1) 入試において確認すべき能力(アドミッション・ポリシーと試験方法との連関)

本法科大学院は、前述のように、アドミッション・ポリシーとして、すべての入学者に対し、①幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する能力(論述力)を有していること、②正義や権利に敏感で、社会・経済に対する強い関心を持ち、そこで生じている問題を発見し、これを適切に処理できる基本的な能力を有していることを求め、これに加えて、法学既修者コースへの入学者には、③法学の基本的な科目(法学未修者コースの1年次で開講されている科目に相当)について既に十分な知識を有していることを求めている。また、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な専門分野やバック・グラウンドを有する人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考え、④法学部卒業生の他にも他学部卒業生、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験やボランティア活動の実践を有する人材等が含まれることが望ましいとの考え方を公にしている。

### (2) 「内部振り分け方式」(2009年度入学者選抜まで)

※ 以下の記述のうち、書類審査・小論文試験に関する部分は、2010年度以降入学者選抜における書類審査及び法学未修者コース志願者に対する小論文試験にも基本的には妥当する。

このようなアドミッション・ポリシーのもと、2009年度入学者選抜までは、本法科大学院の入学者選抜は既修者コースと未修者コースの定員を予め分けることなく、先ず全体として、第1次選抜(書類審査)、第2次選抜(小論文試験)を行って合格者を確定し、合格者中、既修者コース志望者に対し、さらに既修者認定試験(法律科目試験)を行って既修者コース入学者と未修者コース入学者を振り分ける方式により行ってきた。これは、未修者コースに入学する者だけでなく、既修者コースに入学する者についても、法律知識以前に、①②のような基本的能力・資質を十分に備えていることを重視していたからである。

第1次選抜の書類審査では、法科大学院適性試験の成績、志願理由書（本研究科を志望する理由と法曹を志望する理由を記入する）、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する）、大学学部における成績証明書に基づく評価を行う。第2次選抜では小論文試験（社会科学的な題材の論説文に対する設問に解答させ、読解力と論理的思考力、表現力を見る）を行い、書類審査の結果と総合して合格者を判定することになる。

法学既修者選抜試験は、未修者コース1年次の法律基本科目に対応して、公法系（憲法および行政法〔行政救済法および地方自治法を除く〕）、民事法系（民法および商法〔会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く〕）、刑事法系（刑法）につき、実施される。

以上のうち、アドミッション・ポリシーの①に基づき、書類審査における法科大学院適性試験の成績、学部の成績証明書、自己評価書の各評価と小論文試験において、幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する能力（論述力）の有無を判定する。また、②に基づいて、主として書類審査における志願理由書、自己評価書の各評価により正義や権利についての敏感さ、社会・経済に対する強い関心力、そこで生じている問題の発見・適切な処理のための基本的な能力の有無について判定するが、小論文試験の評価もこれに関わる面がある。また、③に基づいて既修者認定に際しては法律科目試験により幅広い基礎的知識と深い理解・応用力とを確認する。

最後に④に基づいて、主として書類審査における志願理由書と自己評価書の評価に際して、職業経験やボランティア活動、サークル活動などの社会的活動経験、外国語の能力は、個別評価項目として重視し、社会活動の経験が豊富な人材、外国留学の経験や国際社会での活動、およびボランティア活動の実践を有する人材等の確保を図るが、この点に関する前述の評価項目は、法曹を志望する理由や法曹としての適性にも関わる点において、総合的な評価の対象にもなる。

なお、本法科大学院の入学選抜にあたり、本学法学部の出身者について優先枠を設けたり、選抜に関し優遇措置を設けるようなことは一切していない。アドミッション・ポリシーが掲げるように、法科大学院の教育が実りあるものとなるためには、多様な人材が入学して、互いに切磋琢磨することが肝要と考えており、そのことは、法学部出身者についても同様である。なお、2009年度～2012年度入学選抜（ただし、2010年度以降のものについては、下記の新たな入試制度による選抜の結果である）における名古屋大学法学部出身者の割合は、合格者中の割合がそれぞれ20.8%、19.1%、16.2%、16.9%であり、入学中の割合がそれぞれ20%、24.6%、19%、18.3%である。

以上の試験方法は、具体的には次のように実施される。まず、第1次選抜では、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を客観的に評価するための資料である独立行政法人・大学入試センター実施の法科大学院適性試験

（2011年実施以降は適性試験管理委員会実施の法科大学院全国統一適性試験）の成績に、志願理由書、自己評価書、大学学部の成績証明書などを複数の教員で審査し、感受性や社会的問題関心、社会性や行動力などを総合的に評価し、点数化したもの（書類審査結果）を加えて、その合計点数で判定を行っている。配点比率は、2009年度入学対象入試においては、適性試験100：書類審査150：小論文試験150であった（が、後述の通り2010年度

入学者選抜からは適性試験50：書類審査150：小論文試験200に変更した）。

第2次選抜では、社会科学的な題材の論説を用いた小論文試験を実施し、読解力、論理的思考力、文章表現力を複数の法科大学院専任教員で審査するという方法を用いて、法科大学院適性試験では試験形式に伴う限界から評価し尽くせない適性、能力を別途評価し、それを点数化したものを第1次選抜の成績に加え、その合計点数で判定することとしている。

### （3）定員変更と「外部振り分け方式」の採用（2010年度入学者対象入試から）

本法科大学院では、まず、全国的な規模での「法科大学院教育における質の向上」の要請に基づき、また、当該変更により学生の学習環境の整備やより充実した教育の提供にも資すると考えられたことなどから、入学定員を80名から70名に変更した。

また、それと併せて、法科大学院発足当時に構想された従来の入試制度では法学既修者（2年）コースの適正人員（目処として示されていた定員に近い数の学生）を確保することが困難となっていたこと、法学未修者（3年）コースの人数が増加することにより1年次の教育負担が増大していたことなどから、2010年度入学者対象入試（2009年秋実施）からは、法学未修者（3年）コース志願者を対象とする試験と法学既修者（2年）コース志願者を対象とする試験を分けて実施する「外部振り分け方式」を採用した（なお、両コースの併願は可能とした）。また、上記の入学定員の変更に伴い、各コースの定員を、3年コース40名、2年コース30名をそれぞれ目処とするものとした（なお、上記（2）の記述のうち、既修者選抜試験に関する部分や配点比率以外の部分は、2010年度入学者選抜から新たに採用された制度との関係でも基本的には妥当するため、それらの部分についてここで重複して説明することはしない）。

この制度においては、第2次選抜試験において、3年コース志願者については小論文試験が実施され、2年コース志願者については一上述の「法学既修者選抜試験」と同じ科目についての一法律科目試験が実施される。第2次選抜試験の配点比率は、前者においては、適性試験50：書類審査150：小論文試験200であり、後者においては、適性試験50：書類審査150：法律科目試験600である（法律科目試験における各科目の配点比率は公法系150：刑事法系150：民法系300である）。

なお、2年コースについては、書類審査においても、法律知識の有無・程度を評価することが適切と考えられる（一方で、法学未修者についてはそうしたことを考慮することが必ずしも適切ではないと考えられる）ことから、本法科大学院では、書類審査の段階において法学既修者について考慮しうる事項と法学未修者について考慮しうる事項とを区別して設定している（司法試験の結果は前者には含まれるが、後者には含まれない）。

以上の新入試制度の下においては、小論文試験を受けずに入学する者も出てくるが、従前の制度において、適性試験及び書類審査によって判定しうるものとされていた能力・資質については同じ形で判定されることになり、それらに加えて小論文試験でも判定しうるものとされていた能力・資質—幅広い知見によって支えられた分析力と論理的思考力、思考の過程および結果を的確に表現する能力（論述力）や、正義や権利についての敏感さ、社会・経済に対する強い関心力、そこで生じている問題の発見・適切な処理のための基本的な能力—については、法律科目試験においても判定しうる部分があるものと考えられる

ため、新入試制度における試験方法とアドミッション・ポリシーとのつながりも十分に認められるといえよう。

#### (4) まとめ

このように、本法科大学院は、入学者選抜に当たって、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性および能力等を、客観的な資料と客観的な審査方法を用いて的確に評価している。しかし、現状に満足することなく、更なる改善の方策を模索中である。

### 3. 入学者選抜に際しての多様性の重視

本法科大学院の入学者選抜にあたっては、書類審査においては、適性試験の成績の他、志願理由書、自己評価書（「自己評価一覧」には、学歴、職歴、外国語の能力、その他に分けて関連事項を記載して証明書を添付し、「自己評価書」にはそれに基づく自己評価を記入する）、大学学部の成績証明書が評価の対象となり、それらの資料によって、外国語能力、社会的活動経験、資格、大学成績、学位等の個別項目について評価すると共に、志願理由（目的意識や学習意欲等の実質的内容と共に、表現力、国語力等も加味して評価する）、自己評価（自己評価書の記述全体から、法曹への適性、優れた経験・能力の有無などを評価すると共に、証明資料の整え方も評価する）については、総合評価も加え、全体を合わせて、書類審査の結果としている。

これにより、大学等の在学者については、学業成績以外の外国語能力や資格も評価の対象とするとともに、社会的活動経験として、ボランティア活動の実績や大学のサークル活動における実績を積極的に評価しており、特に積極的・恒常的にボランティア活動等の社会的活動に取り組んだ場合や大学の公式的なサークルにおいて卓越した成果を収めた者については、高い評価を与えている。審査におけるこれらの項目を合わせた比重は、大学成績の比重を上回り、学業成績のほか、多様な学識や課外活動等の実績を十分に加味した選抜を行っているといえる。

また、社会人等についても、社会的活動経験として、1年程度以上の職業経験がある場合には積極的に評価し、特に専門性の高い業務において顕著な活躍が認められる場合には高い評価を与えるとともに、資格の評価を通じて、多様な社会経験を評価している。また、社会人や法学を履修する課程以外を履修した者については、法律家を志望する動機、法律家としての適性が社会経験や専攻分野と関連付けて説明されることが通常であり、それが説得的に示されている限りでは、志願理由、自己評価の総合評価において高い評価が与えられている。これらを通じて、実務経験および社会経験を十分に加味した選抜を行うとともに、入学者選抜の公平性を害しない範囲で、入学者の内に、法学を履修する課程以外の課程を履修した者、実務等の経験を有する者の割合が一定の割合以上となるよう努めている。

## 4. 法学既修者（2年）コースの入学試験

### （1）出願における公平性・開放性・多様性の確保

本法科大学院においては、上記入試制度改革以前は、法科大学院への入学についての合格発表後に、合格者のうちで既修者コース（2年コース）への入学を希望する者（ただし、学部3年次在学者の出願〔いわゆる飛び級による出願者〕を除く）を対象として法学既修者選抜試験（法律科目試験）（以下、選抜試験と称する）によって、すなわち、入学コースの振り分けという形で、既修者認定を行っていた。この制度の下では、選抜試験に合格しなかった者は、法学未修者コース（3年コース）への入学手続を行うことができ、選抜試験に合格した者は、既修者コースへの入学手続を行わなければならないことになっていた。このように、法学既修者コース（2年コース）への入学を希望する者は、法学部出身であるか否かに関わりなく、法学に関する学部段階での一定の単位を修得していなくとも、例えば独学で法律を学んだ者も既修者として認定されうるものとすることにより、既修者認定に関する出願において公平性、開放性、多様性を確保していた（下記資料1参照）。

外部振り分け方式を採用した新しい入試制度の下でも、法学部出身であるか否か等に関わりなく、上述の書類審査及び法律科目試験の成績を総合して既修者コースの入学試験の合否が決定されるため、出願に際しての公平性・開放性・多様性は確保されている（下記資料2参照）。

#### 資料1 入学コースの振り分け（2009年度法科大学院学生募集要項から抜粋）

##### 7 入学志願票記入上の注意事項

- (1) 出願者は、「希望コース」欄の該当箇所（いずれか一方）を○で囲むこと。なお、「既修者コース（2年コース）」を○で囲んでいない出願者は、法学既修者選抜試験（法律科目試験）を受験することができない。また、前述の「1 出願資格」(7)により出願する者は、「未修者コース（3年コース）」のみ出願することができる。

##### 12 入学コースの振り分け

###### (1) 入学コースの振り分け方法

- ① 法学既修者コース（2年コース）への入学手続を行うことができる者は、合格者のうち、出願時に法学既修者コース（2年コース）への入学を希望した者で、後述の法学既修者選抜試験（法律科目試験）に合格した者である（法学既修者選抜試験合格者は、法学未修者コース（3年コース）への入学手続を行うことはできない）。
- ② 法学未修者コース（3年コース）への入学手続を行うことができる者は、合格者のうち、出願時に法学未修者コース（3年コース）への入学を希望した者、及び法学既修者コース（2年コース）への入学を希望した者で後述の法学既修者選抜試験（法律科目試験）に不合格になった者である。

#### 資料2 入学コースの振り分け（2012年度法科大学院学生募集要項から抜粋）

##### 7 入学志願票記入上の注意事項

- (1) 出願者は、「希望コース」欄の該当箇所（いずれか一方）を○で囲むこと。なお、「法学既修者コ

ース（2年コース）」を選択した者は、「法学未修者コース（3年コース）」を第2希望とするか否かもあわせて選択すること。「法学既修者コース（2年コース）」を選択し、かつ、「法学未修者コース（3年コース）」を第2希望とする者のみ、第2次選抜試験において、法律科目試験と小論文試験の両方を受験することができる。

また、前述の「1 出願資格」(8)により出願する者は、「法学既修者コース（2年コース）」に出願することはできない。

#### 10 法学既修者コース（2年コース）と法学未修者コース（3年コース）の併願について

法学既修者コース（2年コース）を第1希望とし、法学未修者コース（3年コース）を第2希望とした場合のみ両コースを併願することができる。併願を希望する者は、入学志願票・受験票・写真票の「希望コース」欄で「法学既修者コース（2年コース）」を選択し、かつ、第2希望として「法学未修者コース（3年コース）」を選択すること。

法学既修者コース（2年コース）の入学者選抜は、第1次選抜試験（書類審査）及び第2次選抜試験（法律科目試験）で行い、法学未修者コース（3年コース）の入学者選抜は、第1次選抜試験（書類審査）及び第2次選抜試験（小論文試験）で行うので、両コースを併願する場合には、第2次選抜試験の法律科目試験及び小論文試験の両方を受験すること。

法学既修者コース（2年コース）に合格した場合には、法学未修者コース（3年コース）の試験結果に関わらず、法学既修者コース（2年コース）への入学のみを認める。

法学既修者コース（2年コース）に不合格の場合でも、法学未修者コース（3年コース）の合格基準に達していれば合格することができる。

## （2）既修者認定の適切性の確保

旧制度における既修者選抜試験は、既修者と認定された者が免除される科目が未修者コース（3年コース）の1年次配当の憲法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、行政法基礎（2単位）、刑法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、民法基礎Ⅰ（4単位）・同Ⅱ（2単位）・同Ⅲ（2単位）・同Ⅳ（4単位）・同Ⅴ（2単位）、商法基礎（4単位）」であったことから、試験科目を公法系科目（憲法および行政法（行政救済法および地方自治法を除く）からなる）、刑事法科目（刑法からなる）、民事法科目（民法および商法（会社法・手形法を含み、保険・海商法を除く）からなる）とし、かつ、試験時間（公法系科目および刑事法科目3時間半、民事法科目3時間半）および配点（公法系科目100点、刑事法科目100点、民事法科目200点）に配慮することによって、免除される科目内容に応じた試験を行い、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っていた。

こうした既修者認定の適切性は、外部振り分け方式を採用した新しい入試制度の下でも維持されている（なお、上述した新カリキュラムの下では、2年コースに入学した者が免除される科目は、憲法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、行政法基礎Ⅰ（2単位）、同Ⅱ（2単位）、刑法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）、民法基礎Ⅰ（2単位）・同Ⅱ（2単位）・同Ⅲ（2単位）・同Ⅳ（4単位）・同Ⅴ（2単位）、同Ⅵ（2単位）、商法基礎Ⅰ（4単位）、同Ⅱ（2単位）になるが、新たな入試制度の下では、それらの科目に対応した試験を実施することにより、法学の基礎的な学識を有するか否かの判定を適切に行っている）。



なお、本法科大学院では、既修者選抜試験（旧制度）ないし法律科目試験（新制度）に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことは行っていない。

### （３）出題・採点における公平性の確保

従前の制度においては、選抜試験については、試験科目の各分野の研究者教員からなる既修者試験委員会を設置し、出題・採点および専攻会議と教授会での合否判定のための資料作成を行っていた。試験の方法は、論述試験のみとした上で、論文式試験ばかりでなく、これに短文記述式試験を組み合わせる等、出題形式・方法を工夫して、既修者としての学識を有しているか否かの判断をきめ細かく行うこととしていた（新たな入試制度においては、法科大学院入試委員会の下に法律科目出題部会及び小論文出題部会を設置してそれぞれに責任者（部会長）を置くとともに、部会ごとに「出題委員会、点検委員会、採点委員会（出題委員は採点委員を兼ねる）」を設置し、出題・点検・採点を実施している。法律科目試験出題に際しては、従前の既修者選抜試験と同様に、きめ細かな判断ができるよう留意している。なお、専攻会議と教授会での合否判定のための資料作成は、法科大学院入試委員会が行っている）。

旧制度同様、新制度においても、出題にあたっては、各出題委員が各科目を専門とする委員以外の教員と十分協議し、最近の学部の定期試験の出題と重ならないよう配慮して問題を作成し、受験生間の公平性の確保を図るとともに、各部会において委員全員による数回にわたる検討を行い、出題内容、表現等の適切性を確保して、全体として免除する科目にふさわしい問題を作成するようにしている。また、出題委員とは別に点検委員を置き、二重のチェックを制度化することにより、出題内容等の適切性を確保している。

旧制度同様、新制度においても、試験は、解答・採点・合否判定のすべてのプロセスを受験番号のみによる匿名方式で行っている。旧制度における既修者選抜試験の合否判定は、出身学部、適性試験の結果、第1次選抜試験（書類審査）および第2次選抜試験（小論文試験）の結果をまったく加味することなく、既修者選抜試験（法律科目試験）の点数のみにより、上位30名程度を上限として既修者として認定するものであり、これらの点でも、受験生の公平性の確保が図られていたといえる。新制度における法律科目試験の採点も、出身学部や適性試験の結果、書類審査の結果等とは関係なく実施され、その意味での公平性の確保は図られているといえる。

なお、2009年度入学者対象入試（内部振り分け方式によるもの）の際の既修者選抜試験の結果は、受験者34名、合格者23名、入学者22名であった。また、外部振り分け方式が導入された2010年度以降の2年コースの入試結果は、2010年度が受験者151名、合格者33名、入学者26名、2011年度が受験者145名、合格者44名、入学者40名、2012年度が、受験者141名、合格者38名、入学者33名で推移している。

なお、本法科大学院では、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮した既修者の認定は行っていない。

### （４）既修者と認定された者の在学期間の短縮における適切性の確保

既修者として認定された者が修得したとみなされる単位は、法学未修者コース（3年コース）における1年次配当科目中の28単位であり、これは、法学未修者コース（3年コー

ス)の1年次に在籍した者が2年次へ進級するために必要な単位数に相当するものであり、短縮される在籍期間と修得したとみなされる単位数との関係は適切なものとなっている。

なお、「リーガルリサーチ&ライティング」(2単位・2010年度以前の入学者については2012年度まで開講)は、法学未修者コース(3年コース)の1年次に配当されている必修科目であるが、法情報処理についての基本技能については、従来の法学部教育においては必ずしも十分に養成されているとはいえないので、法学既修者についても修得したものとみなさず、入学初年度に履修しなければならないこととしている。

新カリキュラムの下では、既修者として認定された者が修得したとみなされる単位は、法学未修者コース(3年コース)における1年次配当の法律基本科目(必修)の32単位であり、短縮される在籍期間と修得したとみなされる単位数との関係は適切なものとなっている。

旧制度の下においても、新制度の下においても、既修者として認定された者が修得したものとみなされる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られている。

## 5. 入学試験の実施状況(2008年度～2011年度実施分)

2008年度～2011年度において実施された入学試験における受験者数、合格者数、入学者数は、下記資料3のとおりである(なお、各年度の入学者の出身大学、出身学部、社会人・非社会人の別等の内訳については、本法科大学院のウェブサイト参照)。

資料3 入学試験の実施状況

入試年度・コース別		受験者	合格者	入学者
2009年度 入学者選抜		294	96	91
2010年度 入学者選抜	未修(3年)コース	316	48(+8)	39(31+8)
	既修(2年)コース	151	33	26
2011年度入 学者選抜	未修(3年)コース	236	55	44
	既修(2年)コース	145	44	40
2012年度入 学者選抜	未修(3年)コース	195	45	38
	既修(2年)コース	141	38	33

※2009年度入学者選抜合格者のうち、既修者選抜試験を受験した者は34名、合格した者は23名、入学した者は22名である。

## 第6章 教育環境（学生の在籍状況を含む）

### 1. 学生の在籍状況

2008年度から2011年度までの期間における学生の在籍状況は、下記資料1のとおりである。

年次／ 年度	1年次		2年次		3年次	
	未修	既修	未修	既修	未修	既修
2008	64（1）	—	69（1）	19	67	17
2009	72（1）	—	58（1）	22	67	19
2010	44（3）	—	71（1）	26	57	22
2011	49（3）	—	37（3）	41	66（1）	23

※（ ）内の数値は休学者の数である。

### 2. 施設

#### （1）教室・演習室・法廷教室

本法科大学院は、実習室については、法廷教室（模擬民事法廷、模擬刑事法廷、模擬円卓法廷（ラウンドテーブル法廷））3室は、法科大学院専用であるが、教室、演習室については、本法科大学院は法学研究科の一専攻であることから、法学研究科の教室・演習室を法学研究科全体で使用している。また、本学には、文系学部の共用棟（文系総合館）があり、その4階ワンフロアにつき、法科大学院のための優先使用権が全学的に認められており、これをも使用している。これらの教室については、無線LAN、プロジェクター等の設備が備えられているほか、法廷教室等では、STICS、DRS等の最新のIT設備が備えられている。なお、2010年度においては、文系総合館4階の各教室のスピーカーシステムを改修し、無線マイク2本を常時教室内で使用できるようにした（文系総合館は、文系六部局が共同で管理しているため、このような改修については本来六部局で費用を負担すべきものであるが、法科大学院の教育環境の早急な整備という観点から、今回の改修については法学研究科が単独で費用の全額を負担した）。

以上のように、授業に十分な種類、質、規模、数を備えた教室を有しており、これらにより、法科大学院の授業は支障なく行われている。

#### （2）自習室

本法科大学院では、本法科大学院専用の自習室を法学研究科棟に4室（904号室、907号室、908号室、909号室に計129席）、アメニティハウス2階3室に計166席）設け、在籍している全学生に1人1つの机、椅子が与えられている他、修了生についても自習室のスペースに余裕がある限りで自習室の利用を認めている。この自習室については、全室に無

線LANが配備されている。このように、自習室については、学生総数に対して十分なスペースが確保されている（下記資料2参照）。

自習室は24時間利用可能であり、図書室も法科大学院生の需要に応えられるよう、午前9時から午後20時まで利用可能（3、8月を除く）であり（昼休み時間も利用可能である）、また、土曜日についても13時から17時の間開室し（3、8月を除く）、自習室と図書室との連携を確保するようにしている。

また、自習室には学生の便宜を考え、後述のように基本的図書を設置している。この図書の中に法令集、判例集は一部しか含まれていないが、後述のように、本法科大学院では法律データベース（LEX/DBインターネット、Vpass等）を整備している他、本学では教員、学生一般がLexisNexisJP、Lexis-Nexisの利用が可能であり、自習室にはLANが設置されていることから、これにより法令・判例の検索・閲覧は支障なく行える環境となっている。

資料2 法科大学院自習室席数

建物	法経共用館	アメニティハウス	合計
席数	129	166	295

### (3) 図書室

#### ① 図書室の設置

本法科大学院は、法学研究科の実務法曹養成専攻として設置されており、法学研究科には、図書室が設置され、法学研究科全体として法科大学院生の利用にも耐える蔵書を有している。そして、法学研究科で図書室の管理を掌理する法学部図書委員会に法科大学院の教員も加わり、法科大学院に所属する教員および学生は、それぞれの図書室利用案内にしたがって、教育・研究・その他の業務に支障なく図書室を利用することができる。また、本法科大学院の学生自習室内に、法科大学院の学生の学習専用図書を配置している。

図書室には、教員の教育・研究および学生の学習のために、図書約21万冊、雑誌約1,600種類、視聴覚資料2,300点以上を備え、また自習室には、学習に必要な図書4,000冊以上を備えている（下記資料3参照）。

自習室の図書については、法科大学院図書委員会の指導に基づき、学生が利用規程を作成し、自主的に管理している。自習室に設置されている判例集は一部のものに限られるが、Web上の法科大学院授業関係のページに「ロー・ライブラリー」を設けて、法律データベース（LEX/DBインターネット、Vpass）が整備されている他、本学では、教員・学生一般が、LexisNexisJP、Lexis-Nexis等の利用が可能であり、これらに簡単にアクセスできるので、勉学上の支障はない。

資料3 法学図書室蔵書数（2012年3月31日現在）

種類	内訳	冊・種類・点数
図書		234,838
	和書	137,724
	洋書	97,114

	雑誌		1,736
		日本語	1,489
		外国語	247
	視聴覚資料		2,528
		マイクロフィルム	1,708
		マイクロフィッシュ	448
		カセットテープ	2
		ビデオテープ	102
		CD・LD・DVD	159
		マイクロプリント	109

## ②図書等の利用

図書室は、通常、平日の9時から20時（3月、8月は9時から17時）、土曜日は13時から17時（3月、8月は除く）まで利用可能である（日・祝日・年末年始・入学試験日は休室）。図書室の図書などは、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能であり、書庫へは、教員・学生を問わず、利用時間内には自由に入ることができる他、教員については、書庫について磁気カードによる入庫システムを採用することにより、休日についても書庫の利用が可能となっている。図書の貸出については、教員が1年以内で200冊以内、法科大学院の学生が1週間以内で3冊以内である。自習室の図書は、自習室の利用時間と同様、24時間利用可能である。自習室の図書・雑誌・判例集についても、Web上の法学図書室のページから簡単に検索可能であり、同Web上での検索用にリスト化されない図書については、法科大学院のウェブサイトにもそのリストを掲載している。また、前述のように、学生、教員は、LEX/DB等の法律データベースの利用が可能である。

図書室には、検索用のコンピューター6台（閲覧室5台、書庫内1台）および複写用のコピー機（大学設置2台、生協設置2台）を設置する他、自習室横に、生協設置の複写機4台（法経供用館に2台、アメニティに2台）を置いている。法科大学院の学生には、学修用の複写のために、1人毎年1,000枚分のコピーカード（生協設置機で使用）を配布している。

これらによって、本法科大学院では、教員および学生が図書および資料を活用する体制を整えており、これにより教育・研究・学習の効果をあげることができる。

## （4）将来の整備計画

以上のように、本法科大学院は、現有の施設で当面の教育計画に十分対応している。しかし、法科大学院専用の建物の建設、図書館の設置、教室の確保等が望ましいことから、将来的にはこれらの整備を計画しており、現在建物の新造設について、本部に要求中であり、今後の発展の可能性についても配慮している。

### 3. ITツールの整備

本法科大学院の施設面において特筆すべき点は、設置の目的がITに強い法曹を養成することにあることに相応して、ITツールを用いた教育・学習支援環境が高度に整備されている点である。その他自習室、図書、法廷教室等においても、ITツールの整備が図られている。

本法科大学院では、設置準備以前より、学術創成科研費研究をはじめとして、ネットワーク利用の法学教育のIT化に努めてきた。法学部においても、法情報学関連の講義数は多く、法学教育のIT化に関しては、先進的であり、法科大学院設置時においても、さらなるIT化ための土壌としては十分であった。また、本学情報連携基盤センターとの協力体制も、名古屋大学の他学部に比べて着実に確立されており、無線LAN環境のインフラ整備については、他の部局で整備している環境と比べると、一般に、機能性・安定度・セキュリティ等の点で優れた環境を提供できている。

このような背景のもと、法科大学院では、法学研究科において元々研究されていた、シラバスを基点としたネット上のITプラットフォームを中心に、利用の実績や改良を重ねてきた投票システム、択一問題システム、およびSTICS(実習撮影映像をネット上に置き、相互に映像にコメント付加ができるシステム)などの既存システムをベースにしたITツールの本格的導入に向けた拡張・改良を重ね、法科大学院開校以降、現在のITツールを実際に運用するに至っている。択一式学習の支援システムである「学ぶ君」も2006年5月から運用を開始した。

また、このように、ITツールを多用することから、学生に対しても入学時にこれらについてのガイダンスを行うとともに、動作環境に適したパソコンの購入を求めている。

そして、入学手続きの直後に、基盤ITツールについての導入教育を行い、学生が入学後直ちにそれらを利用することができるよう便宜を図るなど、IT操作環境に慣れること、そして、それを実際に予習や復習に役立てることに貢献している。本法科大学院で導入しているITツールに関して、以下、(1)から(4)において個別に記していく。

#### (1) NLSシラバスシステム

##### (a) シラバス機能

本システムは、シラバス中心に講義で利用する汎用ツールをまとめた、講義のためのWeb上のプラットフォームである。このシステムは本法科大学院においては全教科で利用し、全教員・全学生が利用している基本システムである。その機能を大きく分けると、「シラバス情報や教務情報のお知らせ機能」、「課題レポート・投票機能(文章作成技能・レベル確認機能)」、「支援機能(各種掲示板)」に分かれる(シラバス機能以外の各機能は、以下の(b)以下で説明する)。

シラバス機能の基礎となるアイデアは、本学の高等教育研究センターが研究開発を進めていたGoing Syllabusシステムのコンセプトであった。これは、まず教員がシラバスを作成し、それを起点として講義を進めるべきである、という発想に基づいている。ここでのシラバス機能とは、基本的には、講義基礎情報や講義概要の提示と修正、講義計画および講義記録の提示・修正、そして各回の講義資料の提示を行うためのものである。NLSシラ

パスシステムもこの機能を継承したアーキテクチャーで構成されている。なお、資料をアップロードして提示するだけでなく、リンク集を提示するための機能なども準備されている。これは著作権などの対策にもなっている。その他にも細かい点でGoing Syllabusよりも機能拡張されている。

なお、外部評価者の詳細な調査を支援するために、2007年度からは、外部評価者用の閲覧機能も組み込まれた。この機能は、評価者権限でアクセスすると、データ修正や書き込みなどは一切できないが、存在する全情報の閲覧を可能とするものである。

#### (b)匿名課題閲覧&投票機能(文章作成技能レベル確認機能など)

この機能は、もともと投票システムとして、本学の法学部や大阪大学の法学部などの授業において、一部の教員により利用されていたシステムの運用経験から、仕様を分析し、改良・拡張を加えて、シラバスシステムに組み込んだものである。2007年度には情報処理学会の「グループウェアとネットワーク研究会」のワークショップにおいて、2つの賞を獲得したシステムであり、評価も高い。

基本的に、毎回の講義では、必要数だけ課題を提示でき、学生はその課題に対して、Webページ上でレポートを提出する。こうして、教員は紙媒体のレポートの収集・整理のような煩わしさから開放され、レポートを閲覧し評価できる。ただし、このままの状態では、学生は他の学生のレポートを見ることはできず、通常のレポートと同じような取扱である。

そこで、登場するのが、匿名による課題閲覧機能である。これは、提出されたレポートを匿名にしてシャッフルし、他の学生に提示する機能である。こうして、他人のレポートを読むことで、自分の状況や問題点、学ぶべき点などを効率的に知ることができる。この時、匿名にしてあるので、恥ずかしさからくる煩わしさは解消できる。逆に、もし、名前を知らせたい学生がいる場合には、単にレポート本体に自分の名前を書き込めばよいだけである。

さらに、これら匿名で配られる他人のレポートに対して、投票を行う機能が準備されている。通常のデフォルトオプションでは、全員のレポートを各グループ6、7点の候補となるようにランダムにグループ分けし、各学生はそのどれかのグループが割り当てられ、それらのみを候補として閲覧し、投票を行う。同じレポート群に対して投票は何度でも行うことができる。また、このままだとグループ数分だけよいレポートが選出されるが、さらにこれらの1位となるものを決選投票にかける機能もある。なお、選ばせるのは優秀なものでなくても、悪いものを選ばせるとか、単に好きなものを選ばせるとか、同じレポート群に対しても様々な選ばせ方があり、それぞれの投票結果はそれぞれの「投票箱」という概念で保持される。

投票機能を用いた典型的な利用方法としては、例えば、講義の中で教員による添削を行う場合には、従来は全員のレポートに目を通して、教員が講評することになるが、実際には講義時間中に全てを読み添削することは困難である。しかし、投票機能を使って、事前に良いものを絞らせて、数点に絞るか、あるいはトーナメント決選機能によって、1つに絞って、それを添削してみせれば、少なくともある一定以上の優秀なレポートを書く能力のあるものに対しては、有効な添削が時間内に可能である。その一方で、そのレベルに達しない学生は、その一番よいものはもちろん、何点もの他人のレポートを読むうちに、自

分との違いや他人の優れている点が直接認識できるので、特に添削しなくても、ある程度のレベルにまでは達するか、少なくともテクニックや問題を認識することができる。

### (c) コミュニケーションツール (Study Group 支援機能など)

Study Group 支援のために、NLS シラバスシステムには 3 つのタイプの簡易掲示板が用意されている。それぞれ、①お知らせ掲示板、②通常掲示板、③メール掲示板である。

①お知らせ掲示板 教員側から学生側に一方的にアナウンスするための教務事務的な利用のための掲示板である。従って、学生は書き込みできない。

②通常掲示板 学生や教員が自由に書き込める掲示板であり、教員はいくつでも開設することができる。添付ファイルも可能である。書き込まれたメッセージは、教員と当該学生のみが削除権限を持つ。また、特定のグループの学生のみをクロズドにしたい掲示板については、教員がその掲示板に学生IDを登録することで、他から閲覧・書き込みができない掲示板とすることができる。これも掲示板ごとに自由に設定できるので、学生グループをいくつか作った後、そのグループごとのミーティングの掲示板として利用可能である。

③メール掲示板 従来、教員と個別の学生とのコミュニケーションは、対面か電子メールしか手段がなかった。電子メールの場合、様々な業務メールと同じメールボックスに入るため、教員が担当する全ての教科で、全ての学生とやり取りすることになると、そのメールの整理も大変な労力になる。また、同じ学生でも、授業科目が異なったり、何日も離れた日に応答があったりすると、直前までどういう話の流れであったかなど、思い出しにくく、混乱してなかなか整理できない。このような問題を一気に解決するツールがメール掲示板である。操作イメージは、Webメールのような形式をとるか、または、各授業科目につき学生個人ごとにクロズド掲示板を用意するというものである。このメール掲示板を利用することで、自動的に授業科目ごと、または学生ごとにメッセージが整理保存されるので、実質的には、自動的に分類整理された電子メールのメールボックスと同じ働きとなる。学生とのやりとりが、各授業科目につき、最大で 1 年、多くの場合は半年であることを考えると、電子メール用の通常のメールボックスでは、項目ばかりが増えて、取扱いが煩雑になるだけであり、その点でこのメール掲示板は洗練されたソリューションであるといえる。授業の個人フォロー以外の利用方法で特徴的な利用の仕方としては、レポート添削を学生と教員の間で何度もやり取りして、推敲していくために使用する例がいくつか報告されている。

## (2) 無線 LAN 環境

本法科大学院で導入している無線 LAN の特徴は、ユーザごとの認証を行ってから利用を開始する点である。利用開始のインターフェースには特別なソフトのインストールを必要とせず、ポピュラーな Web ブラウザ (Internet Explorer (IE)、Safari、Google Chrom、Firefox) でいずれかのサイトへ接続を試みるだけで、自動的にログイン画面に切り替わり、認証を済ませた後に、インターネットの利用が可能となる。ホテルなどに設置されているインターフェースと同一の手順であり、本法科大学院の学生や教職員ならば、誰でも利用可能である。このシステムは管理を本学の情報連携基盤センターが行っており、ユーザロ



グイン情報のログなども残るため、従来の無線LANが持つセキュリティ面の危うさや、曖昧になりがちな管理を排除し、頑健なシステムとして提供されている。実際、ウィルスの検出とその対応などには非常に有効に機能している。

法科大学院の授業に使用される教室および自習室には、全室について無線LANの設備が設置され、学生は無線LAN対応のノートパソコンを持ち運ぶことによって、いつでも、どこでもインターネットから必要な情報を取得することができる環境が整っている。今後、判例情報を含む多くの法情報がインターネット経由で提供されることが益々増加することが予想されるが、学生にはそれらの環境にいち早く適応し、十二分に新たな情報リソースを利用できる環境が提供されているといえる。また、講義室にはすべてプロジェクター、DVD/ビデオ再生装置が設置され、多様なプレゼンテーション形態に対応した講義が可能になっている。教員はこれら教育支援ツールを用いることによって、より効果的な授業を行うことができ、今後法曹実務においても多用されることが予想されるプレゼンテーションツールにいち早く精通することが可能となっている。

なお、2011年度末に法学部棟3階及び4階に2台ずつ無線LANアクセスポイントが設置されたことにより、無線LAN環境はさらに充実したものとなった（これにより、教員研究室・コモンスペース等において教員に質問等をする際にも、学生が個人のパソコンを用いて名古屋大学無線LANネットワーク経由でインターネットにアクセスし、シラバスシステムや判例データベースを利用できるようになった）。

### （3）STICS

STICS(Stream Indexing and Commenting System)は、模擬法廷やロイヤリングなどの実習形式の授業の際に、DRSやビデオカメラで撮影したロールプレイの映像等を専用のサーバに登録し、それをインターネット経由で配信するシステムで、本法科大学院を主幹校として複数の大学が共同で行った法科大学院形成支援プロジェクトに基づき開発されたものである。

また、このシステムは、教員や専門家、あるいは学生同士、本人の質問などをスレッド形式の掲示板として提供して、これを映像と連動させたシステムでもある。さらに、閲覧中の映像の任意の場面にコメントを付与することも可能である。配信される映像は、事前に一定時間毎のシーンに区切られており、コメントはそれぞれのシーンに対して付与される。また付与されたコメントを一覧表で表示することも可能である。コメントを付与した人物による抽出のほか、コメントが付されたシーンのサムネイルをクリックすることで、該当場面から再生を始めることも可能である。

STICSは、実務技能を場面として映像で収録したものをインターネット上で公開・共有できる点が最大の特徴である。場所を問わず利用できるため、学外の専門家からコメントを受けたり、自宅で自分のパフォーマンスを振り返ったりすることが可能となる。また、ランダム・アクセスが可能のため、必要な場面をすぐに再生できる他、授業者が事前にシーンにコメントを付与しておくことで、当該場面の意義を学生に伝達しておいたり、コメントへの返信を通してオンラインで双方向的にやりとりを行ったりすることができる。

典型的な利用方法は次の通りである。まず、実習を行い録画する。これをサーバにアッ

ブロードする。学生は、構内あるいは自宅などから、Webブラウザを使い、インターネットを通じてアクセスし、その映像を見て自らの反省材料にする。これだけでも、客観的に自分を見ることができるので、効果がある。一方、教員は、映像の中で、良い点や悪い点、その他、問題箇所や重要箇所、何らかの説明を加えたい箇所など、学生同様Webを利用してアクセスし、それらの箇所にコメントを付す。学生は、このコメントを読んで、再質問したり、逆に教員からの問いかけに対し、答えたりすることができる。学生相互で意見を付すこともできる。スレッド掲示板なので、関連するコメントへのコメントのような形でツリー状にWeb画面が整理される。このコメントは、各映像のポイントごとに付加され、映像の進行とともにそれに応じて自動的に変化していき、コメントの読み書きしたい箇所などで停止させて用いる。停止画面情報とコメントの一部がセットとなって一覧表示できるので、従来インデックス化が難しかった非言語的コミュニケーションである映像のインデックスとしても有効である。見たいところを意味的な補助情報付きで探すことができるからである。さらにこのシステムは直接関わった学生と教員だけでなく、広く専門家や他大学の教員、学生からもコメントを得ることや紹介することができるので、実技教育が客観化されることにもなる。

現在では、これらの映像データについては、ロイヤリング等の学習教材も含めて、複数の法科大学院間で共有し、開発・蓄積・利用を共同で進めるPSIMコンソーシアムが設立されており、本法科大学院はその主幹校となっている。

#### (4) 「お助け君ノート」「DRS」「学ぶ君」

以上に加え、本法科大学院独自のプロジェクトに基づき開発された固有の学習支援システムとして、「お助け君ノート」、「DRS」、「学ぶ君」がある。このうち、「お助け君ノート」は、主として法学未修者用に法律基本科目の授業全体をビデオ収録するものであるが、収録されたビデオと各学生の持つパソコン上のノートとは無線LANによって結ばれ、ノート上で不明箇所等にインデックスを付しておけば、後に自習室に帰ってパソコンをLANに接続した時に、不明箇所としてインデックスを付した箇所から録画を再生することができ、復習を効率的かつ正確に行うことが可能となっている。特に法学未修者にとっては強力な学習支援ツールとなっている。

また、高度な実務技能教育の支援ツールとして、民事、刑事、円卓の各模擬法廷にはDRS (Digital Recording Studio) と呼ばれる収録システムが開発・設置されている。法科大学院において新たに導入された実務技能教育に関しては、単に言葉による情報伝達を行うのみではなく、ロールプレイ、シミュレーションといった体験型学習が必要である。DRSはそれらパフォーマンスを正確に記録し、容易に再生することを可能とするものであり、的確な評価に基づくよりよいフィードバックを可能とするものである。具体的には、教室内には複数台のカメラが設置されており、それらを用いて撮影を行う。4方向からのカメラにより、裁判官席、被告(弁護人)席、原告(検察官)席、証人席の映像をそれぞれ独立して撮影できる。ここでは、天井に設置された複数のカメラが自動的に話者をとらえ切り替わるといった先進のシステムが導入されている。これにより、先の4つの映像

に加え、各席に設置されたマイクの音声に合わせて自動的に切り替えを行い、発言のあった席を中心に収録した映像を撮影することも可能である。

映像は専用のハードディスクにMPEG2形式で保存され、収録直後から記録された全ての映像を、演習の直後に見直すことができるため、即時のフィードバックが可能であり、また、民事および刑事模擬法廷のDRSでは、映像の収録中に複数のインデックスを付すことができるため、収録後に振り返りを行う際には、そのインデックスを用いて該当場面を容易に検索し、提示することも可能である。なお、2005年以降の継続的なシステム改良の取り組みにより、現在では、発言内容を自動で文字（逐語）化し記録するシステムも搭載されている。このシステムにより、発話をもとにした場面の検索が可能になり、必要箇所の再生に要する時間が短縮されることとなった。

なお、上記二つの記録システム（「お助けくんノート」、DRS）は、学生の学習支援ツールであると同時に、教員にとってはFD支援ツールにもなる。自らの授業内容を後日振り返り、分析、反省することによって、より効果的な教育のあり方を追求する手段としても用いることが可能となっている。

また、法科大学院形成支援プログラム「自分の技量を随時確認できる多様な環境構築」プロジェクトにより、本法科大学院独自のシステムとして開発され、2006年5月から運用が開始された「学ぶ君」システム（Web上で実施可能な択一問題システムであり、学生の法的知識に関する理解度データを教員・学生双方に提供しているもの）は現在でも提供されている。これにより、学生自身は自己の理解度、弱点を認識することが可能となり、また、教員は、学生全体の弱点を把握し、記憶型の基本的知識の説明時間を短縮することができ、効率的・効果的な授業を展開することができる。

このシステムの要である択一問題データベースについては、本法科大学院だけは蓄積される問題数に限りがあるため、本法科大学院の教員が中心となり他の法科大学院の教員の参加も得て組合を設立し、問題作成、蓄積を共同で行っている。システムの利用についても、本法科大学院だけでなく、他の法科大学院も利用できるようにしており、2011年度現在、参加大学数16、問題数計9846問という規模で運営されている（下記資料4、資料5参照）。

資料4 学ぶ君問題数（2012年3月31日現在）

科目	問題数
憲法	1299
民法	2891
刑法	1313
商法	746
民事訴訟法	1913
刑事訴訟法	649
行政法	1281
知的財産法	60
労働法	287
計	9846

資料5 名古屋大学法学教育支援システム（学ぶ君システム）参加大学一覧  
(2011年度)

1	名古屋大学法科大学院
2	南山大学法科大学院
3	東海大学法科大学院
4	同志社大学法科大学院
5	愛知学院大学法科大学院
6	明治大学法科大学院
7	獨協大学法科大学院
8	名城大学法科大学院
9	静岡大学法科大学院
10	中央大学法科大学院
11	青山学院大学法科大学院
12	東洋大学法科大学院
13	熊本大学法科大学院
14	信州大学法科大学院
15	名古屋大学法学部・総合法政専攻
16	静岡大学人文学部法学科

### （5）テレビ会議システム

上記民事模擬法廷、刑事模擬法廷、円卓模擬法廷の各法廷にはテレビ会議システムが装備されている。これは、2006年の民事訴訟法改正において導入されたテレビ会議システムを用いての証人尋問等の実務指導を可能にするためのものがある。これらのシステムを用いることによって、例えば、円卓模擬法廷にいる証人に対する尋問を民事模擬法廷で行うといったことが可能となっている。また、このテレビ会議システムは、遠隔授業用にも用い

ることができる。2008年度～2011年度においては、2008年度に、本研究科の国際応用法政専攻の学生向けに開講されている（法科大学院の修了生で科目等履修生として登録している者も履修可能）「国際交渉研究」の授業において、ウィスコンシン・ロースクールとの間で、このシステムを用いた遠隔授業が行われた。

### 3. 学生支援

#### (1) 学習支援

##### (a) 履修指導

①入学時の履修指導 入学者に対して、年度当初に本法科大学院の教育に関する導入ガイダンスを2日間に亘って実施し、本法科大学院の理念、カリキュラム、履修の仕方、学習に関する注意事項、ITツールの利用の仕方等について詳しく指導している。また、入学前の2月中旬（入学手続時）にも導入ガイダンスを実施し、入学後直ちにスムーズに授業を行うことができるよう、NLSシラバスシステムを通じて授業に関する情報を提供している。本法科大学院では、これらのガイダンスによって入学者に対する全般的な履修指導を行う体制をとっている。

②法学未修者に対する履修指導 本法科大学院では、次に述べるような体制によって、法学未修者が1年次の法律基本科目の学修を無理なく行えるよう配慮している。

(i)ガイダンス 入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、3年未修者コースの入学者と2年既修者コースの入学者とに分けて個別のガイダンスを実施しており、未修者コース入学者に対しては、特に、法律基本科目の履修に重点を置いたガイダンスをしている。

(ii)クラス編成 2010年度までは、3年未修者コースの入学者については、大学における既修得単位を個別に細かく見ることによって、主として法学系以外の学部出身者または法学部出身者ではあっても法律基本科目の履修が不十分な者から成るAクラスと、それら以外の者から成るBクラスとの2クラスを編成している。これにより、法律基本科目のカリキュラム内容や到達目標は同一であっても、教員がそれぞれのクラスの特徴に応じた授業方法を取りながらAクラスの学修進度がBクラスに遅れることがないように配慮し、易くするとともに、同じような学修経験を持つ学生相互間での議論・共同学習等がし易くなるよう配慮している。

もともと、上述の定員削減（及びコース別定員の配分の変更）に伴い法学未修者の入学者数自体が減少することになったこと、その前提の下で1クラス化したとしても下記のような形で法学未修者の支援体制を充実させるならば教育効果を維持できると考えられることなどに照らし、2011年度からは1年次においては1クラス制を採用することになった。

(iii)クラス担任制・指導教員制 クラス担任制と指導教員制をとっている。クラス担任は、専任教員の中から1クラス2～3名をあて、指導教員は、クラス担任の中から学生毎に1名定められる。クラス担任は、入学時に2年既修者コースの学生とは別にクラス懇談会を開催して、特に未修者としての学修方法等について指導・懇談している。また、指導教員は、常時、個別に、入学後の学修全般に亘る履修指導を特に未修者の法学の学修方法に対する不慣れに配慮しつつ行うと共に、奨学金など学修の一環としての生活相談等

に応じている。

(iv) 弁護士チューター制 後述のように、主に法学未修者の自主的な学修の支援を目的として、1年次においては、同年次配当法律基本科目にかかる法分野である憲法・行政法・刑法・民法・商法の5分野について弁護士チューター制を取り、任意で参加する学生に対して弁護士がゼミを開き、各法分野における基本的な事項の理解を確認するとともに、各法分野における問題についてのレポートの作成方法等の勉強方法についても相談に応じる等の形で支援をしている。

なお、新カリキュラム及び1年次1クラス編成の導入と並行して、2011年度より、①1年次配当法律基本科目にかかる法分野（5分野）について、通年または半期のゼミを「弁護士チューター」が開講し、任意で参加する学生に対して指導を行う、②「実定法基礎」に「課題指導員」（弁護士）を配置するという形で、従前の弁護士チューター制度が改革・強化された。

③ 法学既修者に対する履修指導 本法科大学院では、次に述べるような体制によって、法学既修者に対して理論教育と実務教育の架橋を図るための履修指導を行っている。

(i) ガイダンス 前述のように、入学時ガイダンスにおいては、全入学者を対象とする全体的なガイダンスを行った後に、これとは別に2年既修者コースの入学者に対するガイダンスを実施している。特に、エクスターンシップ等の実務基礎科目については、理論教育を主体とする従来の法学教育とは異なる教育内容や教育手法であることから、理論教育と実務教育を効果的に融合させ、教育効果を上げるために、詳しい説明をする等、実務教育を戸惑いなく履修できるようにするための履修指導を行っている。

(ii) クラス担任制・指導教員制・副担任制 2年既修者コースの学生に対しても、未修者コースと同様にクラス担任制・指導教員制をとって懇談会や個別の履修指導を行い、学生の目標とする法曹となるためには多様な履修メニューの中からどのような科目を履修すべきかについて指導・相談・助言を行っている。また、理論教育と実務教育との架橋を図るという観点から、2006年度からは、3年コース2年生と2年コース1年生に、実務家教員を副担任として配置している。

(iii) リーガルリサーチ&ライティング 教育内容の観点から見ても、3年未修者コースの1年次は理論教育が中心であるため、1年を短縮して2年既修者コースに入学した者がそのまま実務教育に関する科目の履修に入っても、特段の戸惑いはないものと思われる。ただし、リーガルリサーチ&ライティングは、3年未修者コースの1年次科目であるが、実務基礎科目としての重要性及び従来の法学教育においては十分カバーされていない領域であることに鑑み、法曹実務において不可欠な法律情報の検索・収集、法律文書の作成の基本的知識を修得させるために、2年既修者コースの学生に対しても免除することなく、必修科目として履修を義務付けている。

上述のカリキュラム改革により、この科目は廃止されたが、入学時に実施される「情報ガイダンス」及び各法律科目の講義内での対応の充実により、現段階で不都合は生じていない。

④ 在学者に対する履修指導 本法科大学院では、入学者だけでなく、在学者に対しても、毎年度当初にガイダンスを、毎年度当初および終了時にクラス懇談会を実施して、その都度、本法科大学院の理念・目的を確認しながら、学年進行に伴う履修指導を行っている。

いる。

### (b) 学習相談・助言体制

本法科大学院では学年ごとに、学習上の基礎単位としてクラスを置き、必修科目は、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」（3クラスに分割）を除き、原則としてクラス単位で開講されている。各クラスには、クラスの学習全般について助言を与える2～3名のクラス担任を置き、さらに個別的な指導を徹底するために、各10名程度を指導する指導教員制を採っている。学修全般については、原則として指導教員が相談者となり、年度の初めと終わりにクラス懇談会を開催して、学習相談や教育成果のよりよい実現のための方策を学生と協議している。

また、授業科目の担当教員は、オフィスアワーを設置しており、面談の予約の方法などについては、年度始めに学生に学生便覧によって周知している。なお、法学未修者の学修支援を重要な目的の1つとして、2011年度より、1年次配当法律基本科目（必修）担当教員については、原則として講義日の夕方の時間帯にオフィスアワーを設定することとなった。

このほか、教育課程上の成果を実現する上で、特に改善を求めたい事項や苦情がある場合、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるように、法科大学院の複数の専任教員から構成されるアカデミック・カウンセラー委員会が設置されている。学生は、カウンセラーと直接コンタクトを採ることができるほか、アカデミック・カウンセラー委員会宛のメールによって苦情・改善を要望する事項を連絡することができる（匿名でも可）。申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ばないように配慮されている。そして、これらのことは、学生便覧において学生に周知されている（下記資料6参照）。

#### 資料6 学修に関する注意事項【2011年度学生便覧】32頁から抜粋】

##### 10 アカデミック・カウンセラー

法科大学院における学修全般については、原則として、指導教員が相談者となり、必要な助言を行うが、特に制度上改善を求めたい事項や苦情がある場合については、アカデミック・カウンセラーが対応する。カウンセラーは、法科大学院の複数の専任教員が担当する。

申し出をする学生は、カウンセラーを直接訪ねるかメール（[nlsac@law.nagoya-u.ac.jp](mailto:nlsac@law.nagoya-u.ac.jp)）によって連絡することができる。匿名でも差し支えない。

申し出のあった事項については、内容に応じて適切かつ迅速な対応がとられ、申し出た学生に不利益が及ぶことは一切無い。

### (c) 弁護士チューター制度・TA制度

3年コースの1年生の学習を支援するために、愛知県弁護士会に所属する若手弁護士が憲法・行政法・刑法・民法・商法の5分野について弁護士チューターとして活動している（週1回90分）（下記資料7参照）。上述のように、弁護士チューターは、任意で参加する学生に対してゼミを開き、特定の法分野において最低限必要な基本的な事項の理解を確認するとともに、授業で分からなかった点や勉強方法についても相談に応じる。なお、弁護士チューターは、年度初めに、当該法分野にかかる1年次配当法律基本科目の担当教員

と意見交換を行うが、上記のゼミで使用する教材や取り上げる判例は弁護士チューターの判断で選択している。

また、最終学年に履修する「総合問題研究（公法・民事法・刑事法）」については、愛知県弁護士会に所属する経験豊かな弁護士が、実務の観点から問題の作成を支援するとともに、講義への参加、課題の添削活動にも協力している。さらに、演習科目の一部および「民事実務基礎」・「刑事実務基礎（特にそのうちの模擬裁判における証人役・被告人役）」で授業へ参加し、文書添削（や実技指導）などの方法によって学修活動を支援している。

なお、新カリキュラム及び1年次1クラス編成の導入と並行して、2011年度より、①法律基本科目のうちの5分野について、通年または半期のゼミを「弁護士チューター」が開講し、任意で参加する学生に対して学修支援を行う、②「実定法基礎」に「課題指導員」（弁護士）を配置するほか、③演習系科目（上記の「総合問題研究」の各科目に加え、全ての演習科目（法律基本科目のみ））に「課題指導員」（弁護士）を配置する（なお、②は主に法学未修者の支援を目的とするが、③は全国的に法科大学院修了生の質の低下が懸念されている状況等に鑑み、法学未修者・既修者を問わず、学生全体のレベルアップを図ることを目的とする。下記資料8参照）という形で、従前の弁護士チューター制度が改革・強化された。

資料7 弁護士チューター一覧

年度／分野	憲法（基礎）	行政法（基礎）	民法（基礎）	商法（基礎）	刑法（基礎）
2008年度	野田葉子 小田典靖	金岡繁裕	宮田智宏	安藤芳朗	盛田裕文
2009年度	野田葉子	金岡繁裕	縦木良一	安藤芳朗	盛田裕文
2010年度	野田葉子	金岡繁裕	縦木良一	安藤芳朗	盛田裕文
2011年度	野田葉子	安藤達也 加藤睦雄	縦木良一	川口直也	盛田裕文

資料8 2011年度 課題指導員一覧

科目	課題指導員
憲法演習	見田村勇磨
行政法演習Ⅰ	小島智史
行政法演習Ⅱ	横地あけみ
民法演習Ⅰ・Ⅱ	中根雄志 森本真仁 伊藤正晴 寺島隆宏 脇田あや 有田弘信
刑法演習Ⅰ・Ⅱ	盛田裕文
商法演習Ⅰ・Ⅱ	西脇正訓
総合問題研究(公法)	馬場陽 山本晋也 吉浦勝正
総合問題研究(民事法)Ⅰ・Ⅱ	恒川直久 林良周 上松健太郎 日比野穂高
総合問題研究(刑事法)	大瀧保 鈴木哲郎 藤田靖人 長坂早余子 鳥居佑樹 鴨下沙登子



その他、本学大学院法学研究科の研究者養成コースに在籍する院生がティーチング・アシスタント（TA）として学習支援にあたっている科目も少なくない。

#### （d）教材作成支援

各授業において使用する資料の作成に関しては、教材準備室を設置し、**原則として**職員2名が常駐し、教員や学生が、授業で使用する図書の名称・該当頁や、判例の年月日・登載判例集等をあらかじめ連絡すれば、準備室の職員がこれらを検索した上で、希望の期日までに必要部数を複写しておくこととしており、教員の教育、学生の学習を支援する体制をとっている。

#### （e）学習・研究成果の公表

本法科大学院の在学生及び修了生は、上述の「名古屋ロー・レビュー」において研究の成果を公表することもできる（「テーマ研究Ⅰ・Ⅱ」の成果の一部は、同誌に掲載する形で公表されている）。

### （2）生活支援

学生に対する経済的支援のための制度としては、まず、「授業料免除」がある。これは、授業料を全額または半額免除するという全学的な制度であるが、本法科大学院においては、対象が法科大学院生であることに鑑み、学業にインセンティブを与えるという目的とともに、社会人入学者については、いわゆる家計基準について、就業時の前年度の収入を基準とすることは妥当でないことから、その選考については、家計基準と学力基準の両方を考慮するという特別な基準を設け、半額を免除している（「2011年度学生便覧」39頁参照）。具体的には、未修者コース（3年コース）と既修者コース（2年コース）とを別枠とし、各学年10名程度の枠で認めている（下記資料9参照）。

資料9 授業料免除状況

	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
未修1年	8	8	10	10	5	5	6	6
既修1年	3	3	4	4	4	3	6	6
未修2年	10	10	8	8	9	9	5	5
既修2年	4	4	3	3	3	3	4	4
未修3年	8	9	9	9	8	7	10	10
合計	33	34	34	34	29	27	31	31

なお、名古屋大学大学院法学研究科と三菱東京UFJ銀行との間で締結した契約に基づいて、2010年度までは、本法科大学院の学生のみを対象とした独自の「教育ローン」制度—本法科大学院の学生（または入学予定者）については、同銀行の通常のエデュケーションローンより借入金利を特別に優遇するという内容のもの—も設けていたが、関連割賦販売法令の改正に

伴う法科大学院側のリスクの増加、提供開始後利用者が一人もいなかったこと、他の貸与奨学金と比較しても必ずしも利率が有利なわけではなかったことなどから、2010年に協定の再締結をしないこととした。これにより、2011年度より当該ローンについては提供を中止することとなった。

他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介としては、まず、日本学生支援機構の奨学金第1種（無利子）、第2種（有利子）があり、それについて、その応募の紹介を行っている。2008年度～2011年度の採用実績（各年度における新規採用者数）は下記資料10のとおりである。

資料10 日本学生支援機構奨学金採用実績

年度／種別	第1種	第2種	第1種・第2種併用	備考
2008	25	1	7	
2009	40	2	3	
2010	13	2	8	併用 1名 辞退
2011	37	1	11	第1種 3名 辞退 併用 1名 辞退

また、本法科大学院は、中部弁護士会連合会・名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）が後援する「NPO法人ロースクール奨学金ちゅうぶ」の奨学金の支給対象法科大学院となっており、その応募の紹介も行っており（下記資料11参照）、2008年度入学生2名、2009年度入学生1名、2010年度入学生1名、2011年度入学生3名が本法科大学院から採用されている。

さらに、地方公共団体および民会奨学事業団体が貸与・給付する奨学金の募集があったときは、その都度、その応募の紹介を行うこととしている。

資料11 ちゅうぶ奨学生について

【本法科大学院ウェブサイト（<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/idea/fees.html>）から抜粋】

●NPO 法人奨学金（NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生）

名古屋大学法科大学院は、NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ（後援：中部弁護士会連合会・愛知県弁護士会）の奨学金支給対象法科大学院です。同NPO 法人では、弁護士が不足している地域で、将来弁護士として働く意志のある中部地区の法科大学院生を奨学金というかたちで応援しています。詳しくはNPO 法人のホームページ [http://www.geocities.jp/lawschool\\_sc/index.html](http://www.geocities.jp/lawschool_sc/index.html) をご覧ください。

（3）健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談助言体制

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談助言体制については、名古屋大学の全学の機関として設置された「保健管理室」、「学生相談総合センター」、および「セクシュアル・ハラスメント相談所」を法科大学院の学生も利用する形で対応している。

保健管理室では、内科医師による健康相談（月から金）と、精神科医による精神健康相談

(月・金)を行っており、身体と精神の両面について、学生が容易に相談することができるような体制を整備するよう全学的に努めている。

学生相談総合センターは、学生相談部門、メンタルヘルス部門、就職相談部門からなっている。学生相談部門では、臨床心理学の専門家が、学業・進路・対人関係などの学生生活上の悩みや課題についての相談およびカウンセリングを行い、学生自身で問題解決の糸口を見つけるための援助を行う。メンタルヘルス部門では、精神科医が、不眠・抑うつ・不安などの精神的な悩みの相談に薬物療法も含めて対応し、また、学生の指導にあたる教員および保護者の対応の仕方についても相談に応じている。いずれの生活相談体制も、専門家が配置され、毎日開室されており、学生が講義等の合間に容易に相談に行くことができるような体制を整備するよう全学的に努めている(名古屋大学学生相談総合センターのウェブサイト<http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/>参照)。さらに、本法科大学院では、クラス担任も、学習支援の一環として、休学等の生活相談についても助言を行なっている。

名古屋大学は「名古屋大学ハラスメント防止基本宣言」に基づいて、全学的にセクシュアル・ハラスメント等の防止に取り組んでいる。同宣言の精神を具体化して、各種ハラスメントを防止する体制を整備するために、「名古屋大学セクシュアル・ハラスメント防止対策ガイドライン」を策定した(下記資料12参照)。

上記ガイドラインに基づいて、全学の組織として「セクシュアル・ハラスメント相談所」が設置されており、セクシュアル・ハラスメントに関し専門的な対応のできる相談員を複数配置した。相談室は毎日(月から金)午前9時半から午後4時まで電話やFAXでの相談を受け付けており、電子メールでも相談をすることができる。また、部局ごとに、専門研修を受けた教職員が窓口担当員として配置され、相談の受け付け、相談所の紹介を行っている。

資料 12 名古屋大学ハラスメント防止基本宣言(平成13年10月16日制定)

【名古屋大学ハラスメント相談センターのウェブサイト

(<http://www.sh-help.provost.nagoya-u.ac.jp/declare.html>) から抜粋】

名古屋大学は、『学術憲章』において、「人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献すること」を大学の使命とし、そのための研究と教育の基本目標及び社会的貢献の基本目標を明らかにしている。また、「大学運営の基本方針」としてすべての教職員や学生の学問研究の自由を保障するとともに、各構成員が大学の理念や目標の策定と実現に積極的に参加すること、自らの不断の努力によって大学の発展に寄与することを求めている。

こうした大学運営のあり方を支える上で、大学のすべての構成員が、互いに他の者を対等な人格と認め、その自由や権利を尊重しあうことが不可欠である。大学で日常的な活動は、個人的な信頼関係や指揮命令に基づく協働作業とが交錯する場において行われる。しかしながら、そうした場は、セクシュアル・ハラスメントやいわゆるアカデミック・ハラスメント等の人権侵害の起こる空間にもなりうる。名古屋大学のすべての構成員は、このことを十分に自覚して、大学の良好な環境の維持発展に努めなければならない。

教育・研究活動に関わる大学運営において、地位や影響力を有する者は、それらを有効に活用することで、すぐれた成果を挙げ大学に貢献することが期待される。とりわけ教員は、学生に対する教育・指導・評価といった権限を有している。しかし、そうした権限や影響力を濫用し、または職務を逸脱して、教育・研究指導を受ける者や職務に従事する者の人格や権利などを侵害することは、決して許されない。人類の幸福に貢献するという

名古屋大学の崇高な使命を全うすべく、大学のすべての構成員は、自由と権利を享受すると同時に、厳しい自己規律を維持しながら教育、研究、就業活動に従事すべき義務を負っている。

他方で、ハラスメントの被害者は、深刻な苦痛を被るだけでなく、日常の生活を取り戻すまでに長い時間を要するなど、経済上も健康上も重い負担を負う場合がある。それはまた、大学全体にとっても大きな損失をもたらす。なぜならば、有為な人材の育成が滞り、教職員や学生の能力が十分に発揮されないことになり、さらには、これまで名古屋大学の先人たちが築いてきた職場や教育・研究環境を破壊することにもつながるからである。

大学では、何よりもハラスメントが発生しない環境を作ることが大切である。しかし、不幸にもハラスメントが生じた場合には、大学は速やかに被害者の権利を回復し、良好な環境を取り戻すために、当事者による自主的な解決への援助、専門家による相談、あるいは関係機関の連携協力により柔軟かつ適切な対応を行うなどして、誠実に問題解決に取り組まなければならない。

名古屋大学は、以上のように、大学のすべての構成員の厳しい自己規律と誠意ある協力に基づき、ハラスメントの徹底的な防止と、その対策の実施に努める。

#### (4) 障害のある学生に対する支援

名古屋大学では、全学的に身体に障害のある者の受験機会の確保、入学後の学習・生活支援のための施策をとっており、本法科大学院においても、以下のような措置を講じている。

##### (a) 受験機会の確保および修学上の配慮

身体に障害のある者が本法科大学院の入学試験を受けようとする場合で、受験上・修学上特別な配慮を必要とするときは、入学願書の提出に先立って、障害の状況、受験上および修学上の配慮を希望する事項等を記載した「特別配慮申請書」（様式は自由）と健康診断書を本法科大学院へ提出してもらい、あらかじめ相談してもらうこととしている。申請書が提出された場合には、入学試験に関しては、入試委員会を中心にして組織的な対応策を検討し、障害の種類や程度に応じた特別措置を講ずることとしている。これまで具体的には、視覚障害のある者に対して、拡大文字問題冊子の配布や試験解答時間の延長（1.3倍）等、大学入試センター法科大学院適性試験に準じた特別措置を取った。また、入学後の修学に関しては、入学試験に合格後、学務委員会、学生生活委員会が本人に本法科大学院の設備等を説明し、十分事情を聴取した上で組織的な対応をすることとしているが、現在までのところ、実際に特別措置を要する者は入学していない。

なお、2012年度末現在で本法科大学院の学生による利用実績はないものの、名古屋大学学生相談総合センターには、障害学生支援室が設置されており、同室への相談を経て、本法科大学院に入学した障害学生が一定の修学支援（手書き・パソコンノートテイク等）を受けられることも可能である。

##### (b) 施設・設備

本法学研究科の建物は、いわゆるユニバーサルデザインを採用しており、身体に障害のある者用に、室内への出入口を段差のないバリアフリーの引き戸にし、本来は固定席である講義室の出入口側最前列を車椅子で受講できるよう移動式座席とし、移動用にエレベーターおよび階段昇降用エレベーターを備え、緊急呼出ボタン付の多目的トイレを1階に設

置している。このように、本法科大学院では、身体に障害のある者の修学のために必要な基本的施設・設備の整備充足に努めている。

#### 4. 優れた点および改善点

本法科大学院では、ITを使った教育環境が非常に整備されており、わが国の大学において最先端のものである。法廷教室の設備は、その後の他の法科大学院での整備の際の範となったものであるし、「シラバスシステム」や「学ぶ君」は、他の法科大学院にも配布し運用が開始されている。その他自習室の環境も整っている。

改善すべき点としては、法科大学院専用の建物を有していないことから、大学内のスペースをやりくりしながら運営している状況にあるが、教育環境のさらなる整備のためには、専用の図書館、講義室を有することが求められよう。また、IT関係についても技術の進展とともに、改善の余地が生ずることから、絶え間ないグレードアップが必要であるほか、FD支援ツールとしての、活用可能性も検討していく必要がある。

## 第7章 修了生の進路及びキャリア支援

### 1. 修了生の進路

本法科大学院においては、法曹となる道をひとつの主要な選択肢として示しつつ、個々の学生の適性に応じた多様な進路の選択を促している。その結果、2008年度から2011年度に修了した学生の進路は下記資料1のとおりとなっている（ただし、2013年3月の段階で判明しているものに限られる）。実務法曹になった者が多いが、公務員、民間企業、その他法人等、多様な職種に就いている。また、法曹資格を取得した者の中にも、名古屋大学大学院法学研究科がアジア法整備支援事業の一環としてウズベキスタンに設立した日本法教育研究センターで日本法講師を務めた者、行政機関（金融庁）や民間企業等のインハウス・ロイヤーとして活躍する者などがいる。

資料1 修了生の進路

修了年度 【修了者数】	(新) 司法試験合格者						非合格者		
	法曹			公務員	民間 企業	その他 ※2	公務員	民間 企業	その他 ※3
	弁 護 士 ※1	裁 判 官	検 察 官						
2011年度【84】 (2012.3修了)	0	0	0	0	0	28	3	2	51
2010年度【78】 (2011.3修了)	17	4	0	0	0	13	4	2	38
2009年度【83】 (2010.3修了)	34 (1)	3	3	0	1	5	4	3	30
2008年度【81】 (2009.3修了)	36	4	1	0	0	3	1	4	32
2007年度【79】 (2008.3修了)	47	3	0	0	0	0	3	1	25
2006年度【65】 (2007.3修了)	32 (2)	5	1	0	1	2	2	4	18
2005年度【29】 (2006.3修了)	20	2	0	1	0	0	3	0	3

※1 企業（組織）内弁護士（2006年度修了生2名、2009年度修了生1名）を含む。

※2 司法修習中の者を含む。また、本学特任講師として採用された者（2006年度修了生1名）及び本研究科の任期付助教として採用された者（2010年度修了生1名）を含む。

※3 会計事務所勤務者（2006年度修了生1名）、本学研究員（2010年度修了生1名）採用者を含む。

## 2. キャリア支援

本法科大学院では、学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めている。

学生が目指す法曹のイメージを持つのは、まずもってすでに実務法曹の職業に就いている教員の開講する科目を受講することによるものと思われる。そのためには実務家教員の開講科目が充実していることが必要となる。本法科大学院においては、実務家の専任教員5名および実務家の客員教員・非常勤教員が開講する科目がそれにあたる。すなわち裁判官教員、検察官教員、弁護士教員、企業派遣教員により単独でまたは研究者教員との共同によって開講される「民事実務基礎Ⅰ」「民事実務基礎Ⅱ」「刑事実務基礎」「法曹倫理」「ロイヤリング」「エクスターンシップ」「模擬裁判（民事）」「環境法Ⅱ」「企業法務Ⅰ」「企業法務Ⅱ」「国際企業法務」「総合問題研究（民事法）Ⅰ」「総合問題研究（民事法）Ⅱ」「総合問題研究（刑事法）」などの受講によって、学生はそれぞれの職業イメージを豊かにすることができる。また全科目に共通して、授業担当者によるオフィスアワーが行われており、さらに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」など科目によっては、実務家教員が、期末試験終了後、学生との個別面談をして、学生の能力、適性、進路に関する相談を受けている。とくに「民事実務基礎Ⅰ・Ⅱ」は必修科目であることもあって、ほとんどの学生がオフィスアワーを利用している状況である。

さらに卒業生を含む学生の職業支援のために、名古屋大学法科大学院は、「キャリア支援委員会」を設けている。2011年度におけるこの委員会の構成メンバーは、実務法曹養成専攻長（法科大学院長）の他、派遣裁判官（1名）、派遣検察官（1名）、専任弁護士教員（2名）、研究者教員（3名）の法科大学院教員および本法学研究科総合法政専攻所属の企業出身の専任教員（1名）の合計9名である（2008年度～2010年度においても基本的には同様の形で構成されている）。

キャリア支援委員会は、学生や修了生の進路・就職の相談やアドバイスを行うこと、法曹としての多様な専門性を取得するための支援策を行うこと、それらの施策についての調査研究を行うことを職責としている。例えば、自分の適性との関係でどの法曹職が合っているのか、弁護士事務所のどこがどのような活動を行っているのか等の相談や、学業の途中で法律家としての適性が危ぶまれる者について、企業ないしは公務員等への方向転換の相談などもこれに含まれる。具体的には、各担当教員のオフィスアワー等を利用して学生が気軽に相談できる体制を作り上げている。また、修了生が司法試験を受験した後、合格発表までの間に特別講義・演習・講演を実施し、修了生がその能力・適性に合った法曹等への進路を決定することができるよう、きっかけを与えている（下記資料2参照）。なお、これらの特別講義・講演等の開催日時・場所・取扱い内容等は、新司法試験終了後に行われる名古屋大学法科大学院同窓会の総会・懇親会の場で修了生に告知しているほか、修了生のメーリングリスト等により修了生に通知されている（2011年度以降においては修了生専用のウェブページ（下記参照）においても告知されている）。

資料2 キャリア支援にかかる特別講義・演習・講演等一覧

開催年度	種別・取扱いテーマ等	担当者(主体)
2008	「紛争予防処理法制研究」	トヨタ法務会議
2008	特別演習「民事事実認定の基礎」	青木晋教授
2008	特別演習「法文作成」	小川宏嗣教授
2008	特別講義「司法修習、就職への対応」	小川宏嗣教授
2008	特別演習「刑事事実認定」	小栗健一教授
2008	検察官の講演、検察庁見学	小栗健一教授
2008	法律相談セミナー(相談実務研究会)	菅原郁夫教授
2008	特別演習「保全処分の基本的な理論と実際(倫理問題を含む)」	森際康友教授 加藤倫子教授
2008	特別講義「知的財産法研究」	鈴木将文教授
2008	特別講義「決算書の読み方」	浜田道代教授 牧口晴一税理士
2008	特別講義「米国民事訴訟法」	ベネット准教授
2008	特別講義「国際交渉」	松浦好治教授 菅原郁夫教授
2009	講演会「証券取引等監視委員会の活動状況」 (証券取引等監視委員会事務局野山次長及び金融庁橋氏による講演)	中東正文教授 鈴木将文教授
2009	企業法務シンポジウム	中舎寛樹教授 鈴木将文教授 中野富雄准教授 (文科省、法科大学院協会と共催)
2009	名古屋高等検察庁における企画 (模擬証人尋問のモニター)	小栗健一教授
2009	特別演習「刑事事実認定の基礎」	小栗健一教授
2009	特別演習「保全処分の理論と実際」	森際康友教授 加藤倫子教授
2009	特別講義「司法試験合格後の取組みについて」	小川宏嗣弁護士 加藤倫子教授 竹内裕詞教授
2009	特別講義「民事弁護関係の書面について」	竹内裕詞教授
2009	特別演習「民事事実認定の基礎」	武部知子教授
2009	特別講義「国際法と入管難民法」	小畑郁教授
2009	特別講義「知的財産法の基礎」	鈴木将文教授
2009	特別講義「憲法訴訟の実務」	愛敬浩二教授 本秀紀教授



2009	特別講義「労働訴訟の実務」	和田肇教授
2009	講義「ビジネス法務研究」 (トヨタ法務会議による大学院の講義の聴講)	波江野弘客員教授
2009	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2010	特別演習「民事事実認定の基礎」	武部知子教授
2010	名古屋高等検察庁における企画 (模擬証人尋問のモニター等)	小栗健一教授
2010	特別演習「刑事事実認定の基礎」	小栗健一教授
2010	特別演習「保全処分の理論と実際」	加藤倫子教授
2010	特別講義「民事弁護関係の書面について」	竹内裕詞教授
2010	特別講義「司法試験合格後の取組みについて」	加藤倫子教授 竹内裕詞教授
2010	特別講義「当地の弁護士の取り組む人権活動」	竹内裕詞教授
2010	演習「ビジネス法務研究」 (大学院の演習科目「紛争予防処理法制研究 I (ビジネス法務研究 1)」(2単位科目)の聴講)	トヨタ法務会議 (波江野弘客員教授 が中心)
2010	特別演習「国際企業法務」	中東正文教授
2010	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2010	特別講義「知的財産法の基礎」	鈴木将文教授
2010	特別講義「国際法と入管難民法」	小畑郁教授
2010	特別演習「抵触法最新判例研究」	横溝大教授
2010	特別セミナー「模擬法律相談セミナー」	菅原郁夫教授
2010	サマースクール「アジアの法と社会2010」	CALE・法務省法務総合研究所
2011	Special Seminar "Important Issues in International Arbitration"	横溝大教授
2011	特別演習「抵触法最新判例研究」	横溝大教授
2011	「名大LS修了生勉強会」 (民事裁判修習に向けた導入的な勉強会)	島崎邦彦教授
2011	特別講義「決算書の読み方」	牧口晴一税理士
2011	名古屋高等検察庁企画「検察庁見学説明会」	白井玲子教授
2011	座談会「公害・薬害訴訟被告代理人に聞く」	塚本宏明弁護士

本法科大学院では、文部科学省の平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムに採択され、法科大学院協会においても修了生職域問題等検討委員会を通じてこれとの連携をはかることとされた「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」（通称「ジュリナビ」。全国の修了生のうち任意に登録した者に対してWebサイト上で弁護士事務所その他の就職情

報を提供するもの)につき、2008年度(2007年度修了生)以降修了生に登録(ジュリナビIDの取得)を呼びかけている。

さらに、2011年度には本法科大学院修了生専用のウェブページを開設し、キャリア支援にかかる各種の情報(特別講義・演習・講演、セミナー、研究会等の開催予定に関する情報、公務員の採用にかかる情報、企業の求人にかかる情報等)の提供を行っている。

そして、これらに加え、本法科大学院では、修了生から希望者を募り、日本法教育研究センター(ウズベキスタン・モンゴル)の日本法講師として派遣することにより、修了生に、異文化に接しつつ教育を行う体験をする機会を提供している。



第 2 部 専任教員の最近の主たる業績、公的活動・  
社会貢献活動等一覧

2011 年度専任教員一覧（カッコ内は専門） *は総合法政専攻との兼任教員	頁
愛敬 浩二（憲法） 今井 克典（商法） 小畑 郁（国際法）* 紙野 健二（行政法） 小島 淳（刑事訴訟法） 小林 量（商法） 酒井 一（民事訴訟法）* 下山 憲治（行政法） 鈴木 將文（知的財産法） 高橋 祐介（租税法）* 田高 寛貴（民法）* 千葉恵美子（民法） 中東 正文（商法）* 中舎 寛樹（民法） 橋田 久（刑法） 本間 靖規（民事訴訟法） 森際 康友（法哲学） 加藤 倫子（実務家教員・弁護士） 島崎 邦彦（実務家教員・裁判官） 白井 玲子（実務家教員・検察官） 竹内 裕詞（実務家教員・弁護士）	

愛敬浩二教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
<b>著書</b>				
1 対論 憲法を／憲法からラディカルに考える	共著	2008年4月	法律文化社	A5版 総282頁
2 自由への問い1 社会統合	共著	2009年11月	岩波書店	掲載頁(P77～P103)
3 講座人権論の再定位2 人権の主体	共著	2010年11月	法律文化社	掲載頁(P3～P21)
4 憲法理論の再創造	共著	2011年3月	日本評論社	掲載頁(P123～P134)
5 3.11と憲法	共著	2012年3月	日本評論社	掲載頁(P148～P159)
6 国家と自由・再論	共著	2012年3月	日本評論社	掲載頁(P65～P84)
<b>論文</b>				
1 リベラリズム法理論の現在— 憲法学の観点から	単著	2008年4月	民主主義科学者協会法律部会 編『改憲・改革と法』(日本評論 社)	P38～P43
2 平和主義—「相対化の時代」に おける憲法9条論の課題	単著	2008年8月	法律時報80巻9号	P90～P95
3 立憲主義:「復権」後の問題状 況と憲法学の課題	単著	2008年10月	戒能通厚・榊澤能生編『企業・市 場・市民社会の基礎法学的考 察』(日本評論社)	P264～P281
4 戦後日本公法学と法の支配	単著	2009年1月	棚瀬孝雄編『司法の国民的基 盤』(日本評論社)	P277～P296
5 世代を超えた共同作業として の憲法:奥平憲法学と「物語」論	単著	2009年5月	長谷部恭男・中島徹編『憲法の 理論を求めて』(日本評論社)	P179～P200
6 刑事訴訟法学からの問題提起 と憲法学からの応答	共著	2009年5月	法律時報81巻5号	P57～P64
7 自衛権論の現在と憲法9条論 の課題	単著	2009年5月	ジュリスト1378号	P114～P120
8 「憲法と民法」問題の憲法学的 考察	単著	2009年6月	名古屋大学法政論集230号	P169～P201

9 現代イギリス憲法理論の一傾向	単著	2009年7月	法律時報81巻8号	P63～P68
10 緊急事態における法の支配	単著	2010年5月	山内敏弘先生古稀記念論文集『立憲平和主義と憲法理論』(法律文化社)	P3～P17
11 法的立憲主義の主流化と憲法理論	単著	2010年5月	ジュリスト1400号	P119～P125
12 自由と安全のトレードオフ	単著	2011年5月	ジュリスト1422号	P29～P35
13 憲法学と歴史研究	単著	2011年10月	公法研究73号	P1～P20
14 原子力行政の課題	単著	2011年12月	法学セミナー683号	P30～P33
15 政治的憲法(Political Constitution)論の歴史的條件	単著	2012年2月	企業と法創造8巻3号	P63～P75
その他				
1 『事例研究憲法』	共著	2008年6月	日本評論社	P2～P16, P206～P220, P287～P299, P352～P366, P501～P
2 Law School演習 No.6	共著	2011年8月	民事法研究会	P8～P11, P44～P57
3 書評：井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』	単著	2008年6月	法の科学42号	P207～P211
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
学会活動 2008年4月 2008年4月 2008年4月 2011年5月	全国憲法研究会運営委員（現在まで） 憲法理論研究会運営委員（現在まで） 日本民主主義科学者協会法律部会理事（現在まで） 日本法社会学会理事（現在まで）			
社会活動 2008年4月 2008年10月 2010年4月 2011年12月	愛知県男女共同参画審議会委員（2010年3月まで） 日本学術会議連携会員（現在まで） 愛知県男女共同参画審議会委員（2012年3月まで） 愛知県男女共同参画審議会公募委員（2012年2月まで）			

今井克典教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書				
論文				
1 違法な募集株式の発行等の 事後処理	単著	2008年9月	名古屋大学法政論集	226号47-84頁
2 融資契約における確約条項 の会社法上の効力	単著	2009年6月	名古屋大学法政論集	231号1-39頁
3 預金債権の成立の法的構成	単著	2009年9月	名古屋大学法政論集	232号33-74頁
4 社債にかかる銀行の有価証 券関連業(1)～(3・完)	単著	2010年9月・ 2010年12月・ 2011年6月	名古屋大学法政論集	236号1-48頁・237号29-62 頁・240号205-239頁
5 社債管理者による債権回収 (1)	単著	2011年12月	名古屋大学法政論集	242号111-143頁
その他				
1 取立委任の記載のある手形 の譲渡	単著	2008年4月	ジュリスト	1354号122-123頁
2 フランチャイジーの競業避 止義務違反と違約金の合意の効 力	単著	2008年12月	江頭憲治郎＝山下友信編『商 法(総則商行為)判例百選 [第5版]』(有斐閣(別冊 ジュリスト194号))	130-131頁
3 第676条～第701条・第865条 ～867条(執筆分担)	単著	2009年8月	奥島孝康ほか編『新基本法コン メンタール会社法3』(日本評論 社[別冊法学セミナー201号])	117-161頁・434-437頁
4 第5款雑則第248条(執筆分 担)	単著	2009年10月	江頭憲治郎編『会社法コンメ ンタール6新株予約権§§ 236-294』(商事法務)	126-130頁
5 社債管理者の権限と責任、 社債権者集会の権限と手続	単著	2009年11月	浜田道代＝岩原紳作編『会社 法の争点』(有斐閣)	194-195頁
6 第676条～第680条・第686 条・第700条～第701条・第739 条・担保付社債信託法第24条～ 25条(執筆分担)		2010年10月	江頭憲治郎編『会社法コンメ ンタール16社債(付:担保付 社債信託法)』(商事法務)	15-54頁・78-81頁・122- 126頁・247-252頁・369- 382頁
7 社債権者の単独償還請求	単著	2011年9月	江頭憲治郎ほか編『会社法判 例百選[第2版]』(有斐閣 (別冊ジュリスト205号))	176-177頁
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
社会活動 2008年8月 2009年4月 2010年12月 2011年12月	(独)大学入試センター適性試験実施方法研究会会員(2009年3月まで) (独)大学入試センター適性試験実施方法研究会会員(2011年3月まで) 公認会計士・監査審査会公認会計士試験試験委員(2011年11月まで・2012年11月まで) 公認会計士・監査審査会公認会計士試験試験委員(2013年11月までの予定)			



小 畑 郁 教 授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
<b>著書</b>				
1 ヨーロッパ人権裁判所の判例	共著	2008年9月	信山社	全558頁
2 国際機構[第4版]	共著	2009年10月	世界思想社	掲載頁(P97~P130,P157~ P161,P 184~P198, P207~ P240)
<b>論文</b>				
1 ヨーロッパ人権条約における国内実施の進展と補完性原理一知のヘゲモニーと埋め込まれた不平等	単著	2008年5月	法律時報80巻5号	P48~P52
2 ヨーロッパ人権条約実施システムの歩みと展望	単著	2008年9月	戸波江二ほか編・ヨーロッパ人権裁判所の判例(信山社)	P2~P9
3 ヨーロッパ人権裁判所の組織と手続	単著	2008年9月	戸波江二ほか編・ヨーロッパ人権裁判所の判例(信山社)	P10~P17
4 日本の占領管理と「革命」に対する官僚法学的対応—第二次世界大戦直後における国際法上的一元論の機能	単著	2009年4月	思想1020号	P76~P90
5 個人に対する国連安保理の強制措置と人権法によるその統制	単著	2010年6月	592号	P5~P15
6 戦間期における個人の国際法主体論の再検討?日本の国際法理論の継承と発展のために?	単著	2010年8月	国際法外交雑誌109巻2号	P1~P21
7 国連人権理事会における普遍的定期審査	単著	2011年4月	芹田健太郎ほか編『講座国際人権法4 国際人権法の国際的実施』	P107~P127
8 Multi-layered Fundamental Protection in Integrated Europe from the Japanese Perspective	単著	2011年7月	Vienna Journal of International Law 5巻	P156~P158
9 ヨーロッパ連合(EU)の現況	単著	2011年12月	家正治ほか編『国際機構[第4版]』第2刷補遺	P1~P4
10 欧州評議会・欧州人権条約からみたヨーロッパ憲法秩序	単著	2012年3月	中村民雄・山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』(信山社)	22-42頁
<b>その他</b>				
[翻訳] 人権および基本的自由の保護のための条約(ヨーロッパ人権条約)	単独訳	2008年9月	戸波江二ほか(編)『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社)	490-511頁

[翻訳] ヴィアチェスラフ・ガヴリーロフ「人権の普遍性と人権についての地域主義」	単独訳	2011年12月	名古屋大学『法政論集』242号	183-211頁
[判例批評] 国家間紛争と人権裁判所 軍事介入とそれにより生じた国の分断状況の人権問題としての取扱いーキプロス対トルコ事件ー	単著	2008年9月	戸波江二ほか(編)『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社)	73-78頁
[判例批評] パイロット判決 多数の同種事案から選び出された一事件についての先行的判決における構造的違反是正措置の指示ープロニオウスキ判決ー	単著	2008年9月	戸波江二ほか(編)『ヨーロッパ人権裁判所の判例』(信山社)	106-109頁
[判例紹介] 解説・日本の国際法判例(3)ー2005(平成17)年ー	共著	2009年1月	『国際法外交雑誌』107巻4号	129-193頁
[判例紹介] 解説・日本の国際法判例(4)ー2006(平成18)年ー	共著	2010年1月	国際法外交雑誌108巻4号	120-173頁
[判例紹介] パルマス島事件	単著	2010年3月	杉原高嶺・酒井啓亘(編)『国際法基本判例50』三省堂	
[判例紹介] 西松建設事件	単著	2010年3月	杉原高嶺・酒井啓亘(編)『国際法基本判例50』三省堂	
[判例紹介] 解説・日本の国際法判例(5)ー2007(平成19)年ー	共著	2011年1月	国際法外交雑誌109巻4号	93-154頁
[判例紹介] 解説・日本の国際法判例(6)ー2008(平成20)年ー	共著	2011年11月	国際法外交雑誌110巻3号	95-139頁
紀要等				
1 EC/EU法における人権規範の展開?憲法秩序化への対外協カコンディショナリティのインパクト	単著	2008年7月	法政論集(名古屋大学)224号	P327~P361
2 占領初期日本における憲法秩序の転換についての国際法学的再検討?「八月革命」の法社会史のために	単著	2009年6月	法政論集(名古屋大学)230号	P65~P97
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
学会活動 2008年4月 2009年4月	(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員(2009年3月まで) (財)世界人権問題研究センター嘱託研究員(2010年3月まで)			

2009年10月	(財)国際法学会理事(2012年9月まで)
2010年4月	(財)世界人権問題研究センター研究第1部嘱託研究員(2011年3月まで)
2011年4月	(財)世界人権問題研究センター研究第1部嘱託研究員(2012年3月まで)
社会活動	
2012年2月	(株)日本評論社法律時報編集委員(2012年2月まで)
2012年3月	(独)経済産業研究所国際投資法の現代的課題研究会委員(2012年3月まで)

紙野健二教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	備考
<b>著書</b>				
1 資料現代行政法 2 世界の公私協働 3 Wandel der Staatlichkeit und wieder zuruck?	共編 共著 共著	2008年4月 2012年2月 2011年4月	法律文化社 日本評論社 Nomos	
<b>論文</b>				
1 「構造改革」改憲のゆくえと憲法原理	単著	2008年4月	法律時報増刊「改憲・改革と法」	p.106～p.111
2 協働の観念と定義の公法学的検討	単著	2009年3月	名古屋大学法政論集225号	p1～p27
3 協働論の方法、論点及び課題	単著	2009年3月	法律時報81巻5号	p101.～p.104
4 日本における行政統制	単著	2011年4月	自治研究87巻4号	p.17～p.35
<b>学会及び社会における活動等</b>				
年 月	事 項			
学会活動 2009年4月	法科大学院協会理事(2012年3月まで)			
社会活動 2008年4月 2008年4月 2008年4月 2008年10月 2009年4月 2009年4月 2010年4月 2010年10月 2011年4月 2011年5月 2011年4月	四日市市個人情報保護審議会委員(2009年3月まで) 四日市市情報公開審査会委員(2009年3月まで) 土岐市情報公開審査会委員(2010年3月まで) 土岐市個人情報保護審査会委員(2010年9月まで) 名古屋港管理組合入札監視委員会委員(2012年3月まで) 四日市市情報公開・個人情報保護審査会委員(2012年3月まで) 土岐市情報公開審査会委員(2012年3月まで) 土岐市個人情報保護審査会委員(2012年3月まで) 名古屋港管理組合入札監視委員会委員(2012年3月まで) (独)大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員(2012年3月まで) 日本学術振興会科学研究費助成事業審査委員(2012年3月まで)			

小島 淳 准教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書				
1 確認刑事訴訟法用語250	共著	2009年12月	成文堂	掲載頁(P45~P48,P61~P63)
2 一つの事件、二つの制度-アメリカとドイツの刑事手続-	共著	2010年11月	成文堂	掲載頁(P261~P285)
3 事例研究刑事法Ⅱ(刑事訴訟法)	共著	2010年9月	日本評論社	掲載頁(P475~P503)
論文				
1 アメリカ合衆国における二重の危険の政策的基礎—連邦最高裁判決を中心に—	単著	2011年1月	刑法雑誌50巻2号	P199~P214
2 伝聞法則の趣旨と伝聞証拠の意義	単著	2011年1月	法学教室364号	P31~P35
その他				
1 偽計による自白	単著	2010年2月	警察基本判例・実務200(別冊判例タイムズ26号)	P443~P445
2 刑事判例研究 第139回 被疑者方居室を「搜索すべき場所」に含む令状の執行中に同居室に配達された同人宛ての荷物に対する当該令状に基づく搜索の許否	単著	2011年3月	ジュリスト1418号	P132~P136
3 私人作成の燃焼実験報告書	単著	2011年3月	刑事訴訟法判例百選[第9版](別冊ジュリスト203号)	P182~P183
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
2010年6月	日本刑法学会第88回大会における個人報告(研究報告)「アメリカ合衆国における二重の危険の政策的基礎」			

## 小林 量 教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
<b>著書</b>				
1 事例研究民事法	共著	2008年12月	日本評論社	掲載頁(P1~P853)
2 手形小切手法講義	共著	2008年	成文堂	掲載頁(P97~P106)
3 新会社法概説	共著	2009年3月	有斐閣	掲載頁(P1~P603)
4 商行為法講義 第3版	共著	2009年	成文堂	掲載頁(P114~P135)
5 新会社法概説第2版	共著	2010年3月	有斐閣	掲載頁(P1~P597)
6 基礎コース商法Ⅱ会社法第2版	単著	2010年9月	新世社	P1~P308
7 手形小切手法講義 第2版	共著	2010年	成文堂	掲載頁(P98~P107)
<b>論文等</b>				
1 会社法156条~165条の逐条解説	単著	2008年	逐条解説会社法(中央経済社)	P371~P409
2 会社法828~846条、877条、878条、937条の逐条解説	単著	2009年1月	会社法Ⅲ(日本評論社)	P355~P390,P449~P451, P511~P514
3 会社法下の株式会社の設立規制	単著	2009年4月	森本滋先生還暦記念「企業法の課題と展望」(商事法務)	P1~P23
4 会社法285条、286条の逐条解説	単著	2009年10月	会社法コンメンタール第6巻(商事法務)	P304~P314.
5 会社法450条、451条、452条、会社計算規則153条の逐条解説	単著	2010年8月	会社法コンメンタール第11巻(商	P100~P115
<b>その他</b>				
1 企業買収と表明保証条項、商法(総則商行為)判例百選[第5版]	単著	2008年12月	別冊ジュリスト194号	P50~PP51
2 株主有限責任原則と資本の諸原則	単著	2009年11月	会社法の争点・ジュリスト増刊	P18~P19
3 解除権の除斥期間の起算点	単著	2010年12月	保険判例百選・別冊ジュリスト202号	P132~P133
4 信用金庫の総代会における会員に対する除名決議が議決権行使の濫用として、取り消された事例	単著	2011年3月	私法判例リマークス42巻	P78~P81
5 非上場会社買収価格の決定と取締役の善管注意義務違反の有無	単著	2011年3月	法学教室366号判例セレクトⅡ	P18
6 設立費用の帰属	単著	2011年9月	会社法判例百選[第2版]	P18~P19

7 商法	単著	2012年5月	法学教室380号	P11~P16
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
学会活動 2009年4月 2010年10月	名古屋大学出版会監事(2012年3月まで) 私法学会理事(2012年10月まで)			
社会活動 2008年4月 2008年5月 2008年5月 2008年6月 2008年6月 2009年2月 2009年5月 2009年5月 2009年6月 2009年6月 2010年5月 2010年5月 2010年5月 2010年6月 2011年5月 2011年5月 2011年6月 2011年7月	文部科学省中央教育審議会専門委員(2009年1月まで) (独)大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員(2010年4月まで) (株)パロー独立委員会委員(2009年5月まで) 税務大学校講師(2009年3月まで) 法務省平成20年司法試験(新司法試験)考査委員(2008年10月まで) 文部科学省中央教育審議会専門委員(2011年1月まで) (株)パロー独立委員会委員(2010年5月まで) 税務大学校名古屋研修所講師(2010年3月まで) 法務省平成21年司法試験(新司法試験)考査委員(2009年10月まで) アイシン精機株式会社監査役(現在まで) (独)大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員(2012年4月まで) 税務大学校名古屋研修所講師(2011年3月まで) (株)パロー独立委員会委員(2011年5月まで) 法務省平成22年司法試験(新司法試験)考査委員(2010年10月まで) 税務大学校名古屋研修所講師(2011年3月まで) (株)パロー独立委員会委員(現在まで) 法務省平成23年司法試験(新司法試験)考査委員(2011年10月まで) 名古屋証券取引所規律委員会委員長(現在まで)			

## 酒 井 一 教 授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書				
論文				
1 Enforcing the Obligatuin to return a Child in Japan	単著	2010年	Japanese Year Book of International Law53号	P438～P456
2 民事訴訟の目的と 訴訟物	単著	2011年3月	民訴雑誌57号	P24～P47
その他				
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
社会活動 2008年6月 2009年4月 2009年4月 2009年11月 2010年8月 2011年4月 2011年6月	名古屋地方裁判所民事調停委員(2009年3月まで) 名古屋地方裁判所民事調停委員(2011年3月まで) 国立長寿医療センター倫理・利益相反審査委員会委員(2010年3月まで) 法務総合研究所ラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ講師(2010年3月まで) 国際協力機構JICAラオス民事訴訟法アドバイザーグループ委員(2011年3月まで) 国際協力機構JICAラオス民事訴訟法アドバイザーグループ委員(2012年3月まで) 法務省平成23年司法試験考査委員(2011年10月まで) 国立長寿医療センター倫理・利益相反審査委員会委員(2014年3月まで)			



下山憲治教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	行所、発表雑誌等又は発表学会等の名	備考
著書 石田眞・大塚直編『早稲田大学21世紀COE叢書 企業社会の変容と法創造 労働と環境』第6巻	共著	2008年7月	日本評論社	第2部環境における「予防原則と行政訴訟—職権調査と証明責任に関する一考察—」254頁-271頁
首藤重幸・岡田正則編『経済行政法の理論』	共著	2010年3月	日本評論社	「経済行政における国家補償の法理」307—326頁
森英樹・白藤博行・愛敬浩二編著『3・11と憲法』	共著	2012年2月	日本評論社	「原子力行政に関する法制度」222頁-233頁
黒川哲志・奥田進一編『環境法へのアプローチ』	共著	2012年2月	成文堂	「大気汚染」105頁—111頁 および「規制的手法」153頁 - 160頁を担当。
論文 リスク管理手法の構造とその法的制御	単著	2008年11月	有斐閣、環境法研究33号139-160頁	
薬事法改正と一般用医薬品供給のリスク制御	単著	2009年10月	有斐閣、ジュリスト1387号2-7頁	
リスクの制御と行政法	単著	2009年10月	日本評論社、法の科学40号164-169頁	
一般用医薬品リスクの制御と販売規整に関する一考察	単著	2010年3月	早稲田法学85巻3号599-631頁	
原子力事故とリスク・危機管理	単著	2011年8月	有斐閣、ジュリスト1427号100-106頁	
環境リスク管理と自然科学	単著	2011年10月	日本公法学会、公法研究73号208-219頁	
その他 黒川哲志他編『確認環境法用語230』	共著	2009年1月	成文堂	「景観権」、「固定排出源」、「持続可能な発展」、「ばい煙」、「生存権」、「ゼロ・エミッション」、「代執行」、「伊達火力発電所事件」の各項目担当
黒川哲志・下山憲治編『確認行政法用語230』	共編著	2010年1月	成文堂	編集及び行政不服審査制度部分を担当
抵当証券業の更新登録を違法として国家賠償請求が認容された事例—大和都市管財訴訟控訴審判決[大阪高判平成20.9.26]	単著	2009年3月	早稲田法学84巻4号85-98頁	判例評釈
清掃工場建替え整備事業と環境影響評価実施請求の可否	単著	2010年10月	環境法研究35巻11-16頁	判例評釈
都市計画変更決定と環境影響評価の過誤	単著	2010年10月	環境法研究35巻17-23頁	判例評釈
議員解職請求代表者が公務員であることを理由とする署名無効決定の異議申立棄却決定を取り消し	単著	2010年10月	法学セミナー増刊速報判例解説7号53—56頁	判例評釈
石綿工場労働者のアスベスト被害に関し、国の規制監督権限不行使による国賠責任を肯定した事例	単著	2011年4月	法学セミナー増刊速報判例解説8号73—76頁	判例評釈
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
学会活動 2011年4月 2012年2月 社会活動 2011年4月	公益財団法人地方父総合研究所地方自治関連立法動向研究会委員(現在まで) 東アジア行政法学会・日本国事務局長(現在まで) 綾瀬市個人情報保護審査会委員(2011年7月まで)			

## 鈴木 将文 教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
<b>著書</b>				
1 知的財産法演習ノート〔第2版〕	共著	2009年3月	弘文堂	掲載頁 (P99～P116,P 252～ P275,P 311～P327)
2 ロースクール演習 知的財産 法	共著	2009年4月	法学書院	掲載頁 (P63～P71, P130～ P136)
3 商標制度の新しい潮流-小売 等役務商標制度、地域団体商標 制度、立体商標、非伝統的商標-	共著	2011年2月	青林書院	掲載頁 (P197～P217)
4 新・注解 特許法	共著	2011年4月	青林書院	掲載頁 (P1004～P1034)
5 The Enforcement of Patents	共著	2012年1月	Kluwer Law International	掲載頁 (P119～P158)
<b>論文</b>				
1 最近の知的財産制度を巡る国 際動向について	単著	2008年4月	知的財産法政策学研究20号	P169～P182
2 新しい形態の商標の保護	単著	2008年5月	日本工業所有権法学会年報31 号	P49～P72
3 知的財産制度の国際的調和の 必要性とその限界—序論として—	単著	2008年10月	日本国際経済法学会年報17号	P1～P13
4 特許権侵害訴訟における特許 無効理由を巡る攻防—特許権者 による訂正の主張に焦点を当て て—	単著	2008年12月	名古屋大学法政論集227号	P109～P145
5 新しいタイプの商標の保護	単著	2009年4月	Law & Technology43号	P32～P39
6 中国の知的財産制度のTRIPS 協定整合性—WTOパネル報告書 の分析—	単著	2009年7月	Law & Technology 44号	P30～P43
7 特許権者による訂正の主張を 巡る問題	単著	2010年2月	別冊パテント(日本弁理士会中 央知的財産研究所研究報告第 26号)「特許法第104条の3に関 する研究」63巻別冊第2号	P146～P165

8 关于最近的知识产权制度的国际动向 (趙吉莉・翻訳)	单著	2010年3月	田村善之編『日本現代知識産権法理論』(2010年・北京市法律出版社編)	P313~P325
9 新しい形態の商標の保護	单著	2010年5月	第二東京弁護士会知的財産権研究会・編『「ブランド」と「法」』(商事法務)	P1~P41
10 著作権の制限-序論-[モデルレーター・コメント]	单著	2010年10月	日本国際経済法学会年報19号	P83~P93
11 生物多様性条約と知的財産制度	单著	2010年10月	ジュリスト1409号	P21~P29
12 TRIPS協定における非違反申立(Non-Violation Complaints)	单著	2011年2月	『国際知的財産制度研究会』報告書(平成22年度)	P21~P29
13 中国-知的財産権の保護・実施に関する措置(WT/DS362/R)-TRIPS協定の権利行使に係る規律をめぐって-	单著	2011年3月	経済産業研究所ポリシー・ディスカッション・ペーパー11-P-011	P1~P26
14 特許権者による対抗主張	单著	2011年5月	日本工業所有権法学会年報34号	P153~P171
15 表示規制分野における私的利益の保護と公的規制	单著	2011年9月	現代消費者法12号	P57~P67
16 特許請求の範囲の記載要件-半導体記憶装置事件	单著	2011年10月	『三山俊司先生 松村信夫先生 還暦記念 最新知的財産判例集-未評釈判例を中心として-』	P14~P25
17 Patent Enforcement in Japan	共著	2011年12月	Zeitschrift für Geistiges Eigentum/Intellectual Property Journal (ZGE/IPJ)3巻4号	P435~P474
18 特許に関する制度設計への一視座-瑕疵ある特許の規律の観点-	单著	2011年12月	別冊パテント(日本弁理士会中央知的財産研究所研究報告31号)64巻16(別冊7)号	P33~P51
その他(判例評釈等)				
1 商標の類似	单著	2009年4月	ジュリスト『平成20年重要判例解説』1376号	P307~P308
2 訂正許可審決が確定した場合の再審事由該当性(最判平成20年4月24日)	单著	2009年8月	民商法雑誌140巻3号	P326~P343

3 化学物質の発明の成立(最高裁(三小)平成9年10月14日判決)	単著	2009年9月	小野昌延先生喜寿記念『知的財産法最高裁判例評釈大系[ I ]』	P569～P575
4 中古ゲームソフトの販売と頒布権	単著	2009年12月	別冊ジュリスト著作権法判例百選[第4版]198号	P96～P97
5 知的財産制度の概観[講演録]	単著	2011年8月	(財)国際民商事法センター ICCLC34号	P63～P92
6 特許法の発展に対する制度設計の影響(1)－欧州及び米国におけるコンピュータ・プログラムとビジネス方法の特許可能性を例として－[翻訳]	共著	2011年6月	知的財産法政策学研究34号	P119～P145
7 特許法の発展に対する制度設計の影響(2・完)－欧州及び米国におけるコンピュータ・プログラムとビジネス方法の特許可能性を例として－[翻訳]	単著	2011年9月	知的財産法政策学研究35号	P77～P109
8 放送番組等の複製物の取得を可能にするサービスの提供者の複製主体性-ロクラクⅡ事件	単著	2011年10月	知財管理61巻10号	P1563～P1571

学会及び社会における活動等

年 月	事 項
学会活動	日本工業所有権法学会 理事(2006年～) 日本国際経済法学会 理事(2009年～) 著作権法学会 会員 国際著作権学会日本支部 会員
2009年11月	日本国際経済法学会第19回研究大会「権利制限の一般規定—各国法制度と条約を巡る動向」(ワークショップ座長)[甲南大学]
2010年6月	日本工業所有権法学会シンポジウム「特許権者による対抗主張」(報告)[東北大学]
2011年10月	日本国際経済法学会研究大会シンポジウム「国際知財法の新しいフレームワーク:著作権関連の動向と展望」(報告)[学習院大学]
2011年11月	日本消費者法学会第4回大会シンポジウム「表示規制分野における私的利益の保護と公的規制」(報告)[京都大学]
社会活動	文化庁文化審議会著作権分科会専門委員(2009年2月まで) 特許庁産業構造審議会臨時委員(2009年7月まで) 中部経済産業局中部知的財産戦略本部本部員(2009年3月まで) (財)国際貿易投資研究所公正貿易センターTRIPS研究会委員(2009年3月まで) (財)交流協会台湾訪問団 団長(2009年3月まで) (財)工業所有権電子情報化センター評議員選定委員会委員(2009年5月まで) 日本弁理士会中央知的財産研究所研究員(2010年3月まで) 文化庁文化審議会著作権分科会専門委員(2010年2月まで) 日本弁理士会中央知的財産研究所研究員(2011年3月まで) 経済産業省WTOパネル・上級委員会報告に関する研究会委員(2010年3月まで) 特許庁産業構造審議会臨時委員(2011年11月まで)

2009年11月	経済産業省産業構造審議会臨時委員(2010年11月まで)
2009年11月	(財)国際貿易投資研究所公正貿易センターTRIPS研究会委員(2010年3月まで)
2010年1月	特許庁産業構造審議会専門委員(2012年1月まで)
2010年1月	中部経済産業局中部知的財産戦略本部本部員(2010年3月まで)
2010年2月	文化庁文化審議会著作権分科会専門委員(2011年2月まで)
2010年4月	中部経済産業局中部知的財産戦略本部本部員(2011年3月まで)
2010年7月	経済産業省WTO/パネル研究会委員(2010年2月まで)
2010年10月	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「国際知財研究会」委員(2011年2月まで)
2010年11月	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「投資協定に関する国際的な最新動向分析のための調査委員会」委員(2011年3月まで)
2010年11月	経済産業省産業構造審議会臨時委員(2011年11月まで)
2011年2月	中部経済産業局中部知的財産戦略本部本部員(2011年3月まで)
2011年4月	日本弁理士会中央知的財産研究所研究員(2011年8月まで)
2011年4月	文化庁文化審議会著作権分科会専門委員(2012年2月まで)
2011年5月	経済産業省中国コンテンツ法研究会座長(2012年3月まで)
2011年9月	(財)国際貿易投資研究所公正貿易センター国際知財制度研究会委員(2012年3月まで)
2011年9月	(財)国際貿易投資研究所公正貿易センター知財分野における・・・委員(2012年3月まで)
2011年10月	(社)日本国際知的財産保護協会諸外国の地理的表示・・・委員長(2012年3月まで)

# 高橋 祐介 教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書 ベーシック税法（第3版） ベーシック税法（第4版） ベーシック税法（第5版） ベーシック税法（第6版） 実践ガイド企業組織再編税制： グループ法人税制対応	共著 共著 共著 共著 共著	2008年4月 2009年4月 2010年4月 2011年4月 2010年11月	有斐閣 有斐閣 有斐閣 有斐閣 清文社	P285～P316担当
論文				
1 事業体課税 —アメリカ法を題材として	単著	2008年5月	税法学559号	P151～P193
2 投資ファンドとCarried Interest 課税-その構造と問題	単著	2009年8月	租税研究718号	P159～P206
3 相続税の税額計算方式(課税 方式)の現状と問題点	単著	2010年5月	税研25巻6号	P33～P39
4 貧困と税法(1) —最低生活費 保障の観点から—	単著	2010年5月	民商法雑誌142巻2号	P139～P181
5 貧困と税法(2・完) —最低生活 費保障の観点から—	単著	2010年6月	民商法雑誌142巻3号	P259～P313
6 申告書の作成と専門職責任	単著	2011年11月	税法学566号	P223～P241
7 納税資金に関する一考察	単著	2011年12月	水野武夫先生古稀記念論文集 『行政と国民の権利』	P805～P822
8 税法学の観点から(特集 平 成24年度税制改正大綱の概要と 評価)	単著	2012年3月	税研27巻5号	P52～P57
その他 [判例評釈] 1 判例批評 給与等支払者の源 泉徴収義務と強制執行[最高裁 平成23.3.22判決] 2 判例批評 遺産分割協議と国 税徴収法の第三者に利益を与 える処分[最高裁第一小法廷平成 21.12.10判決] 3 判例評釈 国外パートナ ーシップ投資と事業税 [東京高等 裁判所平成17年7月26日判決]	単著 単著 単著	2011年12月 2010年9月 2009年6月	民商法雑誌145巻3号 民商法雑誌142巻6号 名古屋大学法政論集231号	P309～P328 P575～593 P31～P99
[その他] 1 判例解説 28 課税物件の 帰属—親子歯科医師事件 2 判例解説 39 組合員が組 合から受ける給与—りんご生産 組合事件 3 著書紹介 剣から盾へ—ア メリカ連邦法人所得税の変質 4 判例紹介 社団医療法人の出 資評価における定款の意義[最 高裁第二小法廷平成22.7.16判	単著 単著 単著 単著	2011年12月 2011年12月 2011年12月 2011年5月	別冊ジュリスト207号(租税判 例百選 [第5版]) 別冊ジュリスト207号(租税判 例百選 [第5版]) アメリカ法2011-1 民商法雑誌144巻2号	P52～P53 P68～P69 P216～P223 P275～P282

5 学会レポート 日本税法学会 第100回記念大会から	単著	2010年7月	税研26巻1号	P74~P78
6 判例解説 農地転用決済 金・協力金等と譲渡費用（最高 裁平成18年4月20日第一小法廷 判決・判タ1212号81頁）	単著	2009年11月	税研148号（最新租税判例 60）	P70~73
7 Investment Management Service Partners and Partnership Taxation in the	単著	2009年	京都大学大学院法学研究科附 属法政実務交流センター平成 19年の活動	P59以下
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
学会活動 2008年12月 2008年10月 2010年10月 2011年5月	第17回租税資料館賞（著書の部）受賞 租税法学会監事（2010年10月まで） 租税法学会理事 日本税法学会常務理事・中部地区研究副委員長			
社会活動 2009年12月 2010年12月 2011年12月	公認会計士・監査審査会公認会計士試験試験委員（2010年11月まで） 公認会計士・監査審査会公認会計士試験試験委員（2011年11月まで） 公認会計士・監査審査会公認会計士試験試験委員（2012年11月まで）			

田 高 寛 貴 教 授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書				
コンビネーションで考える民法	共著	2008年10月	商事法務	
民法Ⅱ物権（リーガルクエス	共著	2010年5月	有斐閣	
ケースではじめる民法〔第2	共著	2011年3月	弘文堂	
論文				
担保権侵害による損害賠償請求 に関する一考察	単著	2008年12月	名古屋大学法政論集227号	
根抵当権の担保する債権のうち 1個が全部弁済された場合の配	単著	2009年3月	月刊登記情報568号	
留保所有権者が第三者に対して 負う目的物撤去義務	単著	2009年11月	判例タイムズ1305号	
マンション管理規約の変更と居 住者の権利	単著	2010年6月	ジュリスト1402号	
相続人の「当事者」性と「第三 者」性の併有に関する一考察	単著	2011年4月・5月	民事研修648号・649号	
流動動産譲渡担保権に基づく物 上代位権行使の可否	単著	2011年8月	金融・商事判例1372号	
所有権留保の対抗要件に関する 一考察	単著	2012年3月	平井一雄先生喜寿記念論文集 『財産法の新動向』（信山 社）	
その他				

学会及び社会における活動等

年 月	事 項
学会活動 2008年10月	日本私法学会運営懇談会委員(2010年10月まで)
社会活動 (2006年4月～) (2008年2月～)	名古屋簡易裁判所調停委員(2012年3月まで) 特許庁工業所有権審議会試験委員(2008年11月まで)
2008年4月	(独)国際協力機構ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト 国外国内支援委員会委員(2008年9月まで)
2008年4月	税務大学校講師(2009年3月まで)
2008年4月	農林水産省東海農政局入札監視委員会委員(2009年3月まで)
2008年6月	愛知県弁護士会懲戒委員会予備委員(2010年5月まで)
2008年9月	(財)岐阜県市町村職員研修センター講師(2008年9月まで)
2008年10月	(独)国際協力機構ウズベキスタン企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト 国外国内支援委員会委員(2008年12月まで)
2008年10月	名古屋法務局研修講師(2008年10月まで)
2009年1月	名古屋家庭裁判所参与員(2009年12月まで)
2009年2月	特許庁工業所有権審議会試験委員(2009年11月まで)



2009年4月	税務大学校講師(2010年3月まで)
2009年4月	農林水産省東海農政局入札監視委員会委員(2010年3月まで)
2009年6月	愛知県弁護士会資格審査会予備委員(2011年5月まで)
2009年9月	(財)岐阜県市町村職員研修センター講師(2009年9月まで)
2009年9月	名古屋商工会議所産業経済委員会経済法規研究会 委員(2010年9月まで)
2009年10月	名古屋法務局研修講師(2009年10月まで)
2010年6月	愛知県弁護士会資格審査会予備委員(2011年5月まで)
2010年6月	愛知県弁護士会懲戒委員会予備委員(2012年5月まで)
2010年9月	(財)岐阜県市町村職員研修センター講師
2010年2月	特許庁工業所有権審議会試験委員(2010年11月まで)
2010年5月	税務大学校講師(2011年3月まで)
2011年2月	特許庁工業所有権審議会試験委員(2011年11月まで)
2011年4月	税務大学校講師(2012年3月まで)
2011年9月	(財)岐阜県市町村職員研修センター講師

千葉恵美子教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
<b>著書</b>				
1 Law Practice 民法Ⅰ 総則・ 物権編	共著	2009年9月	商事法務	総289頁
2 Law Practice 民法Ⅱ 債権 編	共著	2009年9月	商事法務	総287頁
3 初学者のための民法学習ガイド	共著	2010年3月	日本評論社	掲載頁(P200~P210)
<b>論文</b>				
1 損害賠償額の予定・違約金条 項をめぐる特別法上の規制と民 法法理	単著	2008年5月	『損害賠償法の軌跡と展望』(山 田卓生先生古稀記念論文集)日 本評論社	P403~P440
2 外国語会話教室の受講契約 の解除に伴う受講料の清算につ いて定める約定が特定商取引に 関する法律49条2項1号に定める 額を超える額の金銭の支払いを 求めるものとして無効であると された事例—いわゆるNOVA解約 清算金事件	単著	2008年5月	判例時報1996号	168~172頁
3 錯誤、詐欺・強迫による遺言— —その効力と無効・取消を主張で きる者の範囲	単著	2008年12月	名古屋大学法政論集227号	P267~P288
4 即時(善意)取得制度の構造	単著	2008年12月	鈴木禄弥先生追悼論文集『民事 法法学への挑戦と新たな構築』 (創文社)	P213~P244
5 改正特定商取引法・割販法販 売法の適用範囲の拡大と今後の 課題	単著	2009年3月	現代 消費者法2号	P1~P7
6 店舗の賃借人が賃貸人の修 繕義務の不履行により被った営 業利益相当の損害について、賃 借人が損害を回避又は減少させ る措置を執ることができたと解 される時期以降は被った損害の すべてが民法416条1項にいう通 常生ずべき損害に当たるとい うことはできないとされた事例	単著	2009年11月	判時2051(判例評論609)号	168-173頁

7 法科大学院教育におけるインデックス付講義収録システムの利用と評価	共著	2010年3月	名古屋大学法政論集234巻	P1~P13
8 複合契約としてのモニター商法の効力と抗弁接続の可否	単著	2010年3月	潮見佳男・長谷川貞之・清水恵介編『金融・消費者取引判例の分析と展開』(金融商事判例1336号)	148-151頁
9 債権質・債権譲渡担保・代理受領・振込指定	単著	2010年5月	鎌田馨・加藤新太郎・須藤典明・中田裕康・三木浩一・大村敦志編『民事法?担保物権・債権総論〔第2版〕』	P51~P60
10 「貸金業者が、借主に対し、期限の利益の喪失を宥恕し、再度期限の利益を付与したとした原審の判断に違法があるとされた事例(最三小判平21・4・14)	単著	2010年7月	椿寿夫・奥田昌道・徳田和幸・櫻田嘉章・森本滋編『私法判例リマックス41号(2010年度下)』	P14~P17
11 集团的消費者利益の実現と実体法の役割	単著	2011年9月	現代消費者法12号	P4~P8
12 消費者取引における情報力の格差と法規制-消費者法と市場秩序法の相互関係に着目して-	単著	2011年9月	現代消費者法12号	P68~P78
その他				
1 建物区分所有法70条と憲法29条	単著	2009年2月	法学教室353号(別冊判例セレクト2009)	15頁
2 所有権留保売主の地位	単著	2009年5月	中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選I〔第6版〕』	202-203頁
3 法律基本科目の論点:未修者だけが問題なのか	単著	2009年5月	ロースクール研究.13号	2-9頁
4 「民法はおもしろい」と感じられるために	単著	2009年6月	法学セミナー654号	12-15頁
5 連鎖販売システムに基づく販売業務委託契約と委託事業者の取引拒絶行為の違法性——ノエビア化粧品事件	単著	2010年6月	廣瀬久和=河上正二編『消費者法判例百選』	120~123頁
6 指名債権の譲渡予約と第三者対抗要件	単著	2010年12月	判例セレクト2001-2008	120頁
7 金井高志著『民法でみる法律学習法:知識を整理するためのロジカルシンキング』(書評):法律学における論理的思考の意味と方法〈ブック・レビュー〉	単著	2012年1月	法学セミナー.685号	125頁

紀要等				
1 韓国・集合建物の周遊及び管理に関する法律（試訳）	共著	2009年3月	名古屋大学法政論集229号	163～186頁
2 「ライフ・イノベーション研究会（研究報告）「集团的消費者被害救済・予防システムの構築に向けて シリーズ①	共著	2011年6月	名古屋大学法政論集240号	1-45頁
3 「ライフ・イノベーション研究会（研究報告）「集团的消費者被害救済・予防システムの構築に向けて②-1	共著	2011年9月	名古屋大学法政論集241号	69-116頁
4 「ライフ・イノベーション研究会（研究報告）「集团的消費者被害救済・予防システムの構築に向けて②-2	共著	2011年12月	名古屋大学法政論集242号	1-28頁
5 「ライフ・イノベーション研究会（研究報告）「集团的消費者被害救済・予防システムの構築に向けて③	共著	2012年3月	名古屋大学法政論集243号	1-43頁
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
学会活動 2008年10月 2008年11月	日本私法学会理事(2010年9月まで) 日本消費者法学会理事・学会誌編集人(現在まで)			
社会における活動 2008年6月 2009年1月 2009年4月 2009年6月 2010年6月 2011年4月 2011年6月 2011年10月 2011年12月 2011年12月 2012年1月	法務省平成20年司法試験(新司法試験)審査委員(2008年10月まで) 学術振興会科学研究費委員会専門委員(2009年12月まで ) 文科省大学設置・学校法人審議会・法学専門委員会委員(2011年3月まで) 法務省平成21年司法試験(新司法試験)審査委員(2009年10月まで) 法務省平成22年司法試験(新司法試験)審査委員(2010年10月まで) 文科省大学設置・学校法人審議会・法学専門委員会主査(2012年3月まで) 法務省平成23年司法試験(新司法試験)審査委員(2011年10月まで) 日本学術会議事務局日本学術会議連携会員(2016年10月まで) 内閣府消費者契約法に関する調査作業チームメンバー(2013年9月まで) 女性科学研究者の環境改善に関する懇談会会員(現在まで) 学術振興会科学研究費委員会専門委員(2012年12月まで )			

中 東 正 文 教 授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書				
1 『企業結合法制の理論』	単著	2008年11月	信山社	総447頁
2 『企業結合法制の実践』	単著	2009年1月	信山社	総192頁
3 「企業結合法制と買収防衛策」 『企業結合法の総合的研究』	共著	2009年3月	商事法務	P102～P121 総468頁
4 「第5編 組織変更、合併、会社 分割、株式交換及び株式移転 [743条?774条]」奥島孝康＝落合 誠＝浜田道代編『新基本法コ メンタール・会社法3[持分会社 ～罰則]』	共著	2009年8月	日本評論社（別冊法学セミ ナー）201号	P219～P277 総588頁
5 『M&A判例の分析と展開 II』 (別冊金融・商事判例)	共編著	2010年6月	経済法令研究会	総293頁
6 「公開買付制度」金融商品取引 法研究会編『金融商品取引法制 の現代的課題』	共著	2010年6月	日本証券経済研究所	P144～P174 総377頁
7 「第4章 株式交換及び株式移 転[第767条?774条]」森本滋編 『会社法コメンタール17----組 織変更、合併、会社分割、株式交 換等(1)』	共著	2010年6月	商事法務	P407～P436 総447頁
8 「第2編第1章 要望の顕現---- 組織再編」『会社法の選択----新 しい社会の会社法を求めて』	共編著	2010年10月	商事法務	P257～P367 総1246頁
9 「Contracts on Mergers and Acquisitions in Japan」『Rolf Struner and Masanori Kawano』 International Contact Litigation, Arbitration and Judicial Responsibility in Transnational Dispute	共著	2010年12月	Mohr Siebeck	P44～P50 総392頁

10 「会社支配市場に関する法の再構築の方向性——英米法諸国を参考にして——」『比較企業法の現在』(石山卓磨先生・上村達男先生還暦記念)	共著	2011年6月	成文堂	P151～P181総570頁
11 『Law Practice 商法』	共著	2011年9月	商事法務	総352頁
12 『会社法 Visual Materials』	共著	2011年10月	商事法務	P33～P53 総154頁
13 『金融商品取引法コンメンタール 4 不公正取引規制・課徴金・罰則』	共著	2011年10月	商事法務	P68～P84,P534～P551 総804頁
論文				
1 カネボウ株式買取価格決定申立事件——東京地決平成20年3月14金融・商事判例1289号8頁【即時抗告】——〔判例批評〕	単著	2008年5月	金融・商事判例1290号	P22～P32
2 株式買取請求権と非訟事件手続	単著	2008年6月	名古屋大学法政論集223号	P233～P255
3 企業結合法制と買取防衛策	単著	2008年8月	商事法務1841号	P45～P51
4 資本提携契約と業務提携契約の解約と表明保証責任〔判例評釈〕	単著	2008年9月	判例時報2008号	P186～P191
5 会社非訟事件の当事者主義的な運用	単著	2009年5月	金融・商事判例1315号	P1
6 公開買付け制度〔報告記録〕『公開買付け制度』金融商品取引法研究会研究	共著	2009年7月	財団法人日本証券経済研究所証券取引法研究会30号	総163頁
7 金融商事の目——非訟事件手続における手続保障——サンスター事件高裁決定への疑問	単著	2009年10月	金融・商事判例1326号	P1
8 合併等対価の柔軟化	単著	2009年11月	浜田道代＝岩原紳作編『会社法の争点』	P200～P201
9 サイバード事件東京地裁決定から学ぶべきこと	単著	2009年12月	金融・商事判例1329号	P2～P6

10 シンガポールにおける代表訴訟の特徴とわが国への示唆	共著	2010年3月	代表訴訟研究会編(財団法人国際民商事法センター監修)『アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護』(商事法務)	P56~P64
11 公開買付け後の株式交換における公正な価格(東京地裁平成21年3月31日決定判例時報2040号135頁)	単著	2010年4月	<平成21年度重要判例解説>ジュリスト1398号	P126~P127
12 視点 一会社法制における事後救済の限界と今後の課題	単著	2010年6月	MARR188号	P34~P35
13 中小企業法制のあり方	単著	2010年6月	租税法学会編『中小企業税制の展開』租税法研究38号	P1~P25
14 中小企業税制の展開[シンポジウム記録]	単著	2010年6月	租税法学会編『中小企業税制の展開』租税法研究38号	P107~P134
15 監査役制度の再構築に何を期待するか	単著	2010年8月	金融・商事判例1347号	P1
16 監査役を支援するための法整備	単著	2010年10月	月刊監査役575号	P34~P35
17 会社法制の現代化による発想の転換と今後の課題	単著	2010年11月	法律時報82巻12号	P4~P7
18 新しい非訟事件手続法と会社非訟事件の裁判	単著	2011年7月	金融・商事判例1370号	P1
19 出資契約に関する実務の検討課題——篠原・青山論文へのコメント	単著	2011年8月	金融・商事判例1371号	P25~P28
20 企業結合	単著	2011年8月	商事法務1940号	P31~P42
21 取締役会決議が必要な重要な財産の処分	単著	2011年9月	別冊ジュリスト 会社法判例百選【第2版】205巻	P132~P133
22 会社非訟事件の現状と課題	単著	2011年10月	法律時報83巻11号	P41~P46
23 組織再編行為の諸類型と法規整	単著	2011年11月	法学教室374号	P33~P37
24 法の再構築と株主総会 —「2011年版株主総会白書」を読んで—	単著	2011年12月	商事法務1953号	P4~P10
25 MAC条項の解釈と裁判所の役割	単著	2012年1月	金融・商事判例1381号	P16~P18

26 企業再編をめぐる会社法制の課題	単著	2012年2月	ジュリスト1437号	P17~P22
27 社外性の要件と決議の効力	共著	2012年2月	金融・商事判例1384号	P2~P7
28 新設分割について異議を述べるができない債権者と会社分割無効の訴えの原告適格	単著	2012年2月	私法判例リマークス44号	P98~P101
29 Japan's Love for Derivative Actions: Irrational Behavior and Non-Economic Motives as Rational Explanations for Shareholder Litigation	共著	2012年3月	Vanderbilt Journal of Transnational Law45巻1号	P1~P82
30会社法改正の方向性----中間試案を踏まえて	単著	2012年4月	月刊監査研究68巻4号	P1~P7
その他				

学会及び社会における活動等

年 月	事 項
学会活動	
2009年4月	(独)国際協力機構大阪国際センター「中央アジア比較法制研究セミナー」運営委員会委員(2010年3月まで)
2009年4月	(社)商事法務研究会委員(2011年3月まで)
2009年5月	法務総合研究所アジア・太平洋監査制度研究会委員(2011年3月まで)
2010年3月	(財)豊秋奨学会評議員選考委員会委員(2011年6月まで)
2010年7月	(財)日本証券経済研究所金融商品取引法研究会委員(2013年3月まで)
2011年7月	(財)トラスト60研究会委員(研究会形式による新信託法の研究)(2013年6月まで)
2011年4月	法務総合研究所アジア・太平洋監査制度研究会委員(2012年3月まで)
社会活動	
2008年4月	法務総合研究所アジア株主代表訴訟研究会委員(2009年3月まで)
2008年10月	日本学術会議連携会員(2013年9月まで)
2008年11月	フタバ産業(株)社外調査委員会委員(2009年9月まで)
2008年12月	公認会計士・監査審査会平成21年及び平成22年公認会計士試験試験委員(2010年11月まで)
2009年3月	法務省法制審議会幹事(非訟事件手続法・家事審判部会)(2011年3月まで)
2010年4月	(独)国際協力機構大阪国際センター地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」運営委員会委員(2011年3月まで)
2010年6月	東京計器(株)特別委員会委員(2013年6月まで)
2010年7月	(株)カネカ特別委員会委員(2013年6月まで)
2011年3月	法務省法制審議会幹事(会社法制部会)(2013年3月まで)
2011年4月	(独)国際協力機構大阪国際センター地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」運営委員会委員(2012年3月まで)
2011年4月	最高裁判所民事規制制定諮問委員会幹事(2012年7月まで)
2011年11月	(財)新日本法規財団選考委員(2016年10月まで)
2012年3月	(独)国際協力機構大阪国際センター地域別研修「中央アジア比較法制研究セミナー」運営委員会委員(2013年3月まで)



中 舎 寛 樹 教 授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
<b>著書</b>				
1 新・民法学1総則(第3版)	共著	2008年4月	成文堂	P25~P34, P93~P184 (293PP)
2 論点体系 判例民法8不法行為	共著	2009年11月	第一法規	P401~P412(460PP)
3 新・民法学1総則(第3版補訂)	共著	2010年3月	成文堂	P25~P34, P99~P190 (293PP)
4 民法総則	単著	2010年9月	日本評論社	508PP
5 新・条文にない民法	共編著	2010年12月	日本評論社	P1~P7, P25~P29, P70 ~P74, P136~P140, P356 ~P360(405PP)
6 多角的法律関係の研究	共編著	2012年3月	日本評論社	P41~P53, P209~P222, P482~P509(512PP)
<b>論文</b>				
1 多角的法律関係の法的構造に 関する研究序説	単著	2008年8月	法律時報80巻9号	P100~P104
2 不動産登記の公信力にかわる 法理として、94条2項類推適用の 判例法理をどのように考えるか	単著	2008年9月	椿寿夫・新美育文・平野裕之・河 野玄逸編『民法改正を考える』所 収	P124~P127
3 多角的法律関係の法的構造に 関する覚書	単著	2008年12月	名大法政論集227号	P185~P216
4 保証取引と多角関係	単著	2009年5月	法律時報81巻5号	P140~P144
5 改正案「法律行為」についての 意見	単著	2009年8月	法律時報81巻9号	P56
6 預金取引における物権と債権 の交錯	単著	2009年8月	平野裕之・長坂純・有賀恵美子 編『現代民事法の課題』所収	P253~P284

7 改正案「法律行為」についての意見	単著	2009年11月	民法改正研究会編『民法改正国民・法曹・学界有志案』所収	P36～P37
8 弁済・債権回収	単著	2010年1月	ジュリスト1392号	P120～P127
9 多角的法律関係の研究の成果と課題	単著	2010年5月	法律時報82巻5号	P108～P115
10 法人根保証と保証契約解約事由—免責とその法的性質	単著	2010年10月	椿寿夫・堀龍児・河野玄逸編『法人保証・法人根保証の法理』所収	P91～P113
11 多数当事者間決済の対外的効力	単著	2011年2月	法律時報83巻2号	P70～P79
12 民法一一〇条の表見代理—本人の帰責性と要件枠組み	単著	2011年3月	椿寿夫・伊藤進編『代理の研究』所収	P449～P463
13 表見法理における帰責の構造	単著	2011年12月	名古屋大学法政論集242号	P1～P67
その他				
1 民法総則13	単著	2008年4月	法学セミナー640号	P108～P113
2 民法総則14	単著	2008年5月	法学セミナー641号	P83～P89
3 民法総則15	単著	2008年6月	法学セミナー642号	P80～P85
4 民法総則16	単著	2008年7月	法学セミナー643号	P82～P89
5 民法総則17	単著	2008年8月	法学セミナー644号	P98～P101
6 弁済提供の方法	単著	2008年7月	安永正昭・鎌田薫・山野目章夫編『不動産判例百選(第3版)』	P50～P51
7 実体に合致しない登記と善意無過失の第三者	単著	2008年7月	安永正昭・鎌田薫・山野目章夫編『不動産判例百選(第3版)』	P104～P105
8 民法総則18	単著	2008年9月	法学セミナー645号	P92～P97
9 民法総則19	単著	2008年10月	法学セミナー646号	P94～P99
10 民法総則20	単著	2008年11月	法学セミナー647号	P91～P96
11 民法総則21	単著	2008年12月	法学セミナー648号	P84～P89
12 民法総則22	単著	2009年1月	法学セミナー649号	P90～P95
13 民法総則23	単著	2009年2月	法学セミナー650号	P88～P95
14 民法総則24	単著	2009年3月	法学セミナー651号	P86～P91

15 民法総則25	単著	2009年4月	法学セミナー652号	P90~P97
16 詐称代理人と債権の準占有者	単著	2009年4月	中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ債権(第6版)』所収	P72~P73
17 預金担保貸付と民法478条の類推適用	単著	2009年4月	中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅱ債権(第6版)』所収	P76~P77
18 民法総則26	単著	2009年5月	法学セミナー653号	P76~P81
19 民法総則27	単著	2009年6月	法学セミナー654号	P86~P92
20 民法総則28	単著	2009年7月	法学セミナー655号	P74~P79
21 民法総則29	単著	2009年8月	法学セミナー656号	P95~P101
22 民法総則30	単著	2009年9月	法学セミナー657号	P79~P86
23 表見代理:109条	単著	2009年9月	千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law Practice 民法Ⅰ』所収	P81~P86
24 表見代理:名義利用許諾	単著	2009年9月	千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law Practice 民法Ⅰ』所収	P87~P92
25 預金契約	単著	2009年9月	千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編『Law Practice 民法Ⅱ』所収	P136~P141
26 民法総則31	単著	2009年10月	法学セミナー658号	P74~P79
27 民法総則32	単著	2009年11月	法学セミナー659号	P76~P81
28 民法総則33	単著	2009年12月	法学セミナー660号	P90~P95
29 民法総則34	単著	2010年1月	法学セミナー661号	P84~P88
30 民法総則35	単著	2010年2月	法学セミナー662号	P83~P88
31 振込依頼人との間に振込原因がない受取人の払戻請求と権利の濫用	単著	2010年2月	私法判例リマックス40号	P6~P9
32 詐称代理人と債権の準占有者	単著	2010年3月	奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(補訂版)追補判例集』所収	P12
33 現金自動入出機による預金の払戻しと民法478条	単著	2010年3月	奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(補訂版)追補判例集』所収	P13
34 預金者に郵送途中で詐取されたカードによる預金の払戻しが預貯金者保護法による「偽造カード等」による払戻しに当たるとされ	単著	2010年6月	現代消費者法7号	P86~P91

35 債権の準占有者の意義	単著	2010年6月	松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』所収	P120
36 指名債権の二重譲渡における劣後譲受人	単著	2010年6月	松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』所収	P121
37 定期預金の期限前払戻しと478条	単著	2010年6月	松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』所収	P122
38 現金自動入出機による預金の払戻しと民法478条および銀行の注意義務	単著	2010年12月	法学教室編集室編『判例セレクト2001-2008』所収	P132
39 債権法1	単著	2011年10月	法学セミナー681号	P67～P71
40 債権法2	単著	2011年11月	法学セミナー682号	P106～P111
41 債権法3	単著	2011年12月	法学セミナー683号	P86～P91
42 債権法4	単著	2012年1月	法学セミナー684号	P90～P95
43 債権法5	単著	2012年2月	法学セミナー685号	P82～P87
44 債権法6	単著	2012年3月	法学セミナー686号	P84～P91

学会及び社会における活動等

年 月	事 項
社会活動	
2008年4月	愛知県個人情報保護審議会委員(現在に至る)
2008年4月	国土交通省中部地方整備局入札監視委員会委員(2009年3月まで)
2008年5月	税務大学校講師(2010年3月まで)
2008年6月	愛知県弁護士会懲戒委員会委員(現在に至る)
2009年6月	国土交通省中部地方整備局入札監視委員会委員(2010年3月まで)
2009年6月	国土交通省中部地方整備局入札監視委員会第二部会部会長(2010年3月まで)
2009年9月	名古屋商工会議所産業経済委員会経済法規研究会委員(2010年9月まで)
2009年12月	愛知県労働委員会公益委員(現在に至る)
2010年4月	(公財)交通事故紛争処理センター名古屋支部審査員(現在に至る)
2010年9月	国土交通省中部地方整備局予算監視・効率化サブチーム委員(現在に至る)

橋田 久 教授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書				
1 テキストブック刑法総論	共著	2009年7月	有斐閣	掲載頁(P27~P34、P119~ P189)
2 プロセス演習 刑法総論・各論	共著	2009年4月	信山社	掲載頁(P118~P130)
3 ケースブック刑法第2版	単著	2011年4月	有斐閣	頁数特定せず。
論文				
1 量的過剰防衛	単著	2009年5月	刑事法ジャーナル16号	P21~P29
2 自招侵害	単著	2010年9月	研修747号	P3~P16
その他				
1 橋爪隆著『正当防衛論の基礎』(書評)	単著	2008年7月	刑事法ジャーナル12号	P116~P117
2 一連の行為をめぐる実体法と手続法の交錯(学会発表)	共同研究	2010年1月	日本刑法学会関西部会	指定発言者
3 財産的権利等を保全するための暴行に正当防衛が認められた事例(判例解説)	単著	2010年2月	判例セレクト2009[ I ]	P27
学会及び社会における活動等				
年 月		事 項		

## 本 間 靖 規 教 授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書				
論文				
1 Die Tendenz der jüngsten Reformen der japanischen Zivilprozessordnung	単著	2009年	Festschrift für Dieter Leipold	S. 581-589.
2 非訟事件・家事審判手続における当事者・関係人の地位	単著	2010年9月15日	ジュリスト1407号	18頁-24頁
3 Current Problems of Provisional Measures in Japan, in Comparative Studies on Enforcement and	単著	2011年	Mohr Siebeck	S. 219-222
4 非訟事件手続・家事事件手続における裁判所の役割	単著	2011年10月	法律時報83巻11号	17-21頁
5 手続保障論の課題	単著	2011年3月	民訴雑誌57号	120頁~129頁
6 上告理由と手続保障—ドイツの議論を参考にして—門口正人判事退官記念『新しい時代の民事	単著	2011年12月15日	商事法務	607-628頁
7 株式価格決定申立てと個別株主通知	単著	2012年4月	法律時報84巻4号	44頁~49頁
その他				
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
学会活動 2009年4月 2009年4月 2009年6月 2009年6月 2009年10月 2011年6月 2011年6月	国家公務員共済組合連合会 名城病院治験審査委員会委員(2012年3月まで) 国家公務員共済組合連合会 名城病院倫理委員会委員(2012年3月まで) 愛知県弁護士会資格審査委員会(2012年5月まで) (財)民事紛争処理研究基金評議員(2011年5月まで) 中部弁護士会連合会弁護士任官適格者選考協議会委員(2011年9月まで) 愛知県弁護士会資格審査委員会(2012年5月まで) (財)民事紛争処理研究基金評議員(2013年5月まで)			
社会活動 2008年4月 2008年11月 2009年8月	名古屋家庭裁判所家事調停委員(2010年3月まで) 法務省平成21年度司法試験(新司法試験)考査委員(2009年10月まで) 名古屋家庭裁判所家事調停委員(2011年7月まで)			

2009年11月	法務省平成22年度司法試験(新司法試験)審査委員(2010年10月まで)
2010年4月	名古屋家庭裁判所家事調停委員(2012年3月まで)
2010年4月	国土交通省中部地方整備局入札監視委員会委員(2011年3月まで)
2011年4月	国土交通省中部地方整備局入札監視委員会委員(2012年3月まで)

## 森 際 康 友 教 授

研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
<b>著書</b>				
1 法曹の倫理 第2版 (The Law and Ethics of Jurists, 2nd ed.)	共著	2011年4月	名古屋大学出版会	掲載頁 (i-xi, P2-P14, P146-P155, P188-P194, P296-P317, P347-P363)
2 Interpretation of Law in the Age of Enlightenment: From the Rule of the King to the Rule of Law (啓蒙期における法の解釈 ―― 王の支配から法の支配へ)	共著	2011年7月	Springer	掲載頁 (vii-xi, P125-P138) ]
<b>論文</b>				
1 韓国の法曹事情	共著	2008年6月	『SOPHIA』	568号、 P70-P71 (合作)
2 JICAモンゴル法整備支援プロジェクト法曹倫理研修報告	共著	2008年12月	『SOPHIA』	574号、 P68-P69 (合作)
3 法テキストの隠された次元	単著	2009年3月	テキスト布置の解釈学的研究と教育	2巻2号、 P87-P109
4 依頼者・弁護士関係における弁護士倫理が要請するもの ―― 公共性の革新のために ――	単著	2009年3月	法社会学年報 民事司法過程の法社会学 (日本法社会学会)	70号、 P169-P176
5 Die philosophischen Grundlagen der Richterethik (裁判官倫理の哲学的基礎)	単著	2009年4月	Schleswig-Holsteinische Anzeigen	C6117E, P110-P115
6 グローバル化と法曹倫理の展開	単著	2010年	ロースクール研究	15号、 P82-P85
7 ヨーロッパにおける弁護士倫理の発展 ―― CGBEによる共通ルール形成への歩み	共著	2010年	ジュリスト	1408号、 P106-P110 (合作)
<b>その他</b>				
裁判官倫理の司法的機能の研究とその法曹教育への適用	共著	2008年	科学研究費補助金・基盤研究(B) 研究成果報告書 課題番号	P5-P8 他随所
司法倫理	編著	2010年1月	『法曹の倫理』初版の中国語訳北京: 商務印書館	P355
法曹倫理	編著	2011年10月	『法曹の倫理』第2版の中国語訳台北: 新學林出版社	P387
弁護士の懲戒	共著	2011年1月16日	朝日新聞 大阪版	



The Coexistence of Stability and Justice in the Interpretation of Law (法解釈における安定性と正義の共存)	単著	2012年	De l' herméneutique philosophique à l' herméneutique du texte(Nagoya: Graduate School of Letters, Nagoya University)	P 89-P 92
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
<p>学会活動</p> <p>1986年11月</p> <p>1999年7月</p> <p>2003年8月</p> <p>2009年6月</p> <p>2010年7月</p> <p>社会活動</p> <p>2006年12月</p> <p>2007年6月</p> <p>2007年5月</p> <p>2006年4月</p> <p>2005年4月</p>	<p>日本法哲学会 (JALP) 理事 (現在まで)</p> <p>法哲学社会哲学国際学会連合 (IVR) 理事 (現在まで)</p> <p>法哲学社会哲学国際学会連合 (IVR) 副理事長 (2011年8月まで)</p> <p>法哲学社会哲学国際学会連合 (IVR) 理事長代行 (2011年8月まで)</p> <p>国際法曹倫理学会 (IAOLE) 理事 (現在まで)</p> <p>ドイツ裁判官アカデミー講師 (ドイツ裁判官への裁判官倫理研修) (現在まで)</p> <p>JICA短期専門家 (モンゴル法曹への法曹倫理研修) (2009年9月まで)</p> <p>名古屋市衛生研究所疫学倫理審査委員 (現在まで)</p> <p>名古屋工業大学生命倫理審査委員会委員 (現在まで)</p> <p>日本多施設共同コーホート研究・外部評価委員会委員 (現在まで)</p>			

# 加藤倫子教授

職 歴				
年 月	事 項			
昭和55年 4月	名古屋弁護士会に弁護士登録			
平成13年4月	旗法律事務所に勤務(～平成13年3月)			
平成21年4月	加藤総合法律事務所入所(現在に至る)			
	名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻教授(実・専)授業科目「法曹倫理」「総合問題研究(民事法)Ⅰ」「総合問題研究(民事法)Ⅱ」「エクスターンシップ」			
教育上の能力に関する事項				
事項	年月	概要		
教育方法の実践例				
1) 企業研修	2009年9月 2010年3月 2011年7月	裁判員制度について 偽装請負について 震災対応の株主総会の状況について		
2) 自治体研修	2011年2月	離婚をめぐる法律の基礎知識		
3) 大学での講義	2012年3月	弁護士という仕事		
実務の経験を有する者についての特記事項				
1) 弁護士会での講演	2012年2月 2012年3月	遺産分割の実務 遺言・遺言執行者の実務		
研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書				
論文				
その他				
法律実務に関する活動				
年 月	事 項			
2008年12月	名古屋高等裁判所(2007年5月判決の控訴審) 所得税更正処分等取消請求控訴事件 判例時報2064号25頁 裁判所ウェブサイト			
2010年4月	最高裁判所(上記事件の上告受理申立事件) 判例時報2082号49頁 判例タイムズ1325号71頁 裁判所ウェブサイト			
2011年1月	名古屋高等裁判所(上記事件の差戻後控訴審) 裁判所ウェブサイト			

島崎 邦彦 教授

職 歴		
年 月	事 項	
平成8年4月 平成10年4月 平成12年3月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成16年7月 平成18年4月 平成19年4月 平成21年4月 平成22年4月 平成23年4月	大阪地方裁判所判事補 釧路地方裁判所判事補 最高裁判所事務総局総務局付 自治省行政 総務省自治行政局行政課 東京地方裁判所判事補 津地方裁判所熊野支部判事補 大阪地方裁判所判事補 大阪地方裁判所判事 法務省民事局局付 法務省民事局参事官（心得） 名古屋地方裁判所判事（現在に至る） 名古屋大学大学院法学研究科実務家法曹養成専攻教授（現在に至る）	
教育上の能力に関する事項		
事項	年月	概要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書、教材等		
3 教育上の能力に関する大学等の評価		
4 実務の経験を有する者についての特記事項		
1) 倒産事件実務に関する各種講義等	2006年4月～ 2007年3月, 2010年4月～ 2011年3月	倒産事件処理に関し新任判事補に対して、年1回の講義をおこなった（大阪地方裁判所）。同じく、倒産事件処理に関し司法修習生に対して、年1回の講義を行った（名古屋地裁）。
2) 倒産事件実務ビデオ講義	2006年	倒産事件処理に関する裁判官向け研修用ビデオ教材において、講義を行った。
(1) 経験の内訳		
①職務上の経験		
ア 民事	1996年4月～ 1998年3月 (2年間)  1998年4月～ 2000年2月 (1年11か月間)  2002年4月～ 2003年3月 (1年間)  2003年4月～ 2004年6月 (1年3か月間)  2005年7月～ 2007年3月 (1年9か月間)  2010年4月～ 2011年3月 (1年間)  2011年4月～ 現在まで	合議事件の左陪席（大阪地裁民事23部）  民事執行、民事保全（釧路地裁根室支部・兼務）  合議事件の右及び左陪席、民事単独（東京地裁民事8部・商事部）  民事単独、民事執行、民事保全、破産・民事再生（津地裁熊野支部）  会社更生・民事再生・破産（大阪地裁民事6部・倒産部）  労働審判事件（名古屋地裁民事1部）、民事再生・破産（民事2部）  合議事件の右陪席、民事単独（名古屋地裁民事6部）
イ 刑事	1998年4月～ 2000年2月 (1年11か月間)	合議事件の左陪席、令状（釧路地裁刑事部）

ウ 家事	2003年4月～ 2004年6月 (1年3か月間)	刑事単独, 令状 (津地裁熊野支部)
エ 少年	2003年4月～ 2004年6月 (1年3か月間)	人事訴訟事件, 家事審判事件・調停事件 (津家裁熊野支部)
	1998年4月～ 2000年2月 (1年11か月間)	少年審判事件 (釧路家裁少年部・兼務)
②その他の経験	2003年4月～ 2004年6月 (1年3か月間)	少年審判事件 (津家裁熊野支部)
ア 司法行政	2000年3月 (1か月間)	最高裁判所事務総局総務局付 (最高裁判所)
イ 法務行政	2007年4月～ 2010年3月 (3年間)	法務省民事局参事官室局付及び参事官 (心得) (法務省)
ウ 在外研究 (北米)	2004年7月～ 2005年6月 (1年間)	ペンシルバニア大学ロースクール客員研究員
-----		
5 教育方法・教育実践に関する発表、講演等		
-----		

研究業績等に関する事項  
(担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)

著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	備考
著書				
1 最新地方自治法講座4 (住民訴訟)	共著	2002年12月	ぎょうせい	掲載 (P1～P14) 頁 総385頁
2 新注釈民事再生法	共著	2006年11月	金融財政事情研究会	掲載頁 (P502～P525) 総759頁
3 新破産法の理論と実務	共著	2008年5月	判例タイムズ	掲載 (126, 127頁) 総474頁
4 事例解説個人再生—大阪再生物語	共著	2006年2月	新日本法規	総333頁 (研究会メンバーによる共同執筆)
論説				
1 ウィーン売買条約および利息制限法の動向	単著	2010年1月	N B L No. 920	掲載頁 (P47, 48)
判例解説				
1 取立訴訟において、債権者・第三債務者間で、被差押債権について訴訟上の和解がされ、和解金を受領する前に、債務者に対して再生手続開始決定がされた場合、債権者は和解金を受領する権限を有する	単著	2007年9月	判例タイムズ 1245号 (平成18年度主要民事判例解説)	P204

2 同性愛者の団体からの青年の家の利用申込を不承認とした教育委員会の処分を違法であるとして損害賠償請求を一部認めた事例	共著	1999年9月	判例タイムズ 1005号（平成10年度主要民事判例解説）	P118
論文 住民訴訟制度改正の意義と今後の課題	単著	2003年12月	地方自治（ぎょうせい）	掲載頁（P20～P31）
その他				
法律実務に関する活動				
年 月		事 項		
2003年2月 2003年5月	1996年に判事補として任用されて以来、携わった主な事件は以下のとおりである。 東京地裁平成14年（ワ）第19642号損害賠償請求事件判決（判例時報1812号143頁，判例タイムズ1138号250頁） 東京地裁平成12年（ワ）第14917号損害賠償請求事件判決（判例時報1835号126頁，判例タイムズ1136号225頁）			
学会及び社会における活動等				
年 月		事 項		
2009年11月		法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事（2010年3月まで）		
2009年11月		平成22年新司法試験考査委員（民法）（2010年3月まで）		

# 白井 玲子 教授

職 歴				
年 月	事 項			
昭和62年4月	大阪地方検察庁検事（～昭和63年3月）			
昭和63年4月	徳島地方検察庁検事（～平成2年3月）			
平成2年4月	名古屋地方検察庁検事（～平成4年3月）			
平成4年4月	岐阜地方検察庁検事（～平成5年3月）			
平成5年4月	東京法務局訟務部付検事（～平成8年3月）			
平成8年4月	名古屋地方検察庁検事（～平成11年3月）			
平成11年4月	京都地方検察庁検事（～平成13年3月）			
平成13年4月	名古屋地方検察庁検事（～平成15年3月）			
平成15年3月	名古屋地方検察庁一宮支部長（～平成16年3月）			
平成16年4月	司法研修所検察教官（～平成19年3月）			
平成19年4月	名古屋地方検察庁総務部長（～平成21年1月）			
平成21年1月	名古屋高等検察庁検事（現在に至る）			
平成23年4月	名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻教授（実・み） 授業科目「刑事実務基礎」「総合問題研究（刑事法）」（現在に至る）			
教育上の能力に関する事項				
事項	年月	概要		
1 教育方法の実践例				
1) 名古屋地方検察庁総務部指導係検事として、司法修習生に対する実務指導	平成10年4月 ～同11年3月	名古屋地方検察庁に配属された司法修習生に対し実務指導を行った。		
2) 京都地方検察庁総務部指導係検事として、司法修習生に対する実務指導	平成12年4月 ～同13年3月	京都地方検察庁に配属された司法修習生に対し実務指導を行った。		
3) 司法研修所検察教官として、司法修習生に対する指導教育	平成16年4月 ～同19年3月	司法研修所において、57期、58期、59期及び60期の司法修習生に対し、検察科目を指導教育した。		
4) 名古屋地方検察庁総務部長として、司法修習生に対する指導教育	平成19年4月 ～同21年1月	名古屋地方検察庁に配属された司法修習生に対し、検察実務を指導教育した。		
研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	備 考
著書				
新捜査書類全集第4巻 取調べ	共著	2006年2月1日	立花書房	
検察講義案	共著	2007年3月31日	法曹会	
論文				
その他				
法律実務に関する活動				
年 月	事 項			
	昭和62年4月に検事として任用されて以来、地方検察庁及び高等検察庁における捜査・公判活動のほか、司法修習生に対する実務指導に携わった。			

## 竹内裕詞 教授

職 歴				
年 月	事 項			
平成5年4月1日 平成9年3月1日 平成21年4月1日	名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 野田弘明法律事務所（その後「さくら総合法律事務所」に改名）に勤務 野田弘明弁護士の裁判官任官に伴い、さくら総合法律事務所を承継。現在 名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻教授（実務家）。 授業科目「ロイヤリング」、「模擬裁判」			
教育上の能力に関する事項				
事項	年月	概要		
1 教育方法の実践例 1) 大学での講義 2) インターンシップ生の受け入れ 3) エクスターンシップ生の受け入れ		名古屋大学法学部 法曹実務講義 名古屋大学法学部 名古屋大学法科大学院		
2 作成した教科書、教材等 1) 映像教材		ロイヤリング教材「離婚相談」シナリオ作成(PSIMコンソーシアム)		
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
研究業績等に関する事項 (担当する授業科目に関連する業績のみを記述してください。)				
著書、学術論文等の名称	単著・共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等又は 発表学会等の名称	備 考
著書 最新看護管理用語事 典 入門法科大学院	共著 共著	2001年6月20日 2012年4月	看護管理用語検討委員会 日総研出版 愛知県弁護士会法科大学院委員 弘文堂	
論文				
その他				
法律実務に関する活動				
年 月	事 項			
平成12年11月27日 平成15年12月26日 平成19年7月31日 平成20年3月14日 平成22年8月31日 平成22年6月30日	弁護士登録をして以来携わった主な事件は以下のとおりである。 名古屋南部大気汚染公害訴訟第1審判決(判例時報1746号3頁) 徳山ダム事業認定取消訴訟第1審判決(判例時報1858号19頁) 薬害肝炎名古屋訴訟第1審判決(訟務月報54巻10号2143頁) 新川水害訴訟第1審判決(判例時報2024号58頁) 新川水害訴訟控訴審判決 設楽ダム公金支出差止請求訴訟第1審判決			
学会及び社会における活動等				
年 月	事 項			
平成22年4月	愛知県弁護士会法科大学院委員会副委員長			